★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士会の
正常化をはかる

第一税協

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷５－18－３
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話（816）3346
発行人　下田友吉（１部　100円）
編集人　岡田一馬（年極 1,000円）
会員の購読料は会費に含む

主要目次

一頁…東京税理士会の中の二つの思想
二頁…歴史考察、税の歴史
銘語録、追悼文

東京税理士会 役員選は無投票

東京税理士会の役員選挙は立候補受付が四月十日、立候補辞退は四月十四日、投票日は五月十二日の日程であったが、立候補受付の四月十日に各支持者団体の交渉により、会長、副会長の定員内立候補ということが成立して、結局選挙が行われないことに落着した。

各支持者団体交渉の以前に早くから関本和幸氏が会長立候補の運動を開始しており、続いて増田進氏が続き、寺沢隼人氏が噂にのぼって、結局会長選挙はこの三人のうち八人程が噂にのぼっていたのでことしは久し振りに活発な選挙戦になるものと各支持者団体は会員にそれぞれ選挙資金カンパもお願いし、東京税理士会活性化のためにも選挙戦が期待されていた。

ところが、第一税理士協議会の加盟する税理士21世紀の会とは思想的立場の異にする現会長派では、結局現会長である服部徹義氏を三選にかつぎだすことに決定し、関本和幸氏は選対本部長に廻ってしまった。そして、税理士21世紀の会で推せんに決定していた増田進選対（下田友吉名誉選対本部長、小林繁選対本部長）に選挙をしないことの交渉を申し入れた模様である。

増田進選対では、諸般の事情と次回の選挙を勘案し、結局選挙が行われないことになり、増田進氏と有安正雄氏が良識派を代表する副会長として就任することになった。

役員選挙資金カンパのお礼とお詫び

第一税理士協議会会長　下田友吉

ことしこそ東京税理士会の役員選挙戦が行われるものと期待し第一税理士協議会としても、「税理士21世紀の会」の依頼により、第一税理士協議会会員の諸先生に、東京税理士会役員選挙のための選挙資金カンパのお願いを申し上げました。

早速、別掲の諸先生から心あたたまるご醵出をいただきまして、衷心より御礼を申し上げます。

ところが、別項にも明らかなように、役員選挙は行われなくなりましたので、ご折角のお志も役に立てることができませず、本当に心からお詫び申し上げます。

つきましては、カンパの正当性がなくなり、浄財はほとんど直ちに返還すべきものと考えておりますが、資金は税理士21世紀の会に渡されてありまして、すぐ右から左というのが実情でございます。税理士21世紀の会としてもすでに次回を期してのご寄付ということにしていただけないかと懇願申し上げる次第であります。他の支援団体でも同じような考えであり、何卒、ご寛恕のほどよろしく御願い申し上げます。

ご応募いただいた第一税理士協議会の諸先生のご芳名は次の通りです。

浅井　新平　浅見　孝
岡崎　寿士　岡田　一馬
兼山金刀圀　河村　豊
倉田　由次　小島　典春
五味　薫　佐々木理夫
佐藤　次男　清水多四郎
諏佐市之烝　杉村　明
鈴木　尚美　住田　光生
田中　佐門　武田　義正
辰巳　正衛　土屋伝之助
伝田　隆雄　永島　徳造
長坂　利正　西宮　憲
野村　富雄　藤井　豊三
藤森　睦雄　古堅　良雄
前田　秀男　松尾　榮一
松木　正輝　三浦藤四郎
三宅　忠男　宮島　正憲
安田　正義　吉野永市郎
和田新之助　若林　恒雄
本島三郎（群馬県）池田
謙二（長野県）下田友吉
田代　收

主張 東京税理士会の中の二つの思想

公認会計士である税理士は東京税理士会には約二千人いる。その内第一税理士協議会に加入している者は約五百人である。残りの千五百人程の公認会計士たる税理士は東京税理士会の会員でありながら第一税理士協議会には会費納入会員としては入会されていない。

これは何故であろうか。思うに東京税理士会の実態をご存じなく、そのために第一税理士協議会は何をしているかが分明でないからではあるまいか。第一税理士協議会は、過去二十年に及び東京税理士会の正常化を期しそのための諸活動をしてきているが、そのことの意味が、通知公認会計士制度を経てわからなくなったからではなかろうか。

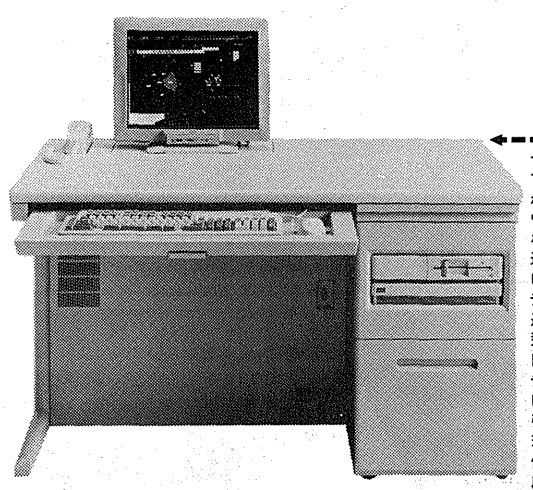
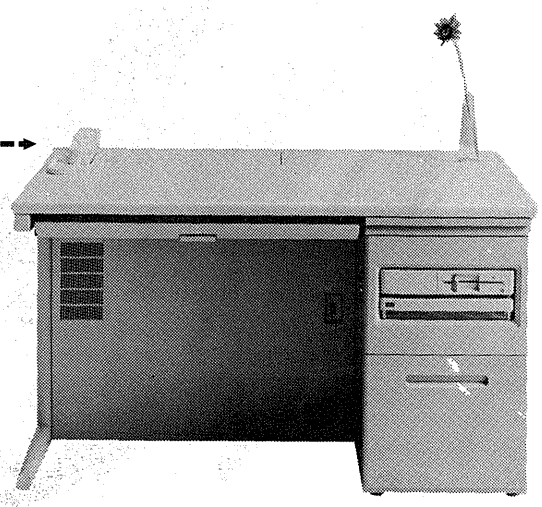
そこで、現在の東京税理士会の中に存する二つの指導理念とその底辺に存する二つの思想的立場をあらためて明らかにしたい。

その一は、過去十数年来の東京税理士会執行部の一部の指導理念である「納税者の権利擁護」一辺倒の思想である。これは税理士の使命は「納税者の権利擁護に在る」とするものでありまた彼等は税理士における納税者の権利擁護は弁護士の基本的人権擁護と同じであると主張する。しかし国民は憲法で基本的人権が守られながら、同時に納税の義務を負っている。憲法でいう基本的人権と納税の義務に基づく権利とはその法的基盤が異なるものである。

しかも納税者の権利擁護といえばその相手は徴税側に限られ税務署であり、国税局であり、大蔵省であり政府ということになる。必然的に東京税理士会執行部一部の主張は反体制的立場にならざるを得ない。したがって過去における東京税理士会、特にその指導下にある東京税理士政治連盟は税理士法の改正、商法の改正はもとよりその他すべての政府の施策に反対することを旨としてきた。その結果、日本税理士会連合会においても異端者と思われ、全国最大の税理士数を擁する東京税理士会の会長でありながら連合会会長になることができなかった。このような現状は東京税理士会の一員であるわれわれの立場からは甚だ残念なことであり、大きな恥辱に他ならず、全国会員からみても極めて不自然、不都合なことであろう。かかる全国に受け入れられない東京税理士会の指導理念――税理士法改正に関する基本要綱――を変えさせることがわれわれの唱える東京税理士会の正常化なのである。

その二はわれわれの思想で、税理士の使命は納税者の権利擁護だけでなく、税理士法第一条の「税理士は、税務に関する専門家として独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする」という立場をとる思想である。即ち納税者側だけに偏るのではなく、納税者と徴税側との中に立って独立公正な立場を貫くことを指導理念とするのである。納税者の権利は税法に基づきこれを擁護することは当然であるが、その判断は独立公正の立場で税理士自身が判断する。徴税者である国の徴税機関が誤りを犯した場合は、税法の正しい執行のために職業的専門家として納税者を擁護するのであって、納税者の納税義務の適正な確保の立場に立ち、徴税側を窘めることもあるのである。

東京税理士会においてはこの納税義務の適正な確保の立場に立ついわゆる良識派は、過去の役員選挙において権利擁護派に僅少の差で苦杯を喫してきている。その原因は種々あると思われるが、公認会計士たる税理士が東京税理士会の役員選挙にあまり関心がないということにもあるのではあるまいか。二十数年前東京税理士会においていわゆる純血運動と称して税理士専業派が公認会計士を税理士会から疎外する方針をとり公認会計士側も通知公認会計士として税理士会から離れる傾向をとったため、通知公認会計士制度が廃止された現在においても東京税理士会の中に良識派がなかなか育たないのではなかろうか。三年前「税理士21世紀の会」が結成され、良識派が結集したが、公認会計士たる税理士の参加は未だしである。公認会計士の行う税務業務育成発展のためにも公認会計士たる税理士は全員第一税理士協議会と税理士21世紀の会に入会され、東京税理士会の正常発展ひいてはわが国税理士制度、職業会計人制度の正常発展に力を貸されんことを願うものである。（火男）

UCHIDA
あるようでなかった、新発売。

使って、しまう。
一見、スマートなデスク。でも、とあるボタンを押すと、スイッと天板が開いてディスプレイがせり上がってきます。何とワークステーションなんですね。ウチダの今度の新製品は、ありそうでなかった意外な新製品。その名もDESCOM（デスコン）。文字通りデスクにコンピュータ（ワークステーション）を組み込んだ省スペース型インテリジェントファニチャです。デスクの中央引出しをスッと手前に引くとキーボードが現われるシカケ。本体は袖引出しの中段に収めました。
ワークステーションはCPUに32ビット・高速処理MC68020を採用。メモリは4～12MB。80MBと大容量のハードディスクを標準装備。1024×768ドットの高精細15インチ・プラズマディスプレイ、マウスサポートというスグレモノ。コンパクトな多機能電話（ハンドセット）も付けられます（OP）。ナイスデザインに加え、省スペース設計が実に嬉しい。マルチウィンドウRDB、高生産性開発ツール、ネットワーク機能、ワープロ等のOAツールなど多才がウリのデスコンは、いま、OA最先端。
デスク組込み型 32bit WS/USACデスコン
DESCOM

内田洋行 電子計算機事業部　〒104 東京都中央区新川2-5-2 ☎03(555)4144　大阪・札幌・仙台・高崎・横浜・名古屋・金沢・神戸・広島・高松・福岡

歴史考察

大久保利通と西郷隆盛（二・完）

5大久保利通の征韓論反対の七ケ条　明治六年十月

一、政府の基礎が確立せず、不平士族領民がいつどんな変を起すかしれないとき外征を起すべきでないこと

二、財政は赤字であり、膨大な戦費を支出すれば経済は混乱、外債は増大し、大いに人民の苦情を発し、ついに擾乱をかもす

三、戦争をすれば人民は苦しみ、政府の事情はすべて半途で廃絶する

四、輸出は減少し、兵器戦艦をはじめ輸入が増大し、貿易入超は増大し内国は疲弊する

五、征韓論はロシア公使も内々同意しているというが、そんなものは信用できぬ。日朝間の戦争は、ロシアに漁夫の利を与えるのみである

六、日本は英国に多大の負債がある。もし対外、戦争などしてその返済が困難となれば、英国から内政干渉され、日本はインドの二の舞いになる

戦争より産業と輸出を盛んにして外債の返済をいそぐべきである

七、日本は欧米諸国に不平等条約で属国のようにされている。早く条約を改正し、独立国の体制を全うするのが先決である。

というもので、こんにちの目からみると、まことに理路整然としていて反論の余地のないものであった。

（注）明治六年日本の政府を二分した征韓論は、明治十年三月、西南の役の導火線となった。

征韓派　西郷隆盛・後藤象二郎・江藤新平・副島種臣・板垣退助

反対派　岩倉具視・大久保利通・木戸孝允・山口尚芳

敗れた西郷は、桐野利秋、篠原国幹等の腹心とともに野に下り、私学校を開き、明治政府と対立することとなったのであった。

思えば西郷隆盛自身は、朝鮮と戦争をするのではない、単身大使として朝鮮におもむき、こと成らぬその時は割腹してもことの成就をはからんとしたのであるが、当時の澎湃たる不平士族の世論を背景にしていては、とうてい、西郷の真意は大久保たちに理解されるものではなかった。

いずれにしても大久保は、冷徹に理論的に日本の近代化を押し進め、そのため暗殺された。

（税理士今村秀夫）

内田洋行社長久田孝氏の死を悼む

岡田　一馬

第一税理士協議会会員のコンピュータ導入に際しての研修会、見学会等を率先企画・実施され、本紙に毎号広告も掲載されていた内田洋行の久田孝氏が、平成元年四月五日午後六時五分、心不全のため入院先の慶応病院で死去した。五十八歳であった。葬儀は四月二十五日築地本願寺で社葬として営まれ、参列者は数千人を超える盛儀であった。

氏は昭和二十八年大阪大学法経学部卒業後、内田洋行に入社し、四十一年社長に就任して以来、六十二年には会長も兼務、コンピュータやOA機器部門にも進出してユーザック電子工業（現PFU）、東邦精機の社長も兼任し今日の隆盛を築いたもので、逝去後、従五位勲四等に叙せられた。

東京都文具卸商業協同組合副理事長、経済同友会に所属し、ライオンズクラブ国際協会の役員等奉仕活動にも熱心で、本紙の広告は創刊以来のご好意である。

ここに本会を代表して哀心より哀悼の意を表するとともに、広告代理の歌人大上春秋氏の献歌を紹介して謹んで合掌する。

さくら短歌会主宰　大上春秋氏献歌

かみつけの山の家より帰り来てその夜参じぬみひつぎの前　四月六日

札幌に〈サクラ製品〉たづさへて交流せし日の君若かりし

東京に移りて君を訪ひしかの宝町あたり様変りせり

同郷と同業なりしいみじさやいま新宿に向かひ合ひ住む

弔問に妻とゆくみち護国寺や土曜の雨は蕭条としてし

護国寺の桂昌殿につづく径菊花つらなり胡蝶蘭満つ

大内田きづきたまひしいさをしを讃へざらめや久田孝氏

君の死の実感いまだし目つむればみ声きこゆる菊濡らす雨

噫無情！文化の貢献床しける君を哭く夜や小糠雨降る

喪の列の尽きざる築地本願寺晴れし卯月のかぜ爽やかに　四月二十五日

うつし世の花もあらしも踏み越えて憲民・孝氏きづきし〈ウチダ〉

花咲かば糧孝順をしのばむか無常の風の吹かずあれかし

銘語録

これは仏前でざんげする功徳の力が自分を救い、清浄にしてくれるという意味だが、つづいて「この功徳よく無礙の浄信、精進を生長せしむなり」とある。無礙とは、心にかたまりがないとか、こだわりがないの意である。

宗教では自らを反省するのを「ざんげ」という。私共の日常生活では宗教はあまり関係がないようにみえるが、昔から宗教は生活の規範であったはずである。人は常に試行錯誤をくりかえしながら進歩していくものといえる。失敗したとき自らを省みて誤ちをくりかえさないものと、無反省で他人のせいにして他の悪口をいって言い逃れるものとがいる。その差は、謙虚さがあるかないかによる。

よく人は、あの人は頭がよいとか悪いとかいう。しかし頭の良い悪いといっても大自然の摂理からみると、たかが知れているといえるのではないかと思う。

今回のリクルート事件を見ていると、求人情報誌にしろ、不動産業、さらに情報産業と業績は順調そのものであった。今の時点からみると何故あそこまでしなければならなかったかという疑問を感じるが、それは現状の結果論である。人間の欲望の際限のなさからいって、さらに野心を抱き、企業の発展と個人的名誉欲を、もっともっと満たそうとしたのではないかと思う。

「知足」という言葉があるが、足るを知るということは自ら反省する心とか、謙虚な気持がなければ判らないことだといえる。

（鍾　馗）

前仏懺悔の功徳力、われを救いて清浄ならしむ。

道元

——谿声山色——

税の歴史から

明治の中興（その三）

<85>

鴻池家憲法はさらに次の様に続く。

第十二条　家産は一切これを老分に管理せしめ家主自らこれを左右するを得ず

これには注釈があって、家産とは金銭及び動産不動産を総称する。家主が随意に動かせないようにしたのは、妄意により破産の憂あらむ事を慮り、かつ、老分にまかす時は其の盛衰の責を老分に帰すゆえにこれを保護維持するにあたっては必ず慎重にし、同僚の目もあるので私を容れる隙をなくすであろう。

これは祖先の遺範にしてよって内外本末相制し能く家産を永遠に保続する神策なりとある。

第十三条　家主一身の費用として相応の金額を定め毎月これを供すべし

第十四条　およそ内外の家屋庭園の築造営繕等一家の公費に係るものはこれを老分に謀り其の承諾を得るにあらざれば家主恣専にこれを断行すべからず

この条文の注には内外の家屋とは本家本地別荘新田等なり。一家の公費に係る会計は理財上予算あるが故に、もし家主これを専行する時は不意に其の費額を増し支給に堪えざらむ事あるを恐るればなりとある。

第十七条　時として顧問又は相談役を置く事あるべし

第十八条　一、老分三名時に従い一名を増す

一、支配人定員なし

一、手代定員なし

一、給仕定員なし

第十九条では家主が老分支配人等の進退をきめる特権を有するが私情を用いないよう定め、第二十条では老分が家主に代り家産を管理するは勿論、一家に関する内外の事務を総括担任するものと定めている。また第五十条には、年々所得入額百分の二を蓄積し其内を以て賑恤及び諸寄付金等に供すべきことを定めている。

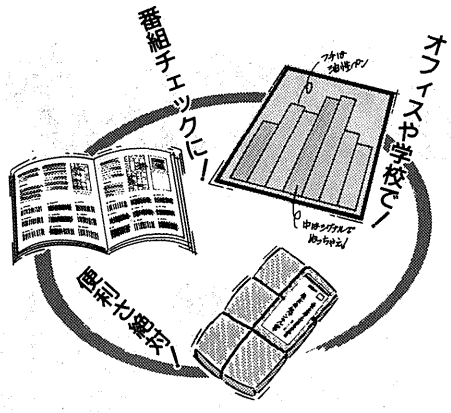
また顧問の土居通夫は憲法制定にあたり次の様な祝詞を述べている。国に法なければ其国決して治むべからず、家に法なければ其家決して斉ふべからず。故に国あれば国法あり家あれば必ず家法あるは天下の通義なり。またたとい其法は美を尽し善を尽すともこれを行ふ者いやしくも其人を得ざればまたこれを如何ともするなし、其本乱れて末治まるものあらず。家主たるもの自から其の法を守りこれを師ゆるにあるのみ。

三井家も鴻池家と似た方式をとって、自からは殆ど社長にならなかった。

（公認会計士　税理士　岸本勝次）

ぺんてる株式会社





1. ペン先は選べる3タイプ
2. 色それぞれ4カラー
3. 組み方いろいろ自由自在
4. 安全性とペン先耐乾燥性に優れたペン

組合せ自由型

Pentel

くみ組

好きな色と好きなペン先を自由自在に組み合わせられる、ぺんてる「くみ組」。家庭やオフィスや学校で 用途に合わせて、あなただけのオリジナル複合ペンを組み合わせて下さい。　1本 100円



※表示価格には、消費税が含まれておりません。

第一税協

★一局複数会制の早期実現をはかる
★税理士会の正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷５－18－３
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話（816）3346
発行人　下田友吉（1部　100円）
編集人　岡田一馬（年極 1,000円）
会員の購読料は会費に含む

主要目次

一頁…調査問題検討研究会発足－調査基準の成否が鍵－
二頁…歴史考察、税の歴史銘語録

調査問題検討研究会発足

－調査基準の成否が鍵－

一応のめどは七月　商法部会までに

いよいよ調査問題検討研究会が予定より遅れて五月十七日に次のメンバーで発足し第一回の討議が行われた。

酒巻俊雄（早稲田大学教授・座長）
前田　庸（学習院大学教授）
神田秀樹（東京大学助教授）
武田隆二（神戸大学教授）
脇田良一（明治学院大学教授）
佐藤裕志（税理士）
瀬戸　晃（税理士）
南　光雄（公認会計士）
増田浩二（公認会計士）
大谷禎男（法務省民事局参事官）
相澤　哲（法務省民事局局付検事）

今回の調査問題検討研究会は、七月十七日行われる予定の法制審議会商法部会において、大詰めを迎える商法・有限会社法改正要綱案のうち最後まで未確定となっている「計算・公開」の中の会計調査人による調査をどうするかを確定させるための討議が目的といえる。

開催予定は当日の五月十七日を含めて六回とし最終回の七月十一日には、取りまとめて商法部会に報告書が提出できるようにしたいということであろう。ただ、結論がでなければ、さらに併行し継続することもありうるようである。

去る昭和六一年三月二五日付商法監査問題研究会（座長新井清光氏）の報告書が作成されたときは開催回数七回であったが、そのときの研究会メンバーは約半数に減らされ、役所関係の大蔵省証券局、国税庁総務課、中小企業庁の参加がなく、又、学者も監査関係においても強硬に調査に批判することが人的な面でうすれていくのではないかと気になるところである。公認会計士側が正論をいっても多勢に無勢では困難に直面しなければよいがと思う。

この研究会では「調査」が制度として成立しうるのかどうかを人的配置、適格者の認定、調査の費用、調査の目的、方法、調査基準について検討されるのだが、なかでも、調査基準及び手続きが成立する可能性があるかが中心課題であると思われる。

日税連では昨年十一月来会計調査人調査要綱（試案）、調査基準（案）及び調査実施準則（案）を検討の結果、第三次検討資料として本年四月二十日正副会長会に報告したという。六月二日には正式決定されるとも聞く。日税連のこれらの基準が二回目の研究会あたりに資料として提出される可能性もある。とにかくこの調査基準がこの研究会で社会的に受入れ可能かがきめてになるのではないか。

「調査」に日税連は積極的　東京税理士会は反対

さて最近の税理士会のこの調査に関する問題についての考え方であるが、去る三月十六日自民党法務部会商法に関する小委員会の委員長高村正彦議員（前委員長太田誠一議員）と日税連幹部との懇談会の席上、①会計監査人による監査については監査対象会社の基準引下げには反対であること②会計調査人による調査については、積極的、建設的に対応を進め、調査基準の試案作成を進めていること③調査人となる資格は、すべての税理士に資格を与え、監査法人を除外することの三項目について要望したという。

しかし、日税連の下部機構最大の東京税理士会では、このほど役員選挙の結果無投票で服部会長以下役員全員の顔ぶれが定まり、従来からの主張のとおり、会計調査人制度について商法・有限会社法改正試案にはっきり反対の意向を表明している。その根拠として五九年一〇月日税連理事会の決定事項としての四条件、①正規の監査とは異った限定された「監査」として②社会的に有用な制度として構成され③中小会社に現実的に受入れ可能な制度として④外部「監査」人の負担と責任を配慮しつつ構成されるものということの条件を満たさない限り反対であるという。この四条件は比較的抽象的な表現でもあり、日税連との解釈上の相違といえなくもない。

ともあれ、東京税理士会の会員数は最大で、会の中核になる専税協の動きは注目しなければならない。

調査は職業的差別感を助長しないか

なんといっても当面は、調査問題検討研究会が「調査」が制度として成立しうるかどうかを結論として、報告書を出しうるかが会計調査人による調査が改正要綱に案としてのるかの第一の関門となる。

次は自民党商法に関する小委員会が中小企業の反対をどうさばくか、又中小企業庁、証券局がこれにたいしどういう対応をするかも見どころといえる。商法に関する小委員会委員長高村正彦議員から、太田誠一前委員長にこの夏の内閣の様子如何により、再び委員長にもどる可能性もあるときく。

七月の法制審議会商法部会終了後は法制局と法務省は合宿の上、条文作りを行うという。一方政治状勢は地方選挙、参議院議員選挙と自民党に極めて厳しい。中小企業にたいする対応からいって与野党を問わず、この計算公開の登記所への提出と、会計調査人問題はすんなり賛成するものとも思われない。

又、調査問題は理屈からいうと、どう考えても調査そのものが、社会的に有用なものとして機能するとは思えない。むしろ、これが実施されると公認会計士と税理士間の職業的差別感をお互いに一層助長させる結果となり、一方、職域拡大のメリットより責任だけが重くなるだけとなる。

〈松木〉

第一税理士協議会
第二十一回定時総会ご案内

日時／平成元年六月十九日(月)午後四時五十分より五時五十分
場所／公認会計士会館第一会議室
議題／第二十二期事業計画・予算決算案承認の件等

※総会終了後六時より「弓町クラブ」にて懇談会開催
※奮ってご参加のほどをお願い申し上げます

恒例の第一税協研修会！

実務に役立つ
国際化・消費税時代の会社税務

最近の税制改正、改正通達、基本通達における問題事例を懇切に解説！

講師／渡辺淑夫氏
東京国税局直税部国税訟務官室長

日時／平成元年７月15日(土)
午前10時～午後１時

場所／中央大学駿河台記念館2階大会議室

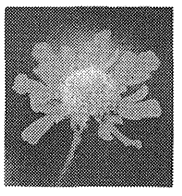
会費／3,500円

主催／第一税理士協議会
協賛／東京会監査団連絡協議会
東京会共同事務所連絡協議会

好収益と安全性。5年間、大きくふやすファンドです。

〈野村〉のエース（国債型ユニット）
株式投資信託・安定型

国債をメインに運用し、満期時の元本の安全を追求。さらに、株式の組入れを一定におさえながら、優良株で着実な値上りをめざします。
（当初の組入れは、国債：75%、株式など：25%程度）



「エース国債型」年平均ご投資家利回り　（'89年2月28日現在）

スタートの年	最高(月)	最低(月)	平　均
'84年	9.5%(11月)	6.9%(10月)	8.3%
'85年	10.3%(11月)	7.8%(３月)	8.9%
'86年	9.1%(２月)	4.2%(11月)	6.5%
'87年	5.2%(２月)	0.5%(５月)	3.3%
'88年	3.1%(１月)	1.9%(２月)	2.5%
平　均	年6.4%		

●再投資効果を活かす運用で大きくふやします。
再投資効果を活かすため、当初３年間は収益の分配を行いません。

●満期は５年です。
ジックリ、大きく育てるため、当初３年間は、原則として換金できません。

※お申込みは１万円単位。お申込み時に手数料（１万円につき200円）が含まれます。

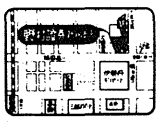
いつでも自由に使えるファンドです。

〈野村〉の中期国債ファンド
公社債投資信託・追加型

年3.2～3.7%（予想分配率）　年3.358%（3月1日現在（分配率））



●自由な期間、ふやせる1ヵ月複利。
●中期国債を中心にした好利回り運用。
●30日たてば、お申し出の翌日にお金が引き出せます。
●決まった金額を定期的に受けとれる。
〈定期引き出しサービス〉など、サービスもいろいろ。
＊お申込みは10万円以上1万円単位。



新しい魅力で身近なおつきあい
野村證券 新宿支店

郵便番号　160－91
東京都新宿区新宿５丁目17番９号
（三光町交差点カド・伊勢丹ソバ）
電話　東京03（205）　１００１㈹

歴史考察

薩摩と長州（一）

1　明治維新の歴史的背景

平成元年は、現在の日本が近代国家の仲間入りをして丁度百二十一年になる。その近代国家に入る前に大きな革命のあったことは周知の通り。

これは明治維新という名で呼ばれているが、実質は革命であって、この原動力となった日本人のなかで特筆したいのは、現在の山口県――当時の長州藩と、鹿児島県――当時の薩摩藩というものが、日本の明治維新という革命の大きな背景をなしているということである。

二百六十五年間続いたという徳川封建制度が崩れるということはなかなか大変なことであって、徳川同族株式会社ともいうべき超封建的な基礎が成ったのは今から丁度三百八十九年前の、西暦一六〇〇年の関ケ原大合戦からはじまっている。この天下分け目の合戦が、薩長が倒幕の火ぶたを切った大きな歴史的な背景をなしているわけである。

したがって、薩長を語るには、どうしても関ケ原の合戦に触れざるをえない。この合戦の詳細は別稿で既に述べているから省略するが、一体、長州と薩摩が、関ケ原において如何なる役割を有し、どのような苦難の道を歩んだかということが、つまり明治維新に連なるわけである。

私は昭和五十二年の春、関ケ原を旅し、この足で歩いて西暦一六〇〇年の大合戦の行われた、古きつわものどもの夢の跡を散策してきた。

東軍の主将・家康の本陣桃配山。そして西軍の主将・石田三成の本陣笹尾山。それから大谷吉継・小西行長、その他の武将の陣跡を歩いてみて当時の戦況が、彷彿と私の脳裏を横切った。

西軍の実質的な主将は勿論石田三成であるが、名目的な主将は毛利輝元である。三成が打倒家康の兵を挙げる際、親友の大谷刑部吉継に相談した。大谷刑部についても別稿でかなり詳しく紹介しているが、これは大変な勇将・智将であった。秀吉に愛されて秀吉の吉の一字をもらって吉継と改名している。その性格は信義の人で、当時敦賀五万石の城主だったが、階級は従五位の下、刑部少輔であった。

大谷吉継は、三成に「やめなさい。とてもじゃないが君は家康の敵ではない。豊臣家を守るためにもやめなさい」と、二晩も口説いたという。しかし三成は、男の意地としてもどうしても打倒家康を果たさなければならないと遂に翻意しなかったのだった。

このとき吉継は三成に、「君の才知、識見、決断等もろもろの力はとにかく当代一であるけれども、大軍を掌握する場合に人間において大事な点が君に欠けている、これすなわち徳望である」と言っている。

人間の徳望――現在の政治家を見てもわかるように、頭がいいだけ、金があるだけではやはり三軍の将とはなり得ない。徳望・衆望というか、多くの人たちが頼りにする、あの人ならという人間的魅力が肝要である。

三成が言うことをきかないので、「それならば君は副将に回って、名目的には毛利家の百二十万石を立てなさい」と言って、毛利輝元が名目上の主将になったのだった。

2　関ケ原合戦の毛利藩の去就

毛利家はご承知のように、毛利元就が領地を広げた中国の覇者だ。「毛利の三本の矢」という教えもあまりにも有名である。毛利元就の長男が隆元、毛利家を継いだ。次男が元春、これは吉川家を継ぎ、三男の隆景が小早川家を継いだわけだが、「毛利家の方針は天下を望むものではない、毛利家の安泰を図るために分家である吉川家と小早川家が本家を守れ」と、いわゆる三本の矢に託したこの徹底した遺訓が、関ケ原合戦当時まで綿々とつづいていた。分家の吉川、小早川の両家を「毛利の両川」といって、歴史上有名である。

その片方の川たる吉川家を当時吉川広家が継いでいた。これが家康と通じて、名目的には参戦するが、関ケ原当日は兵を動かさぬ約束のもとに南宮山に毛利家は陣取った。

さて関ケ原大合戦はいうまでもなく西軍の大敗北。毛利家は最後まで一兵も動かさずしたがって、徳川家にとっては大変な功績であり、西軍にとっては裏切者になるわけだが、吉川広家は、家康に、広家には三十六万石、毛利家の百二十万石は安泰という御墨付をもらっていた。ところが戦後処置において家康は、その約束を踏みにじり、毛利家の取りつぶしをはかった。

毛利家は全部領地没収。吉川広家としては約束が違うと泣きついたのだが後の祭り。結局、吉川の分家のほうの三十六万九千石を、主人であり本家である毛利家に献上し、私はいらないと広家は言い、とどのつまり毛利家は百二十万石から四分の一の三十六万石に削られ、現在の山口県の日本海に面した痩せた土地に追いやられたわけである。

これより屈辱の毛利家の二百六十五年間がつづく。百二十万石から三十六万石に落とされたわけだから、もとより多くの藩士は全部滅俸。しかし一人として藩をはなれず、山間僻地である長州へ、いわば百二十万石の当時の部下全員をつれて移封した。当時、大名が領地を替えるということは大変なことで、自身だけでなく一族郎党が全部引越さなければならない。家財道具は勿論のこと先祖の墓まで移動させなければならないということで、毛利家としては以来二百六十五年間、怨年の、臥薪嘗胆の生活を強いられたのであった。

未開地を開拓し、産業を興し――とにかく食うや食わずで、代々の子孫がすべて、徳川のほう、江戸のほうに足を向けて寝た、というくらい、恨みを残して、お家安泰を夢み幕末を迎えたのである。

もっとも、かかる徳川幕府の外様大名に対する苛斂誅求政策は、どこの外様に対しても行われた。東軍に加担した福島正則しかり、加藤清正しかり、加藤嘉明しかりで、多くの大名が取りつぶしに遭っている。（税理士今村秀夫）

銘語録

其の趾を賁る。車を舎て徒く。義において乗らず車を舎て徒く。弗る也。

――易経――

人はそれぞれ分に応じて、いろんな役割があり、又、そのときに応じて山あり谷ありだと思う。どんなに一所懸命努力をしても運不運があり苦楽がともなう。運がよくても悪くても、その人の考え方次第で、幸不幸はその心の中にあるともいえる。

ロッキード事件に問われた田中角栄元総理の口ぐせの言葉だったと思うが、「駕籠に乗る人、担ぐ人、その又草鞋を作る人」というのを聞いたことがある。要するに人はさまざまだということで、分によって最善を尽して生きろということだといえる。

標題にかかげた言葉は、趾とは人間をささえる重要なものだが、最も下位にある。その趾をかざって、車にも乗らずだひたすらに徒く。正しい意味すなわち義において車が用意されても乗らずに徒くのが今のその人には必要だということである。

易経は中国古典の行動指針であり、人は占いを行いそれに従って行動をした。この卦は山火賁の下から二番目の爻にあたるものに掲げられたものである。この卦が出たときは、その人は良い状況とはいえない。もし表面良くみえても、いつも最も人の下につくつもりで行動しろということになる。

人間、自我がある以上先頭にでていきたいというのが自然である。それを縁の下で支えるのはなかなか難しい。

〈鍾　旭〉

税の歴史から

仁和寺の春

<86>

新幹線で京都駅に降り、構外に出ずそのまま山陰線に乗る。京都の近郊を走る間は嵯峨野線といっているが、これは上越線信越線を高崎までは高崎線というのであろうか。

桜の季節も終りに近づいたある日、茶道を学んでいる税理士の方々を案内して花園駅に降りたった。花園駅の近くに法金剛院がある。このお寺はあまり知られていないが、崇徳天皇と後白河天皇の母であった待賢門院藤原璋子が創建した寺で、平安時代の面影を残す回遊式の池泉と佛像を伝えている点で貴重な存在である。特に青衣の滝や精巧な飾りをつけた十一面観音の御姿が素敵である。待賢門院ゆかりの紫の桜が咲いていた。

法金剛院を出て妙心寺に入る。妙心寺から暫く歩くと仁和寺である。仁和寺の桜は京都では一番遅く咲く。江戸時代の仁和寺の年貢の領収書が何枚か残されているが、それには次の様に書かれている。弘化三年（一八四六年）合米物成三石四斗四升八合四勺　中嶋村源吾　右皆納也　矢守筑前介㊞　山崎左衛門㊞　御室御所の印が押してある。

同様の文書で嘉永元申年（一八四八年）と安政三丙辰年（一八五六年）のものもあるが、安政のものには三石四斗九升八合四勺となっていて五升程重くなっている。仁和寺の桜は低く花が咲いているのでお多福桜とも御室桜とも呼ばれている。

今日の様に地価が高くなると土地に対する執着が増すのは当然であるが、一生懸命という言葉は本当は一所懸命でこれは鎌倉武士の土地に対する執念を表したものだとよくいわれているが、昔も今も土地並に土地の利用権に対する考えはあまり変りは無いようである。土地ばかりでなく、海だの池だのについても同様である。

上賀茂神社のそばに蟻が池、かきつばたで有名な大田神社のそばに小池というのがあるが、蟻が池即ち昔の神宮寺池のまこもの採取をめぐって寛文八年八月二十七日（一六六八年）、衆評により町割仕直し、向後出で候者其町計り取る可き者也という裁定が奉行衆四名その他六名連名で下って、中大路町、深泥池里等六つの町に分けられた。

享保九年の池さらえの節には境の杭が朽ちていたのを直している。小池つまり大田池についても同様に八つの町に池の面を割って利用させている。いささかせちがらいものを感じる次第である。

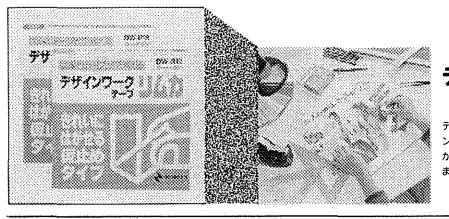
（公認会計士・税理士　岸本勝次）

リムカSERIES シリーズ

ナイスタック リムカ



ポスターを貼るならこれが一番。画鋲やピンを使わず貼り直しができ、はがした後ものり残りがなく汚れません。小型ポスター、連絡、伝言、印刷物の仮止めに最適です。

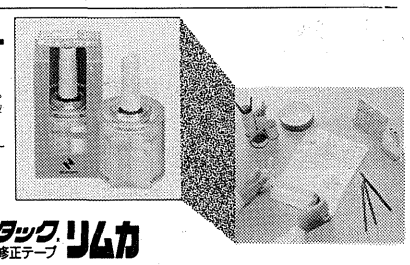


デザインワークテープ リムカ

デザインワークに欠かせないテープです。カンプや版下制作時の仮止めにとても重宝。しかも台紙を痛めず、仕事がスムーズに進行します。

修正コンビカッター

ペン型修正液と修正テープが一つにセット。修正のいろいろな用途に幅広く対応できます。書類の修正や一部削除などにとても便利な製品です。



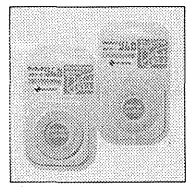
マイタック ラベル リムカ

きれいにはがせるラベルです。はがす時、のり残りがなく安心、会議などにも威力を発揮します。テーマやキーワードを書いて貼ったり、移動もラクラクです。種類も豊富、ファイルなどの分類・整理やカセットケースなどの表示に。



マイタック リムカ 修正テープ

コピーやファックスの文章が手軽に修正できるテープです。鉛筆や油性・水性ペンで書くことができます。



品番	品番	サイズ	価格
ナイスタック㊞リムカ	NW-R15S	15mm×5m	200円
	NW-R25	25mm×9m	400円
	NW-R15	15mm×18m	450円
デザインワークテープリムカ	DW-R12	12mm×20mm	300円
	DW-R18	18mm×20mm	400円
マイタック㊞ラベルリムカ 一般用	ML-R1	12mm×24mm	200円
	ML-R3	19mm×79mm	200円
	ML-R5	34mm×79mm	200円
	ML-R6	8mm×20mm	200円
	ML-R7	13mm×38mm	200円
	ML-R8	18mm×50mm	200円
	ML-R14	75mm×105mm	200円
	ML-R120	8mmφ	200円
コピー用 ワープロ用	ML-RB5	182mm×257mm	700円
	ML-RA4	210mm×297mm	700円
マイタック㊞修正テープリムカ	MST-R4	4mm×9m	200円
	MST-R6	6mm×9m	220円
	MST-R8	8mm×9m	240円
	MST-R12	12mm×9m	260円
	MST-R18	18mm×9m	280円
	MST-R24	24mm×9m	300円
スプレーのりリムカ	SN-R50	50mℓ入り	600円
ペン型修正液	S-1	7mℓ入り	300円
修正コンビカッター	SC-TC1	修正テープ 6mm 〃 24mm ペン型修正液 7mℓ	900円

ニチバン株式会社

本社：〒102 東京都千代田区九段南2丁目2番4号 ☎(03)263-0151(大代表)
札幌支店：〒060 札幌市中央区北五条西6-2札通ビル ☎(011)231-2310㈹
仙台支店：〒983 仙台市幸町3-11-3第1小西ビル ☎(0222)97-2155㈹
大宮支店：〒330 大宮市宮原町3-147 ☎(0486)66-7495㈹
新潟出張所：〒950 新潟市米山10-8丸信ビル ☎(0252)46-3261㈹
東京支店：〒103 東京都中央区日本橋本町2-2小津ビル ☎(03) 666-3101㈹
千葉出張所：〒260 千葉市新田町137大丸ビル ☎(0472)48-1085㈹
八王子出張所：〒192 八王子市南新町10繊維センタービル ☎(0426)26-7591㈹
横浜支店：〒221 横浜市神奈川区金港町3-3第9大塚ビル ☎(045)453-3151㈹
静岡出張所：〒420 静岡市千代田2-2-13 ☎(0542)47-5578㈹
名古屋支店：〒460 名古屋市中区栄5-26-39タカシマ名古屋ビル ☎(052)261-1441㈹
松本出張所：〒399-65 松本市芳野14-10 ☎(0263)27-1863㈹
金沢支店：〒920 金沢市問屋町1-93 ☎(0762)38-0801㈹
京都支店：〒601 京都市南区唐橋川久保町29大佐ビル ☎(075)681-1781㈹
大阪支店：〒541 大阪市東区道修町2-19-1山口ビル ☎(06) 203-5631㈹
和歌山出張所：〒640 和歌山市太田275川端ビル ☎(0734)72-2002㈹
神戸支店：〒650 神戸市中央区北長狭通4-7-32兵庫県ゴム会館 ☎(078)392-1206㈹
広島支店：〒733 広島市西区西観音町9-7なかよしビル ☎(082)291-7497㈹
高松支店：〒760 高松市中央町17-26 ☎(0878)61-8661㈹
福岡支店：〒810 福岡市中央区渡辺通2-4-8小学館ビル ☎(092)771-4852㈹
鹿児島出張所：〒890 鹿児島市鴨池1-48-11 ☎(0992)57-1942㈹

★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士会の
正常化をはかる

第一税協

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

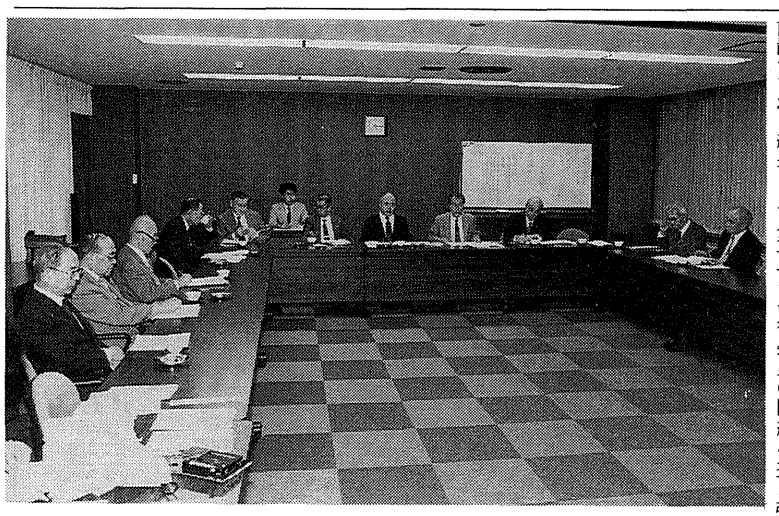
発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷５－18－３
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話（816）3346
発行人　下田友吉（１部　100円）
編集人　岡田一馬（年極 1,000円）
会員の購読料は会費に含む

主要目次

一頁…第一税理士協議会第二十一回総会開かる
二頁…調査制度の審議急ピッチ
三頁～四頁…調査問題検討研究会における検討資料
五頁…歴史考察、税の歴史から
六頁…暑中見舞名刺広告

第一税理士協議会第二十一回総会開かる

―協会本部及び東京会の新旧役員の臨席の下―



第一税理士協議会第二十一回定時総会が、六月十九日（月）に開催（写真）された。

岡田一馬副会長の司会で始まり、浅井新平副会長の開会の辞、出席会員数（委任状を含め一五九名）の報告があり適法に成立した旨の司会者の宣言の後、物故会員五名に対し黙祷が捧げられた。

式次第に従い下田友吉会長の挨拶が続いた。下田友吉会長は東京税理士会の先月の役員選挙について、投票が行われることなく、話し合いで決められた経緯につき去る五月二十二日の理事支部長会で詳しく報告してあり、また本日出席の会員諸兄は既に周知のことでありますので簡単にと前置きされ、結果として第一税協としては選挙のための盛り上りもなく傍観の止むなき状態に終止せざるを得なかった旨の報告があり、また下田会長が同じく会長をしている税理士21世紀の会もこの度の東京税理士会の話し合いによる役員決定の結果については必ずしも全面的賛成ではなくそのため税理士21世紀の会の組織を協議会制か連合会制の協議機関に改組した方がよいのではないかとの意見が強く目下検討中である旨の報告もありました。会員から多額の選挙資金の募金もありながらその好意を無にする結果になったことについては会長として皆様に深くお詫びするとの言葉もあった。第一税協としては今後会員の団結を益々強め、日本公認会計士協会の本部、東京会の新執行部と共に手を携い商法改正その他の起り得る事態に正しく強く対処して行きたい旨の固い決意の表明で挨拶が終った。

続いて岡崎寿士名誉会長の挨拶があり、第一税協は一局複数会制の理想の実現こそ本来の悲願であるのでもっと努力され度いと述べられた。

来賓の挨拶は先ず日本公認会計士協会副会長中地宏氏、租税調査会担当常務理事広田潤氏より丁重に行われて、議事に入った。

会則第九条により下田会長が議長となり、議事録署名人に諏佐市之丞会員、高森利正会員の選出がなされた。

報告事項

第二十一回事業および会務報告

兼山総務担当副会長より要領よい説明があり承認された。

審議事項

第一号議案　第二十一期決算報告承認の件

同じく兼山副会長よりの提案説明があり、小川敏市監事の監査報告があり、全員承認可決した。

第二号議案　第二十二期事業計画案承認の件

第三号議案　第二十二期収支予算案承認の件

右二議案一括上程とし兼山副会長より提案説明があり、特に基本方針については、全文朗読し満場に周知徹底再確認され、長田邦稲会員より、自由加入の一局複数会制度の実現の項中「実行」は「実効」のミスプリントではないかとの発言がありご意見の通り訂正することで、満場一致承認された。

第四号議案　役員改選の件

下田会長より本年は任期二年の満了の期であるので役員の改選が必要でありますが、現在副会長以下熱心に会の執行に当たられており、皆さん余力を持して事に当たられているので、特に改選する差し迫った事態でもないので、次期は全員留任とし必要に応じて新しい補充をしたい旨全員に諮ったところ、これ亦異議なく承認された。

岸本副会長より閉会の辞があり五時四十五分閉会した。

楽しい一時としての懇親会

総会後の懇親会が、午後六時より、弓町クラブにて行われた。

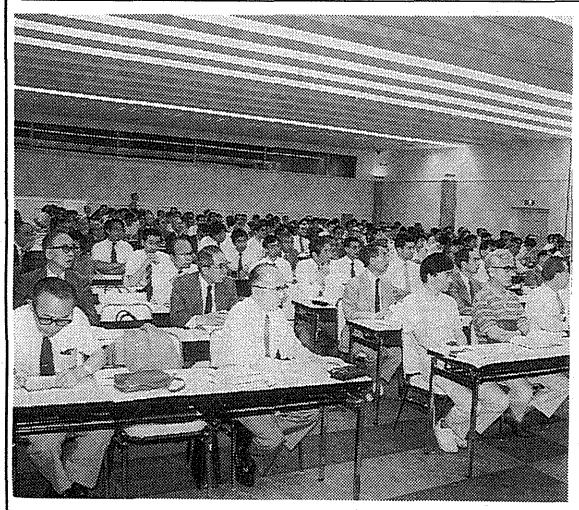
司会の岡田一馬副会長より、先ず、本日お越し頂いた来賓の方々へのお礼を申し上げ、その後、第一税理士協議会より、下田友吉会長・岡崎寿士名誉会長による挨拶があり、続いて日本公認会計士協会の次期会長山上一夫、副会長中地宏両氏からも丁重な挨拶があった。

税理士各団体のうち、「税理士二一世紀の会」より、大竹浩司名誉会長・板倉孝典副会長・勝山公夫副会長、「税理士桜友会」より、伊藤保雄副会長、「社団法人全日本計理士会」より、木田直吉会長・加藤和男事務局長、「税理士清流の会」より、大竹浩会長・中嶋時男副会長、「社団法人日本監査協会」より、秋場邦雄理事長の方々から、それぞれ挨拶をいただいた。更に、東京国税局より、和田清総務部総務課長補佐による祝辞があった。

これより、岡崎寿士名誉会長より、「第一税理士協議会の目指す自由加入の一局複数会制度の早期実現について、お互いに頑張ろう。」との力強い言葉を述べられた後、乾杯し、暫くの間、歓談が続いたが、主に話題として上ったのは、最近の税理士会の動向についてであった。

また、歓談の途中に、カラオケを用いて、美声を披露されたりした。

楽しい一時も、終わりに近づいてきたので、浅井新平副会長による閉会の言葉が述べられ、午後八時過ぎ、本年の懇親会は終わりとなり散会した。



第一税理士協議会夏季恒例

税務研修会開催の報告

七月十五日㈯午前十時より午後一時まで、中央大学駿河台記念館にて「法人税実務研修会」＝写真＝を開催し、好評のうちに終了した。

なお当日の出席者は約三百名であった。

◇

◇



調査制度の審議急ピッチ

―本年暮頃には調査をいれて要綱確定の可能性―

調査問題検討研究会の検討内容を七月十七日の商法部会に報告

法務省では今年暮の商法・有限会社法改正要綱の作成をめざして、最近会社法小委員会（委員長、竹内昭夫東大教授）を六月二八日、七月五日と開催し、残された事項について検討した。

特に会計調査人による調査については「調査問題検討研究会」（座長、酒巻俊雄早稲田大学教授）で調査が社会的な制度として成立するかどうかを、五月一七日以来七月十一日まで六回にわたり法律学者、監査学者、公認会計士、税理士、法務省担当官十一名により熱心に討議された。

この結果、「調査問題検討研究会における検討資料」として法制審議会商法部会に七月十七日に中間報告された。この資料は別掲のとおり三案からなり、今後さらに「調査問題検討研究会」において九月はじめ頃まで引き続き議論し、調査を一つの案にしぼりこむこととなった。これと平行してこの夏から内閣法制局との間で要綱と法案作りとを法務省は行うことになる。いずれにしても法務省としては、商法・有限会社法の試案に沿って、計算公開のうちの会計調査人による調査制度を是が非でも、要綱にもり込むという意欲を燃やしているのが実状であろう。

調査は監査と異なるのか論議はつくしても矛盾はのこる

この調査問題で最も問題となるのは、調査制度は監査制度とは同じであってはならないという点。この点が難かしいことで矛盾の解決しにくいことではないかと思う。次は、そのような調査制度でも社会的に有用であるかということであり、この有用性は調査制度の調査手続に関して、おしつめて厳密に行うと正規の監査と変らなくなり、又経済性、簡略化を重視すると、有用なものとは言えなくなるはずである。

そこで登場してきたのが、第二案の「取締役保証書（仮称）」である。これはもともと会計調査人調査要綱として日本税理士会連合会で昨年来、商法対策特別委員会の検討資料の中にある陳述書をとり入れたものである。

この第二案はこの取締役保証書を中心に必要があれば実査、立会、確認を行うということで、主として取締役に責任を押しつけたものといえなくもない。通常、監査では会社の在庫、簿外負債の有無、債権の回収可能性を証明書として会社から収受することがあるが、これはあくまでも相手に対する心理的牽制にしかすぎない。これによって計算書類にたいする監査証明の責任を監査人が免責されるわけではない。

日税連の「一応のたしからしさ」「取締役陳述書」そして各団体の動向

日本税理士会連合会は商法対策特別委員会第三次検討資料を「税理士界」七月一〇日号に公表している。これは法務省の商法・有限会社法改正試案公表以来、調査制度についての要綱を検討してきたものである。又、今回の法務省の調査問題検討研究会は、むしろ日本税理士会連合会のこの要綱を法務省、日税連に協力する学者に端を発して、この流れの中で発足したとも考えられる節があり、研究会の人選の中にも日税連の大きな影響もみられるともみえる。

いつも指摘されることであるが、今回の日税連要綱の「……財産の実在性と網羅性が一応認められるかどうか」の心証の程度を正規の監査より低く「一応のたしからしさ」でより制度として手続を構築しているとのことであり、又そのことがB案の注書の「陳述書とは……会社の取締役に保証させる目的で徴収するものであり、会計調査人はこれを基礎として調査報告書を作成することができる……」ということになってくるのである。

よく考えてみると、この問題は昭和四九年商法特例法による公認会計士監査の導入以来、昭和五五年税理士法改正により税理士の附随業務に会計業務を入れることになり、さらに昭和五六年商法改正と続く一連の動きのなかでとらえることが必要だと思われる。

要は日税連の政治的強さが、結果的に「調査制度」という監査まがいの制度を方向づけしているともいえる。しかし、この制度は税理士制度にたいしてもけっして良い影響があるようにもみえない。税理士は責任のみ多く、中小会社も精神的にも経済的にも負担を感じ、社会的に有用ともいえない制度となりそうだ。

とにかく今のままであれば一つの関門は法制審議会商法部会となり、本年秋から冬にかけて改正要綱成立ということになりそうだ。次が政府与党である自民党法務部会商法に関する小委員会における方針決定。さらに各野党の政策審議会の態度ということになる。今後における政局の混迷がどうこれに影響するかも見どころ。さらに東京税理士会の対応。中小企業団体の動き、中小企業庁、証券局、国税庁がどうでるかも考えに入れなければならない。これらのことに公認会計士協会はどう対応するのだろうか。

（松　木記）

税理士を何らかの形で全員参加させる。

⑤取締役保証書（陳述書）により会計調査人の責任をできるだけ少なくし、取締役の責任を加重する。

⑥被調査会社の経済的精神的負担をできるだけ軽くする。

ということではないかということであろう。

要するにあちらたてればこちらがたたずということと思われる。

だが現在のところ調査制度をこのような矛盾を克服しても成立させるためには多少の手直しをしても第二案を本命と考えているようにみえる。

この調査制度の特色を箇条書きすると、

①正規の監査とは異るものとしてつくる。

②監査と違って手続きを簡略化する。よって会計調査人の報酬はできるだけ少なくする。

③社会的に「有意」性をもつもの。

④担当する会計調査人は公認会計士、会計士補の外

実務に役立つ最新刊二冊の紹介をかね会員各位に御推せん申し上げます。

渡辺淑夫著

「寄付金課税の知識」（四二〇〇円、財経詳報社）

寄付金の実務は支払う側、受領する側とも適時適切な相談のポイント及び対応が要請されます。

この本の序文で著者は「このように、寄附金をめぐる税金関係は、実に多方面にわたる複雑な問題を含んでおり、これに直接関連する税法規定も、法人税法をはじめとして、所得税法、相続税法、租税特別措置法など多岐にわたっています。

ところが、寄附金という言葉は日常的に見聞きしていながら、その税制上の取扱いを正確に理解している人は余り多くありません し、このことについて体系的に解説した文献もほとんど見かけることがありません。

このため、これから寄附金を支出しようとしている企業や個人、とりわけ一般の方から寄附金を募ろうとしている公益団体などにとって、寄附金の税金問題について正確な情報や知識を入手することは、実際問題としてかなりむずかしい状況にあるといってよいようです。

著者のもとにも、このことについて疑問や質問を寄せる向きが後を絶ちませんが、質問者の大部分に共通する不満は、親切な解説書がないということであり、著者もかねがね機会を見てこのテーマについて整理してみたいと考えていました。」と著作の目的を述べられています。寄付金の税金問題について此の様な類書はおそらくなく貴重な実務的解説書であります。

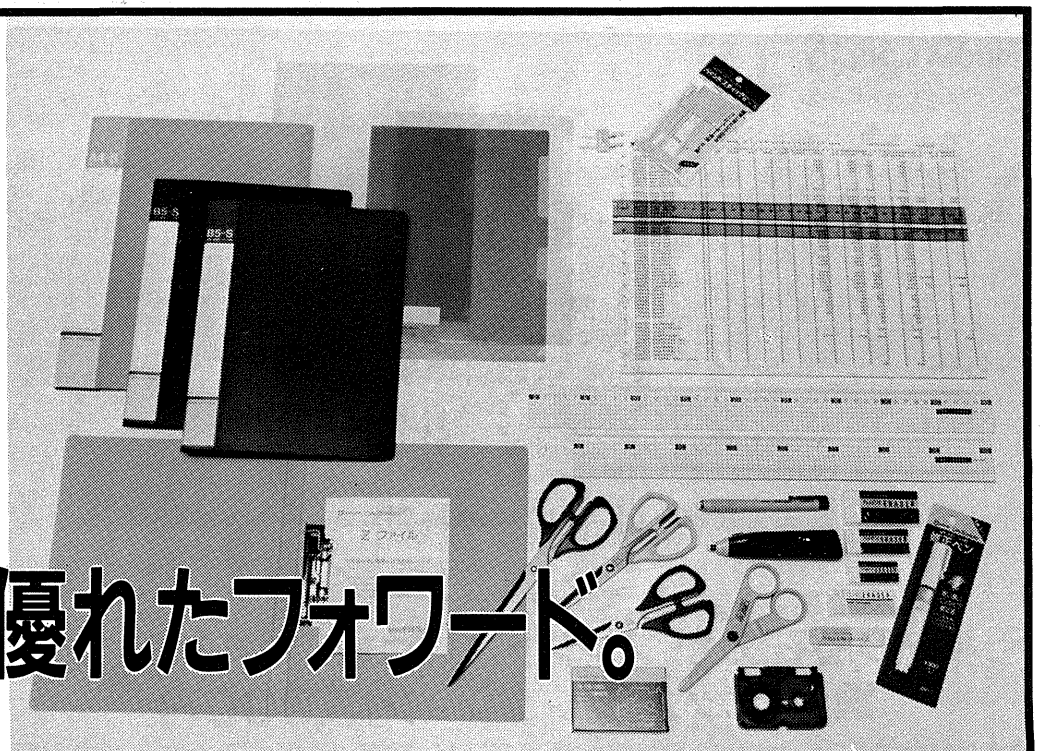
渡辺淑夫著

「法人税解釈の実際―重要項目と基本通達」（五二〇〇円、中央経済社）

本書は著者が遭遇した数多くの事例や事象、また数々の貴重な経験を集大成したものであり、数ある公表通達のうち、適用例の多い法人税基本通達につき、実務上重要なものを選び、背景・趣旨・沿革、判例・裁決例、具体的事例まで詳述されています。

また著者が研修会等で講義された項目についても、関連づけて明解な説明をされており、実務家各位の必携の書であるといえます。

（尚、東京公認会計士協同組合で割引販売しています。第一税協　研修担当）

SAKURA
OA-TIONERY
RIBBON
SCISSORS
FILE
RULER
ERASER
BIND STICK
修正ペン
サーマルリボン
ハサミ
ファイル
定　規
消しゴム
バインドスティック
修正ペン

オフィスワークの優れたフォワード。
株式会社サクラクレパス

調査問題検討研究会における検討資料

平成元年７月17日

第１案

調 査 報 告 書

××××年×月×日

○○○○株式会社
代表取締役
＿＿＿＿＿＿殿

会計調査人
（資　格）
（記名押印）

【調査の概要】
私は、○○○○株式会社の第××期営業年度について、下記のとおりの調査を実施いたしました。
１、経理規程その他の会計組織に係わる書類を閲覧し取締役等の説明を聴取し、必要に応じて会計業務の実施状況を視察して、会計帳簿が整い且つ確実に記帳する仕組みが備わっていることを確かめました。
２、取締役より提出された会計帳簿記載の内容を分析し、証憑書類帳簿記載の内容を証する関連資料と照合しまた取締役等の説明を聴取し、＿＿＿＿＿の勘定残高については実査・立会・確認を実施し、また＿＿＿＿＿の勘定残高については取締役より陳述書の提出を求め、会計帳簿記載の期中取引および期末財産に記載漏れもしくは不実記載のないことを確かめました。
３、会計帳簿と取締役より提出された貸借対照表および損益計算書とを照合して、一致していることを確かめました。
【調査の結果】
よって、私は○○○○株式会社の第××期営業年度の貸借対照表と損益計算書は相当の会計帳簿に基づいて作成されているものと認めました。
【利害関係】
私は、会社の第××期営業年度について、会計帳簿の記帳の代行、計算書類を作成および税務業務を行いました。　以　上

調査実施準則(案)

●　総　論

１、調査を実施する者は、会計調査人として相応しい専門的能力と実務経験を有していなければならない。
２、調査を実施する場合、与えられた条件下で会計調査人に要求される最善の注意を払う義務がある。
３、調査を実施する場合、具体的かつ詳細な調査計画を設定しなければならない。
４、調査計画にもとづき補助者に調査業務を指示し、また補助者の調査業務報告を査閲して、適切に補助者を監督しなければならない。
５、調査を実施する場合、調査契約の締結後調査報告書作成に至るまでに実施した調査の内容を具体的かつ詳細に調書に記録しておかなければならない。

●　調査実施準則(案)

会計調査人の実施する調査の方法は、次のとおりとする。
Ⅰ、会社の会計帳簿が整いかつ確実に記帳する仕組みが備わっていることを確かめるために、次の手続を実施しなければならない。
前年度に引きつづき調査を実施する場合は、Ⅱの会計帳簿記載の期中取引および期末財産に記載漏れおよび不実記載のないことを確かめるための手続の実施とともに下記の手続を実施する。
１、会社の組織図・事務分掌規程・職務権限規程・棚卸資産管理規程・固定資産管理規程など会社の購買手続・販売手続等主要な業務の処理手続を明らかにする書類を閲覧して検討する。
２、会社の購買手続・販売手続等主要な業務処理手続を明らかにするチェック・リストによって、取締役その他の責任者の説明を聴取する。
３、会社の購買手続・販売手続等主要な業務処理の実施状況・資産の保管の実施状況を視察する。
４、会社の使用している会計帳簿・伝票・計算諸表・証憑書類等の書式を検討し、会社の経理規程・原価計算規程・実地棚卸実施規程など会社の会計帳簿と記帳する仕組み（会計業務の処理手続）を明らかにする書類を閲覧して検討する。
５、会社の会計帳簿と記帳する仕組み（会計業務の処理手続）を明らかにするチェック・リストによって、取締役その他の責任者の説明を聴取して検討する。
６、会社の会計処理業務の実施状況を視察する。
７、主要な財産の会計帳簿記載の今期首勘定残高と前期末残高とを照合し、一致していることを確かめる。
８、会計帳簿記載の主要項目について過年度５年分の期末残高と今期末残高とを比較・検討して、留意すべき点がないかどうかを確かめる。
Ⅱ.会計帳簿記載の期中取引および期末財産に記載漏れおよび不実記載のないことを確かめるために、次の手続を実施しなければならない。
以下、「勘定記録の内容」とは、勘定の期中借方・貸方記録と期末残高を総称したものである。
１.現　金
勘定記録の内容を分析し、証憑書類・補助簿など収支記録の内容を証する関連資料と照合し、取締役等の説明を聴取する。必要とみられた場合、勘定残高について実査を実施する。
２.預　金
勘定記録の内容を分析し、残高勘定について預金先金融機関より求めた残高証明書と照合するとともに、勘定の内容を証する関連資料と照合し、取締役等の説明を聴取する。
３.受取手形
①　勘定記録の内容を分析し、証憑書類・補助簿など勘定記録の内容を証する関連資料と照合し、取締役等の説明を聴取し、必要とみられた場合、勘定残高について実査を実施する。
②　勘定残高の回収可能性についての関連資料の提出を求めて検討し、取締役等の説明を聴取する。
４.売掛金
①　勘定記録の内容を分析し、証憑書類・補助簿など勘定記録の内容を証する関連資料と照合し、取締役等の説明を聴取する。また翌期始めの売掛金の入金状況を確かめる。必要とみられた場合、勘定残高について確認する。
②　勘定残高の回収可能性についての関連資料の提出を求めて検討し、取締役等の説明を聴取する。
５.棚卸資産
①　会社の実地棚卸の実施手続を明らかにする資料の提出を求めて検討し、取締役等の説明を聴取する。
会社の実施した実地棚卸の結果を明らかにする資料の提出を求め、関連資料と照合して検討し、取締役等の説明を聴取する。
必要とみられた場合、会社の実地棚卸に立会を実施する。
②　減耗損・評価損の計上についての関連資料の提出を求めて検討し、取締役等の説明を聴取する。
６.有形固定資産
①　勘定記録の内容を分析し、証憑書類など有形固定資産勘定の増減内容を証する関連資料と照合し、取締役等の説明を聴取し、必要とみられた場合は現状を視察する。
②　減価償却の実施状況を明らかにする資料の提出を求めて検討し、取締役等の説明を聴取する。
７.その他の資産項目
(1)有価証券・投資等
①　勘定記録の内容を分析し、証憑書類など勘定記録の内容を証する関連資料と照合し、取締役等の説明を聴取する。
②　評価損の計上について関連資料の提出を求めて検討し、取締役等の説明を聴取する。
(2)前払費用・未収収益
勘定記録の内容を分析し、証憑書類など勘定記録の内容を証する関連資料と照合し、取締役等の説明を聴取する。
(3)貸付金
①　勘定記録の内容を分析し、証憑書類など勘定記録の内容を証する関連資料と照合し、取締役等の説明を聴取する。
②　勘定残高の回収可能性についての関連資料の提出を求めて検討し、取締役等の説明を聴取する。
(4)繰延資産
①　勘定記録の内容を分析し、繰延資産として計上することを証する資料の提出を求めて検討し、取締役等の説明を聴取する。
②　償却の実施状況を明らかにする資料の提出を求めて検討し、取締役等の説明を聴取する。
（以　下　省　略）

第２案

第２案についての要点

(1)　会計調査人による調査制度は、監査制度とは異なるものとして位置づける。
(2)　会計調査人による調査制度は、会計専門家が会社の計算のレビューを行うものとして、商法上「有意」なものでなければならない。
(3)　会計調査人による調査は、取締役保証書〔仮称〕を基礎として行われるが、必要に応じて、実査・立会・確認が行われる。
(4)　取締役保証書〔仮称〕については、商法２６６条ノ３第２項を適用する。

調 査 報 告 書

××××年×月×日

○○○○株式会社
代表取締役
＿＿＿＿＿＿殿

会計調査人
（資　格）
（記名押印）

〔調査の概要〕
私は、○○○○株式会社の第××期営業年度について、取締役より会計帳簿の記載漏れおよび不実記載がない旨の取締役保証書〔仮称〕を徴収し、それを基礎として、下記の点についての調査を行いました。○○については、必要を認め、（実査・立会・確認）の手続をとりました。
(1)会計帳簿が整い、かつ、確実な記帳の仕組みが備わっていること。
(2)会計帳簿の記載と貸借対照表および損益計算書の記載との間に不一致がないこと。
〔調査の結果〕
取締役保証書〔仮称〕を基礎とした上記調査の結果、とくに問題はないと認めました。
〔利害関係〕
私は、会社の第××期営業年度において、会計帳簿の記帳の代行、計算書類の作成および税務業務を行いました。
以　上

取締役保証書〔仮称〕

××××年×月×日

会計調査人
＿＿＿＿＿＿殿

○○○○株式会社

代表取締役　　（記名押印）

第××期営業年度末における会社の財産および当該営業年度に属する取引その他会社の財産に影響を及ぼす事項は、漏れなく会計帳簿に記載され、また、事実に反するものはないことを、保証します。
下記については、会計調査人から質問を受けましたが、回答した内容について誤りがないことを保証します。
（１）……
（２）……

取締役保証書で担保される範囲

Ⅰ．取引の実在性
　販売取引、仕入取引等の外部取引に伴う証憑等書類の完全性
Ⅱ．財産の実在性・網羅性
　(1)　「実査」または「立会」が必要とされる項目
　　①現金、②保有手形、③有価証券、④棚卸資産
　(2)　「確認」が必要とされる項目
　〔資産項目〕
　　①預金、②他に保管されている手形、③手形債権一般（必要と認めた場合には手形債務者に対して「確認」を行う）、④売掛金、⑤貸付金、⑥他に保管されている有価証券、⑦倉庫業者等に保管されている棚卸資産
　〔負債項目〕
　　⑧借入金、⑨保証債務
　(3)　計上の網羅性について「質問」を要する項目――借入金、偶発債務
Ⅲ．見積値の妥当性
　(1)　回収可能性――手形債権、売掛金等の金銭債権
　(2)　評価損――有価証券、棚卸資産

上記の事項は「正規の監査」で求められている手続等でありますが、「調査実施準則」では省かれているものです。

調査実施準則

第１　総　論

１．会計調査人が行う調査は、会社の計算の相当性を調査し、その結果を報告するために実施する。
２．会計調査人が行う調査の内容は、次のとおりとする。
　（１）会計帳簿が整い、かつ、確実な記帳の仕組みが備わっていることを確かめる。
　（２）会計帳簿の記載と貸借対照表および損益計算書の記載との間に不一致がないことを確かめる。
３．会計調査人が行う調査は、次の要領で実施する。
　（１）取締役より、会計帳簿の記載について会社財産の実在性と網羅性および期中取引事実との対応を保証する旨の取締役保証書〔仮称〕を徴収し、これを基礎として調査を実施する。
　（２）会社の業種、業態、規模および管理組織の信頼度に応じ、重要性の観点から、取締役保証書〔仮称〕の真否を確かめるため必要と認めた場合には、実査・立会・確認を行う。
　（３）調査の方法、程度および範囲については、会社の状況、会計組織、管理組織、勘定項目およびその金額の重要性、記帳内容の分析的検討の結果等を総合的に判断して合理的に決定する。
４．会計調査人は、予め会社の実情に適した調査計画を策定し、とくに調査手続の適時性と秩序性、調査対象の重要性と危険性その他の諸要件を十分に考慮したうえで、計画的に調査を実施するものとする。
５．会計調査人は、調査記録を作成し、相当の期間これを整理保存するものとする。会計調査人は、正当な事由のある場合を除き、調査記録の全部または一部を他人に示してはならない。

第２　通常の調査手続

１．予備調査の手続
　（１）初度調査の予備調査
　　会計調査人が初めて調査を行う会社について実施する予備調査の手続は、次のとおりとする。
　　①会社の概況を把握するため、会社の沿革、株式の状況、従業員の状況、企業結合の状況、取締役および監査役の氏名、会社における地位および担当または主な職業等について、また、営業の概況を把握するため、事業内容、設備投資の状況、資金調達の状況ならびに取引先関係、その他調査のために必要な重要事項について、関係書類等を閲覧し、または責任者に質問して調査する。
　　②会社の過去における営業成績、財産の状況、利益処分および資金収支の状況についてその概要を把握するため、過去の会計帳簿等を調査する。
　　③会計組織および管理組織の信頼性の程度を確かめるため、書面による質問その他の適当な方法によってその整備の状況を調査する。
　　④経理規程その他の会社の規則または会計慣行が法令、定款等に照らして妥当であるかどうかを調査する。
　　⑤営業年度の開始日における重要な貸借対照表項目の勘定残高につき、必要な範囲において過去にさかのぼり、分析的に検討を行い、それが妥当であるかどうかを調査する。
　（２）連続調査の予備調査
　　会計調査人が前年度から連続して調査を行う会社について実施する予備調査においては、（１）の調査項目のうち前年度と変更のある項目について、初度調査の予備調査に準じて調査する。
２．期中記帳の調査手続
　期中記帳の調査は、会計帳簿の備付けおよび記帳組織が実際に有効に実施されかつ機能しているかどうか、ならびに営業年度における取引その他営業上の財産に影響を及ぼすべき事項が会計帳簿に整然かつ明瞭に記載されているかどうかを確かめ、期中記帳の信頼性の程度を調査することに目的がある。
　期中記帳の調査における通常の調査手続は、次のとおりである。
　(1)現金預金に関する記帳
　　現金預金については、記帳の基礎となる証憑を通査し、異常例外的事項が含まれていないかどうかを吟味するとともに、証憑等書類と関係ある会計帳簿とを照合し、その収支の状況が正しく記帳されているかどうかを確かめる。
　(2)売上高、売上債権および仕入高、仕入債務に関する記帳
　　売上高、売上債権および仕入高、仕入債務については、記帳の基礎となる証憑を通査し、関係書類を検討し、必要を認めたときは取締役または担当者に質問する等により証憑の妥当性を確かめ、さらに、証憑等書類と関係ある会計帳簿とを照合して記帳の正確性を確かめる。
　(3)その他の重要な事項に関する記帳
　　１または２に準ずるものとする。
３．貸借対照表および損益計算書の項目の調査手続
　貸借対照表および損益計算書の項目の調査とは、取締役より徴収した取締役保証書を基礎に、期中調査の結果得られた記帳の信頼性の程度を考慮して、会社の計算の相当性を調査することに目的がある。
　このため、貸借対照表および損益計算書に記載された金額と会計帳簿に記載された金額とを照合して、この間に重要な不一致がないことを確かめる。
　なお、取締役保証書の真否を確かめるため必要と認めた場合には、説明の聴取、実査、立会、確認その他適宜の方法を適用して、調査するものとする。
　貸借対照表および損益計算書項目の調査における通常の手続は、次のとおりとする。
　(1)現金預金
　　①現金については、会社が実地に確認した記録を閲覧し、関係帳簿残高と照合する。
　　②預金については、預金先の残高証明書を入手し、証書および通帳を閲覧し、関係帳簿残高と照合する。
　　③現金および預金に係る記帳の内容を分析的に検討し、残高の妥当性を確かめる。
　(2)手形債権
　　①手形債権については、会社が実地に確認した記録を閲覧し、また他に保管されている手形がある場合には、保管に係る証書および通帳を閲覧し、その明細表と関係帳簿残高とを照合する。
　　②手形債権に係る記帳の内容を分析的に検討し、処理の適切性と残高の妥当性を確かめる。
　　③手形債権について回収不能見込額が計上されている場合には、その計上根拠となる事実を立証する書面等関係書類を閲覧し、担当者に質問する等、その計上された回収不能見込額の妥当性を確かめる。
　(3)売掛金
　　①売掛金については、会社が実地に確認した記録を閲覧し、その明細表と関係帳簿残高とを照合する。
　　②売掛金に係る記帳の内容を分析的に検討し、残高の妥当性を確かめる。
　　③売掛金について回収不能見込額が計上されている場合には、その計上根拠となる事実を立証する書面等関係書類を閲覧し、担当者に質問する等、その計上された回収不能見込額の妥当性を確かめる。
　(4)貸付金
　　①貸付金については、貸付証書、受け入れた手形等関係書類を閲覧し、その明細表と関係帳簿残高とを照合する。
　　②貸付金に係る記帳の内容を分析的に検討し、残高の妥当性を確かめる。
　　③貸付金について回収不能見込額が計上されている場合には、その計上根拠となる事実を立証する書面等関係書類を閲覧し、担当者に質問する等、その計上された回収不能見込額の妥当性を確かめる。
　(5)有価証券
　　①有価証券については、会社が実地に確認した記録を閲覧し、他に保管されている有価証券については、保管に係る証書および通帳を閲覧し、その明細表と関係帳簿残高とを照合する。
　　②有価証券の評価が、所定の基準に従って適切に行われているかどうかを確かめる。
　　③有価証券について評価損が計上されている場合には、評価損を計上する根拠となる事実を立証する書面等関係書類を閲覧し、担当者に質問する等、評価切り下げについての妥当性を確かめる。
　(6)棚卸資産
　　①棚卸資産については、会社が行った実地棚卸の実施記録を閲覧し、また他に保管されている棚卸資産がある場合には保管証書等を閲覧し、その明細表と関係帳簿残高とを照合する。
　　②棚卸資産の評価が、所定の基準に従って適切に行われているかどうかを確かめる。
　　③棚卸資産について評価損が計上されている場合には、評価損を計上する根拠となる事実を立証する書面等関係書類を閲覧し、担当者に質問する等、評価切り下げについての妥当性を確かめる。
　(7)固定資産
　　①固定資産については、その種類別に期首残高、当期増減高および期末残高を記載した明細表の内容を分析し、残高の妥当性を確かめる。
　　②減価償却については、所定の基準に従って相当の償却が行われているかどうかを確かめる。
　　③固定資産について評価損が計上されている場合には、評価損を計上する根拠となる事実を立証する書類等を閲覧し、担当者に質問する等、減損に係る処理の妥当性を確かめる。
　(8)手形債務
　　①手形債務については、その明細を商業手形、金融手形、営業保証手形等に区分し、それぞれの妥当性を検討し、かつその明細表と関係帳簿残高とを照合する。
　　②手形債務に係る記帳の内容を分析的に検討し、処理の適切性と残高の妥当性を確かめる。

（以　下　省　略）

第３案

中小規模会社の監査案

１．はじめに

（１）この監査案は、監査基準、監査実施準則、監査報告準則に準拠して、会社の計算書類（商法２８１条）の適正性について公認会計士（又は監査法人）が意見を表明する目的で監査することを前提としている。いわゆる正規の監査であって、現行商法における会計監査人による監査と実質的に等しいものである。
（２）現行商法における会計監査人監査の対象会社は、比較的大規模の会社であるが、この監査案では中小規模の会社を対象としている。いずれの監査においても、監査の目的とするところは会社の計算の適正性の保証であり、同一であるが、監査の実施方法においては中小会社の特性を反映したものとなっているので、財務諸表項目の監査のうち、特に貸借対照表項目の残高の妥当性の検証に重点を置き、損益計算書項目及び取引記録の監査については最低限必要と考えられる程度に止めている。
　取引記録の監査においては、会社の財務データの分析的検討により、異常値の有無を確かめ、監査手続の適用の効率化を図り、会社の取引記録に対する信頼性の程度に関する心証をできるだけ短時間で得られるよう努める。
（３）この監査案は、中小規模の会社の監査の一般的なものの内容を示そうとするものではなく、中小規模の会社の監査の一例として、モデル会社を対象とした監査計画概要を記述したものである。
　なお、本案は監査日数を極力短縮することをめざしているので、監査の実務経験を十分に有する公認会計士が担当することが前提となる。
２．監査案の例示

（以　下　省　略）

歴史考察

薩摩と長州（二）

4　長州の英傑

徳川家のために大変な苦労をさせられた毛利家としては明治維新に吉田松陰という大思想家が現れて、多くの志士達が奮起、そして薩長同盟ということで徳川家打倒を図ったのが明治維新である。

毛利家からは明治の元勲、明治の志士といわれた人達が多く輩出している。木戸孝允（桂小五郎）・高杉晋作・久坂玄瑞・伊藤博文・大村益次郎・乃木希典・山懸有朋・井上馨・品川弥二郎・前原一誠らであり、近くは日米安保条約を結んだ岸元首相、その弟のノーベル賞受賞者佐藤元首相。かと思えば思想家の河上肇。共産党元委員長・議長の宮本顕治・野坂参三。変わったところでは磯部浅一という二・二六事件の首謀者。激越な過激派右翼だった。

いわば思想が右から左という人達が山口県から生まれている。してみると人間というものは、地上の楽園のような国からは英雄とか人材はあまり出たことがない。やはり屈辱・貧困・苦難、の中から英雄というものは生まれるものという感を強くする。

5　関ケ原合戦の島津藩

島津家の場合は、関ケ原大合戦に、当時の島津義弘という朝鮮出兵の勇猛な武将――当時六十六歳という老軀に鞭打って、兵千、若しくは史実によると三千ともいわれる兵を擁し、西軍に属して布陣した。島津家としては、秀吉が島津征伐のとき石田三成がとりなしをした――三成に恩になっている関係上、義理で参戦したのだった。

当時七十万石の島津家としては、少なくとも二万や二万五千位の兵は持ってこれるものを、義理の参戦なので、千人から二千人位なわけ。そして激闘が六～七時間も続いた関ケ原の合戦で、終始一兵も動かしていない。西軍が敗北に終ってから始めて兵を動かすという作戦を立てていた。

当時、義弘の心境としてはとてもじゃないが西軍は負けると踏み、あと、自分の藩たる島津家を安泰にするためにどう外交交渉を展開するかというのが腹中にあった。それには頭っから降参したのでは高く売りつけられない、ぎりぎりまで駆け引きして、最後は敵中突破ということをやってのけたわけであった。

敵中突破というのは、関ケ原の真っ只中、即ち東軍の真ん中を突っ切って、伊勢路街道を経て薩摩に帰るという、大変な敵中突破作戦を展開したのだった。甥の島津豊久が伯父である義弘の陣羽織を着て身代りになり東軍の中に突っ込んだ。その間に島津軍が主将義弘を囲んで伊勢路街道に出たわけであるが、薩摩に辿り着いた時には、千何人かいた兵が僅か八十人という数だったといわれる。一割以下になってしまった。主将を守るために、殆ど全員戦死したといっていい。

ということは、島津の兵は強いということを徳川家に見せるという意地を示した。同時に外交交渉のための駆け引きの道具にした――そのため多くの部下を殺して、主将だけ戻ったのだった。

戻って、直ちに国境を警備して、いつでも徳川軍が来たならば玉砕も辞さないという防備態勢をとると共に、平和外交で恭順の意を表するという二面作戦で、島津家の温存を図ったわけであった。

年輩の読者の皆さんは、薩摩隼人という言葉をご記憶であろうと思う。私も軍隊に行っている時は、中国戦線であったが、六師団の薩摩隼人が来たということで、全部中国兵が逃げてしまった――というほど、島津家というのは勇猛な軍隊を擁していたわけであり、薩摩隼人といわれる。

薩摩隼人は、平安年間にも中央政府に反逆している。大伴旅人という万葉歌人で有名な中納言が、総司令官として薩摩征伐に行って、薩摩隼人の首を千八百、官中に献上したという記録も残っている。

二回目は秀吉に対して反抗し、三回目が関ケ原合戦であり、四回目が倒幕運動だ。五回目が有名な西郷隆盛の西南の役ということで、とにかく中央政府に対する反逆精神というのは昔から非常に強く、勇猛だった。その意味からいうと、薩摩隼人を生んだ鹿児島県というのは特異である。

このように苦心惨胆して、島津藩の場合は、関ケ原の戦後処理に際し七十万石が安泰であった。

ところが、この敵きを、百四十五年後にとられている。これが有名な宝暦年間における濃尾平野の堤防工事＝水害工事である。

6　徳川の島津政策

宝暦当時の将軍は九代家重であった。

その頃、長良川、揖斐川、それから木曽川の合流点である濃尾平野の堤防が非常に崩れて氾濫した。百四十年間に百二十回も氾濫したという記録が残っているほど、大変な洪水の多い所だ。それでいて土地が肥えている。幕府としてはとにかく米を作るためには堤防を築かなければならないということで、関ケ原合戦の百四十年後において、薩摩藩に対し、この堤防工事着工の命令を出したのだった。

いうまでもなくこれは、徳川政策の外様大名いじめ、経済的いじめであるが、私は、この薩摩藩への濃尾平野堤防工事命令が、その最大級のものではないかと思っている。

当時、薩摩藩には金がなかった。大坂商人に二十万両、今の金で何十億という大金を堺の商人に借款をし、平田という家老が総奉行で乗り込んできたのだった。

幕府としては、その監督に来ており、薩摩藩に関しては一汁一菜以上のサービスをしてはならないという触れを出した。病人が出ても世話をしてはいけない。物を売ったら全部現金で取れ。食糧であろうが、堤防工事の材料であろうが、一切掛売りまかりならぬ――等のきびしい命令を出した。そうしておいて、全部工事がすむまできびしく監督するという大変な仕事だった。

（税理士・今村秀夫）



「好運は七度人を訪う」という。どんな人にもいい運は何度かくるものだ。その時調子に乗って取り尽すのは惜福の工夫がない人である。

渡部　昇一
――随筆家列伝――

仏教で「知足（ちそく）」いいかえると「足るを知る」という言葉がある。なかなか簡単なようで実行するとなるとむつかしい。

人間、運がいいと、つい調子にのってやり過ぎる。例えば思わぬ金が入ると贅沢三昧になり体をこわし、対人関係まで失敗することになる。そのときすこし控目にすることが対外的信用をまし、その人柄のよさを社会的に見せることになる。

そのことを著者は幸田露伴の言葉をかりて惜福といい、惜福の工夫を積んでいる人は、不思議にまた福に遇うという。反対に惜福の工夫に欠けている人は不思議に福に遇わないもので、才能力量は充分にありながら薄幸無福の人がいるものだという。

かえりみて、何度かの幸運が過去にもあったのだが、そのとき傲慢な気持ちになり、ついやり過ぎて、あとからしまったと思っても後悔先に立たずということになる。この時、惜福の気持をもってことに当り、常に神仏を尊び公共のために尽す気持が少しでもあればもっと違った状況になることもある。

その点現代は経済の繁栄のさ中にあり、物質的にも恵まれた社会となっている。こういうときこそ、この惜福の教えにしたがって行動しないと福をとり尽してしまうことにならないとも限らない。

（鍾旭）

税の歴史から

ある詩とある歌

伊豆の修禅寺彫宗家の鍵和田松琴さんから毎日書道展に平木二六先生の詩を彫ったものを出品したのでと知らせてきた。その詩は次の詩である。

月光菩薩

やさしい心をもつことはやはりほんとうだむしろ誓ひだもみぢを散らす風にさからふとき月の光は白く冴える誰だって人生を台なしにしたくないのにちひさい快楽のためになぜ血を流すんだろう一つの場所にだまって佇んで千年生きてほほえんでゐるうつくしさ

現在では税金は皆で負担すべき共通費用の分担額という考えが支配的であるが、封建時代には為政者の一方的な考えによる必要費用を天下り的に要求してくるといった面が強かったので、上に立つ人の心構えで納税問題は大きく左右された。上に立つ人が月光菩薩の詩にある様な心を持っていれば、その支配下にある民はしあわせであり、従って人望も集まるものと思う。

楠正成は世間並に集め、そのあと安くする分だけ戻せといったといういい伝えがある。

薄生氏郷は会津に入国した時、知行の配分は自分がやるといって気前の良い考えを示したら、それでは石高を超えてしまいますといわれて、家臣にまかせたという話がある。これはそうなる事を知っていて家臣を感激させる手であったとする説もある。

上杉鷹山の例等は模範的な例であろう。吉野山の近くに竜門岳という山がある。その南麓、竜門郷十四か村の百姓に、文政元年代官浜島清兵衛は過酷な年貢を課したので、一揆が起り代官を殺害するという事件があった。一揆はまもなく鎮圧されたが、そのうらみは手まり歌となって今につたえられている。

そのうちのいくつかを記してみよう。

一つとや、龍門騒動は大騒動、二十まで作った手まり歌歌おうかいな

六つとや、無理な取り立てなさるから、このような騒動は起こりがちもっともかいな

十三とや、さらりと蓑笠うちそろい、竹槍かたげて追々と、行きますわいな二十とや、二十でおさまるこの歌は、歌うておくれよ守り子供、頼むわいな

寒村の百姓衆の叫びが伝わってくる様な歌である。

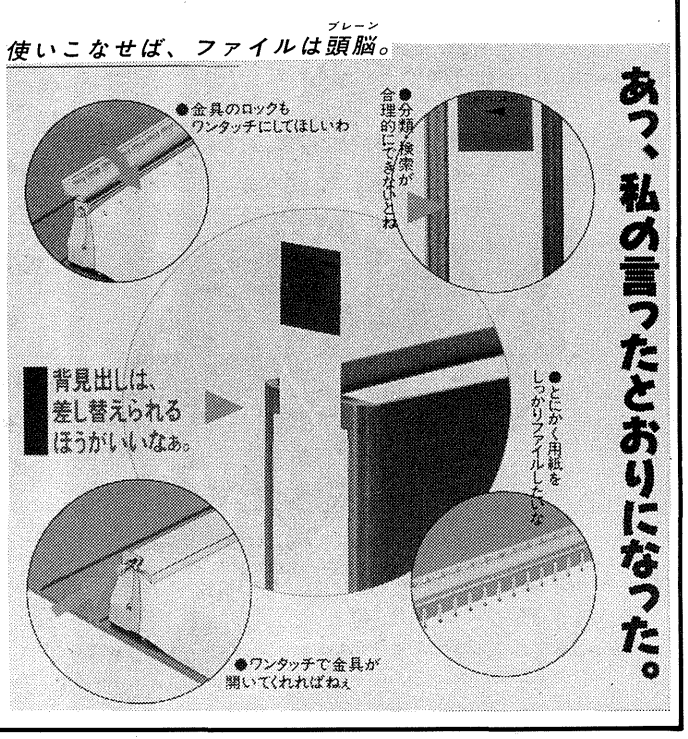
（公認会計士・税理士　岸本勝次）

新発売
C8シリーズ
コンピューターバインダーキャップ式

C8-1115

●用紙寸法：11″×15″（22穴）
●表紙色：黒・藍・緑・黄・橙・赤
●￥600（背見出し紙1枚付、赤・青・2色展開）
※サイズは、他に28種類あります。
※背見出し紙は、1組20枚で別売（￥300）もしております。

お客様の声に敏感なリヒトならではのコンピューターバインダーです。今回は〝背見出しは、差し替えられたほうがいい〟というご意見にお応えしました。新登場の背見出し紙（別売）は4色展開になっているうえ、デジタル記号スタイルになっているため、分類・検索が合理的にできます。もちろん、これまでの特長も健在です。金具は開くのも閉じるのもワンタッチ。フォーム用紙は、間隔をあけずにすべての穴をしっかり綴じます。まさに皆様の実感から生まれたコンピューターバインダー。リヒトはこれからも、もっともっと商品を磨いていきたいと思っています。



ファイリングをシステムで考える
リヒト
お求めは、全国の有名文具店、デパートで…リヒト産業株式会社

暑中お見舞申し上げます

浅井新平　目黒区中町二―二三―三　電話（七一一）八七四四

太田昌一郎　大田区池上六―一八―二　電話（七五四）〇〇四一

窪寺長治郎　練馬区豊玉上二―二三　電話（九九三）五三一一

住田光生　中央区日本橋室町一―一五　電話（二四一）六六〇〇

中島育広　世田谷区玉川台一―三―一〇　電話（七〇〇）三三三一

山田辰己　武蔵野市境南町三―三―三　電話（32）一五一一～三

浅見孝　中野区上高田四―四一―五　電話（三八六）三六三六

大盛広吉　足立区千住柳町三―七　電話（八八一）六一二五㈹

倉田由次　足立区梅島一―九―五　電話（八八七）八四五一

千正清夫　中央区日本橋茅場町一―一六　一二共同ビル八〇三号室　電話（六六八）〇〇五一

永島徳造　豊島区目白四―二四―五　電話（九五四）〇三三五

宮崎敬之　目黒区上目黒一―二一―九　ハイネス中目黒五〇五号　電話（七九二）三九九一

飯沼清夫　足立区梅田七―一五―二　電話（八八七）〇一二四

岡崎寿士　中野区本町四―一九―一二　―一〇一　ロイヤルプラザ新中野　電話（三八〇）一五五一

三枝潮　世田谷区豪徳寺一―九―三　電話（四二九）五三八一

染谷孝太郎　葛飾区堀切五―五〇―一　電話（六〇一）五〇五〇

二村倍吉　港区西新橋一―一八―六　童宝ビル　電話（五〇二）〇八二〇

三輪三郎　杉並区高円寺南一―六―五　サマリヤビル二階　電話（三一五）三三三三

池田洋次郎　北区王子二―一三―一　電話（九一一）八一一一

岡田一馬　墨田区立花一―三二―六　電話（六一二）一八九〇

清水多四郎　墨田区業平三―一〇―一二　電話（六二五）三九一八

高橋栄吉　渋谷区佐々木三―一五六　電話（三七〇）二四七六

野村富雄　荒川区西日暮里五―三―二　第三イトービル四階　電話（八〇一）一五八二

茂木誠陸　茂木信　杉並区荻窪五―二五―六　電話（三九三）〇二一一

飯沼清夫　港区西新橋一―一八―六　童宝ビル　電話（五〇二）〇八二〇

岡崎寿士　中野区本町四―一九―一二　―一〇一　ロイヤルプラザ新中野　電話（三八〇）一五五一

三枝潮　世田谷区豪徳寺一―九―三　電話（四二九）五三八一

染谷孝太郎　葛飾区堀切五―五〇―一　電話（六〇一）五〇五〇

二村倍吉　港区西新橋一―一八―六　童宝ビル　電話（五〇二）〇八二〇

三輪三郎　杉並区高円寺南一―六―五　サマリヤビル二階　電話（三一五）三三三三

石井操　千代田区飯田橋一―二―一〇　電話（二六四）四六四〇

小川一郎　大田区池上六―一九―八　電話（七五三）一六一七

磯崎勝　文京区小石川二―三―二八　―八〇五　電話（八一五）三四五一

小川敏市　台東区三ノ輪一―六―一五　電話（八七三）七二六八

進藤紀三　第一税理士協議会　税理士21世紀の会　会長　下田友吉　台東区根岸一―一〇―一五　電話（八七四）七三一七

進藤紀三　新宿区坂町一一二　電話（三五三）九四三〇

田中佐門　台東区柳橋一―二九―七　五十栄ビル五〇一号　電話（八六一）〇三九四

高森利正　江東区亀戸二―二四―九　電話（六八二）五六三一

樋口俊二　中央区月島三―三―四　電話（五三一）一五三一～三

廣瀬哲夫　中央区銀座一―二七―八　セントラルビル七階　電話（五六四）三四六八

山本敏郎　港区西新橋二―二〇―三　電話（四三一）五五一四

市川隆　国立市西二―一一―一〇　電話㈹三五（七二）三三三三

加藤隆之　台東区西浅草一―六―四　電話（八四三）〇六六一

伊藤秀雄　板橋区板橋二―五六―七　電話（九六四）一五〇〇

兼山金刀圀　練馬区上石神井二―三―二　電話（九二〇）八一三四

杉村明　新宿区住吉町一―一四―四　電話（三五七）五四一一

新保太郎　新宿区西大久保二―二九五　電話（二〇九）五六二一

伝田隆雄　墨田区東向島三―三一―六　電話（六一三）二四四六

藤井豊三　中央区銀座三―九―一八　（東銀座ビル）　電話（五四一）三六八八㈹

藤岡大造　木更津市文京二―二―四　電話㈹三八（23）五七四一㈹

吉本與一　千代田区神保町二―二〇　郵通ビル　電話（二六一）〇三七九

山本日出麿　千代田区丸の内一―四―二　東銀ビルヂング一二階一二〇九区　電話（二八四）一九四一

若林恒雄　中央区新富一―三一―二一　二〇一　電話（五五一）八八一八

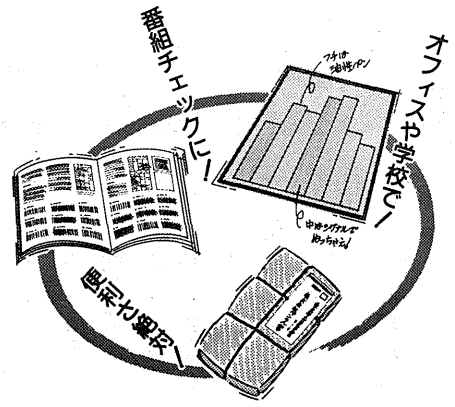
松木正輝　荒川区西日暮里五―七―四　エル・アルカサル・フジ二〇二号　電話（八〇五）三一〇一

丸山修司　北区赤羽一―二一―三　メゾンドジュエル二階　電話（九〇一）一一五三

和田新之助　文京区本郷二―一六―一〇　三興ビル　電話（八一四）五八九五

ぺんてる株式会社





1. ペン先は選べる3タイプ
2. 色それぞれ4カラー
3. 組み方いろいろ自由自在
4. 安全性とペン先耐乾燥性に優れたペン

組合せ自由型
Pentel
くみ組

好きな色と好きなペン先を自由自在に組み合わせられる、ぺんてる「くみ組」。家庭やオフィスや学校で 用途に合わせて、あなただけのオリジナル複合ペンを組み合わせて下さい。　1本 100円



※表示価格には、消費税が含まれておりません。

★一局複数会制の早期実現をはかる
★税理士会の正常化をはかる
右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

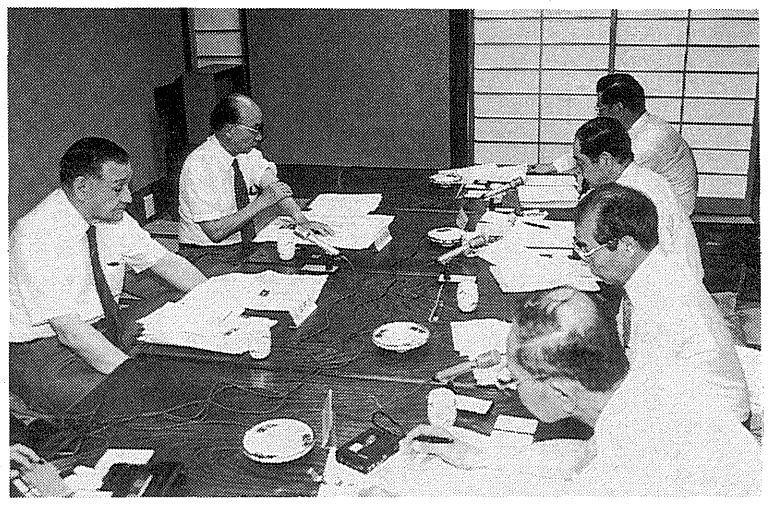
発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5－18－3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話（816）3346
発行人　下田友吉（1部　100円）
編集人　岡田一馬（年極 1,000円）
会員の購読料は会費に含む

主要目次
一頁～三頁…（座談会）商法・有限会社法改正について
四頁……歴史考察、税の歴史から、銘語録

座談会

商法・有限会社法改正について

―計算・公開いわゆる「調査」問題を中心として―



会計調査人調査の問題点

岡田（司会）　第一税協の座談会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。本日の座談会の内容は「第一税協」の八月と九月号二回に分けて掲載させていただく予定でおります。

商法改正問題がここでピークに達したような感もございますので先生方からいろいろお話を承りたいと思います。

開会に先立ちまして、第一税協会長の下田先生にごあいさつを賜りたいと思います。

下田　一言ごあいさつ申し上げます。本日は暑いところを、しかも遠いところをありがとうございます。

ご案内のとおり、今日は商法の改正のうち、調査問題を中心にしてお話をお伺いしようという座談会でございます。公認会計士協会に関係のある第一税協に籍を置くわれわれと、東京税理士会において問題に詳しい先生方とこういう話をするのは初めてでございます。

いろいろなお考えもあるでしょうし、われわれに事情のよくわからない点、あるいは今後どうなっていくかについてもお互いにわからない点があるかと思いますが、忌憚のないご意見と状況の説明などをいただければ、本日の会がたいへん有意義なものになるのではないかと考えています。

岡田　それでは座談会に入らせていただきます。

七月十七日に商法部会が開催されましたが、まず商法改正、とくに会計調査人調査についての現状とこの認識という課題でお話を伺いたいと思います。

まず唐川先生からお話を伺えればと思います。

唐川　私が申し上げるまでもなく、十七日の商法部会では、法律案要綱案が配布されておりますが、中身は今まで出ている問題とほとんど変わりありません。

たとえば、今日の主たる議題以外の資本金の問題などの、既存の会社の年数などがはっきりしてきたような面はあるようですが、ほかにあまり具体的なかたちで変わった点はないように思います。

ただ、商法問題の調査人調査制度の現状と認識ということですが、私自身は、この調査人制度は、公認会計士であるとかあるいは税理士であるという、職域の面からの問題で論じ合うことではないという基本的な考え方を持っています。

ではどこに重点を置いて、導入の是非を考えたらいいのかですが、それについては、一つは中小企業の問題があります。これがいちばん影響を受ける側です。中小企業がどういう影響を受けるかという問題、どうしてこれをやらなければならないかという問題等を当然考えなければなりません。

もう二つは、私ども税理士という立場で、法律的な面もそうですし、職域的な面もそうですが、今の試案が示しているように、同一人が同一会社に対して調査と税務を両立させることが果たしてできるのかということです。

そういう面が、とくに私は非常に気になっています。下手をすると税理士制度はおかしくなってしまう。そういう考え方をとくに持っているわけです。

細かい点はまた後ほど申し上げてみたいと思いますが、大きな認識としては、そういう点で非常に強く危惧を抱いています。

遅れている現状認識

岡田　同じ問題で立場を変えて松木先生にお話を伺いたいと思います。

松木　この問題を研究されたり、東京税理士会の執行部に近い方、また公計会計士協会でも詳しくご存じの方は、わりと認識があるようですが、遠くからながめている立場では、表だってはわからなかったわけです。ここのところで急激にこの問題が出てきたという見方がされているわけです。おかしな話なんですが、やられている側からすると、ずっと常に行われてきたにもかかわらず、その感じが非常に強い。このへんがむしろ心配な点です。

その意味では、東京税理士会の新聞には常に非常に詳しく書いてある。むしろ公認会計士側は新聞にあまり出ていなくて、ピンと来ない部分が多い。だから、現状に対する認識、それから法務省がいまどこまで何が進行しているかという問題を考えていきますと、ある意味では困難な感じがします。

とくにこの夏場にかけて、法制局と法務省との間で、改正要綱作りはほとんどできてくる。しかも法案そのものもある程度できつつある。むしろ法制局の人を、法務省の側から説明をして、認識させているという現状にかかわらず、当事者であるわれわれはあまり認識していない。それを非常に強く感じます。

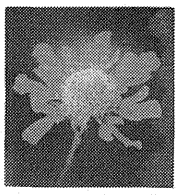
（二頁へ続く）

出席者
専税協議会
副会長　唐川　満
副会長　坂内直治
第一税理士協議会
会長　下田友吉
副会長　松木正輝
副会長　岸本勝次
副会長　岡田一馬
（司会）

好収益と安全性。5年間、大きくふやすファンドです。

〈野村〉のエース（国債型ユニット）
株式投資信託・安定型

国債をメインに運用し、満期時の元本の安全を追求。さらに、株式の組入れを一定におさえながら、優良株で着実な値上りをめざします。
（当初の組入れは、国債：75%、株式など：25%程度）



「エース国債型」年平均ご投資家利回り　（'89年5月31日現在）

スタートの年	最高(月)	最低(月)	平均
'84年	9.2%(11月)	6.8%(10月)	8.1%
'85年	10.1%(11月)	7.8%(3月)	8.8%
'86年	9.3%(2月)	4.6%(11月)	6.6%
'87年	5.6%(2月)	1.6%(5月)	4.1%
'88年	4.7%(1月)	2.5%(3月)	3.7%
平均	年6.6%		

●再投資効果を活かす運用で大きくふやします。
再投資効果を活かすため、当初3年間は収益の分配を行いません。

●満期は5年です。
ジックリ、大きく育てるため、当初3年間は、原則として換金できません。
※お申込みは1万円単位。お申込み時に手数料（1万円につき200円）が含まれます。

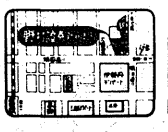
いつでも自由に使えるファンドです。

〈野村〉の中期国債ファンド
公社債投資信託・追加型

年3.9～4.4%（予想分配率）　年4.343%（8月9日現在(分配率)）



●自由な期間、ふやせる1ヵ月複利。
●中期国債を中心にした好利回り運用。
●30日たてば、お申し出の翌日にお金が引き出せます。
●決まった金額を定期的に受けとれる。
〈定期引き出しサービス〉など、サービスもいろいろ。
＊お申込みは10万円以上1万円単位。



新しい魅力で身近なおつきあい
野村證券 新宿支店
郵便番号　160―91
東京都新宿区新宿5丁目17番9号
（三光町交差点カド・伊勢丹ソバ）
電話　東京03（205）　1001㈹

（一頁より続く）

私も会計事務所で税理士業務を相当やっています。その立場からすると、これでは困るんじゃないですかと感じているわけです。

そのへんの認識をもっと会員に強く持っていただかないと、将来しまったというのでは困る。それが今の私の率直な感想です。

中小企業における公開の問題

岡田　どうもありがとうございました。それでは坂内先生、ご意見を伺いたいと思います。

坂内　私は今年の七月まで二年間、日税連の商法対策特別委員会委員という立場にいたものですから、比較的、議論はしてきております。ただ、現状認識として、法務省サイドが今まで敷いてきた路線が、いわゆる職域問題も含めて、税理士の団体と公認会計士の団体が座席につく場所を作ったという点で、法務省サイドでは、一つの土俵ができたと見ているんだろうと思います。

調査問題研究会、勉強会の中身として当初言われていたのは、調査ということが制度として成り立つかどうかをまず検討して、仮に調査が制度として成り立つという立場であるなら、どういう中身があるのかという議論をするということでした。それが法務省側の提案だったはずです。

ところが実際にもれ聞こえてくるところは、前段の項目を外して、調査の対象会社の範囲はどうするとか、資本金のランク別に数を出して、どこからどう切ったら何万社になる、その担い手はだれにするのか、会計調査人の人数はどのぐらい必要なのか、会計調査人の供給源はどうするんだという各論にあたまから入ってきている。

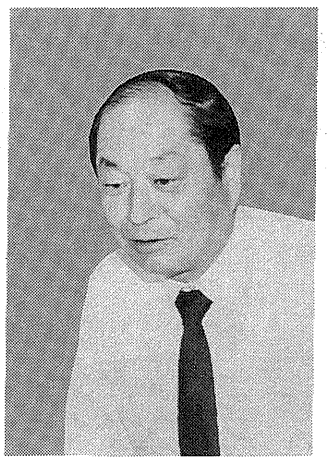
もう一つの問題として、いちばん大事なのは、調査制度は公開が前提となっているということです。法務省の考え方は、中小会社に従来どおり物的会社として認める以上、計算の公開が必要であるということです。公開された経理の内容が、社会的に有用になるためには、それが客観的に立証されなければならない。立証方法として監査をやる、簡易な調査をやるということですから、公開が先にあるんです。

中小企業の経理を公開するということと、大企業の経理を公開するということは、質的に違うと考えられるのです。中小企業の場合は、原価公開と同じようなことになるわけですから、中小会社存立の根本的な問題にまでなるわけです。

したがって、このことが解決されない限り、社会制度として成り立つためには、相当大きな問題をあとに残していくことになるだろう。法務省がどう考えても、国会の場なり国民の立場から見るならば、そこが最大の議論になるだろう。

大事なことは、中小会社が果たした役割を、さらにどう日本の経済の中で果たさせていくのかという立場から議論することが問われている時期だと考えているわけです。





上より唐川、坂内氏

税理士・公認会計士双方によい解決を

岡田　これはなかなか難しい問題ですが、岸本先生、お話しをお願います。

岸本　結局、理想的に考えるのと現実とのずれと言いましょうか、法務省できちっとしたいというのはよくわかりますが、実際の企業のありようは、法務省サイドで考えているのとは少し違う、もうちょっと複雑な問題があるのではないかということが言えますね。

私個人の考えとしては、調査の問題は今回はむしろ見送ってしまってほかを解決するように、第三次で終わらせるのではなく、第四次とか第五次というようにもっていったらどうか。どうしてもということなら、むしろ監査役の中に一名は士族を加えることということにして、暫定的に緩やかな前進に持っていくのがいちばんいいんじゃないかと思います。

岡田　会長、何かご意見があればお伺いいたします。

下田　今までの調査問題の検討の仕方を見ていると、監査と調査とどこが違うかというような理論的、学問的な議論に集中してきました。監査

（二頁より続く）

実査、立ち会いまで含めた、正規の監査と変わりないようなものになってくるわけです。そういう大事なことだと私は思っています。

三条件というのは、これとまったく違った性格なんです。日税連は連合会ですから、それぞれ単位会の意見があり、委員も単位会から出ているわけです。社会的には日税連は推進派だと言われています。ところが実際の委員会では、何の推進も決議できない。やるとするなら四条件を満たしたものでやれということになっています。四条件を満たすものはなかなか出ない。しかし、単位会の数から言うと、圧倒的に法務省サイドの議論、試案の立場で構築したいという気持ちが相当大きいですから、そういう姿は現れると思うんです。

そこで、現状において、三条件の何がやれるのか。要するに、列車に乗り遅れるという話なんです。法務省はどんどん走っていくから何も動かないと乗り遅れる。動くにはどうしたらいいのかというと、四条件で動く。四条件で動くといったら、身動きできない。したがって三条件が出てきた。三条件とは何かといったら、税理士に全部、調査人の資格を与える。それ以外はだめだ。それから監査法人については、大規模の、組織的にやる分野なんだから、ご遠慮願う。それから、商法の監査の強制基準である特例法二条、これは決着済みだから、これを引き下げることはならない。

この三つを不退転の条件とすれば、法務省の議論としては、限りなく正規の監査を広げることがいいんだ、受け皿と経済的な話で、それはある程度でとめなければならないから、その下を簡易監査（調査）で行くという考え方ですから、真向から対立することとなります。

三条件でやれば、調査問題は宙に浮くという考え方で提案する立場と、しかしそれをクリアーすれば、この制度に乗っかっていいんだというほうにウエートを置く立場と、ある意味では玉虫色なんです。

大事なことは、日税連にとっても、もう一度、入り口論から議論を構築していかないと間違うということです。

公認会計士の立場も税理士の立場も、ある意味では中小企業を一生懸命育ててきた大部分の先生方の立場は同じです。そういう中小企業の立場と、今後のわれわれのいき方を考えてみますと、たとえば縦割り論的な議論もあるでしょうし、いろいろな議論ができる。とくに中小会社の計算の明確化という立場では、岸本先生もおっしゃったように、暫定的にどうしていくか、しかも両団体が納得のいく方法は必ず出るはずだし、そこで中小企業の実態をお互いに見据えていれば、一定の方向は出てくるのではないかと考えています。

日税連の問題

岡田　税理士会と公認会計士会とは、この問題の対応が違うと思うのですが、坂内先生のお話を受けて、松木先生、お考えをご披露願います。

松木　ちょっとお伺いしたいんですが、お話のニュアンスから言うと、過去においてもそうだったんですね。これはある意味では、税理士会そのものが非常に不幸だったという面があると思うんです。

われわれももちろん、いろいろなかたちでそういう問題に関与してきた気もしますが、東京税理士会は伝統的に見て日税連の主導的立場に立って物事をやってきたはずです。それが、どういうわけだか、日税連と東京税理士会は、見ていると、何となく齟齬を来しているのではないか。

商法の問題についてもそうだし、過去においても、税理士法の改正のときもそうだったような気がします。会員の側から見ると、税理士法の改正は面白くもないし、あんなことをやってもらって何のためになるのかということです。

それと同じようなことが、また商法問題でも起こるのではないかという危惧を非常に持つわけです。

その意味で、先ほどの四条件とか三条件の問題についても、解釈が多少、食い違っているのではないか。実際はそうではないかもしれませんが、日税連の側から見る場合、ちょっと違った部分があるのかないのか、そのへんをお聞かせ願いたいという感じがします。

坂内　第一税協の先生方もほとんどが公認会計士、税理士の両資格を持って、ある意味では大部分、オーバーラップしてやっているわけですから、同じ立場には十分立てるわけです。税理士という立場から見るなら、先生方のご心配はそのとおりだと思うんです。私どもも、日税連が本当に一本化して、正しい方向にいってもらいたいという願いは、本当に大事なことだと思っています。

それではいっしょになれないのかということですが、私はそうではないと思います。全国の税理士五万人が、ほとんど同じ仕事をやっているわけですから、中小企業に対する見方なり実感なり実態なりは、変わった目が出るはずがない。必ず統一できる。

今の段階では、日税連としてはいろいろ議論が残っていますが、四条件で一致したことは事実です。それから、商対委員会としては、三条件を前提として運動するということも事実です。

そうなると、いろいろ枝葉は出てきますが、本流としては、一定の固まった方向に行けるだろうと思います。行けないという見方の人もいるようですが、私は、論議を尽くして、私どもの顧問先の中小企業ともいっしょに歩けば、必ず道は出てくる、自信をもってみんなで手を組んでいきたいと思っています。

唐川　日税連と東京税理士会と意見が違うということでは、確かに違うところは結構あります。いまご指摘のあった税理士法の改正でもそうです。でも私どもは決して、東京税理士会の考え方が誤っていたとは考えておりません。むしろ正しかったのではないかという考え方を持っています。

坂内先生からもお話があったように、地方に行くと、東京税理士会のように理事会を毎月開いていろんな問題を検討する単位会は、まずないんです。ですから、会員の声が執行部に上がらないのが現状です。

その中で連合会に出てきやっているわけですから、地方の会員のみなさんの声を吸い上げるというあたりが非常に難しいんです。

正規の監査と調査制度はどこが違うか

岡田　それでは今度は正規の監査と調査制度はどこが違うかという問題に移りたいと思います。これは岸本先生の分野だと思いますので、お話ししていただきたいと思います。

岸本　いろいろな考え方があると思いますが、私自身はこう思うんです。調査は一応の確からしさを求めるということなので、監査とは違うんだ、それから正規の監査以外には監査はないんだという考え方をされる学者も大勢います。しかし本当は、監査という言葉には広い意味と狭い意味とがあると思うのです。

広い意味では、文字通り、一応の確からしさも含まれるのではないかと思います。もしそうでなかったら、たとえば幼稚園、あるいはPTAの監査という言葉は成り立たないし、公認会計士制度発足のときに、制度監査というのがあったんですが、それは監査じゃないということになって、論理が矛盾します。制度監査も監査の一部だったとすれば、やはり監査に広い意味もあったと思います。

ただ、狭く解釈すれば、非常に厳しい監査を監査と言う方は、そういうものでありたいという願望があるんじゃないかと思うんです。

どういうかたちで導入されたとしても、導入されたと仮定すれば、漸次、厳しい方向に行かざるを得ないので、最初のかたちがどういうかたちになるか、あるいはそれがあとでどう尾を引くか、そのへんは十二分に議論しなければいけないと思うんですが、ただ言えることは、監査とは何かというのをもう一度、根本から考えてみる必要があると思うんです。

意味のない陳述書

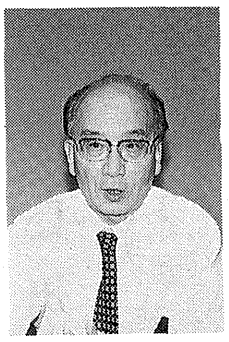
監査とは何かというと、自己証明は証明にあらずという言葉のとおり、自分で自分のやったことを証明したのでは監査にならないわけです。少なくとも何らかの尺度を持った他人、できれば権威ある他人が見て、正しいということを立証すれば、それがすなわち監査になっていくわけです。いわゆる二重責任の原則です。

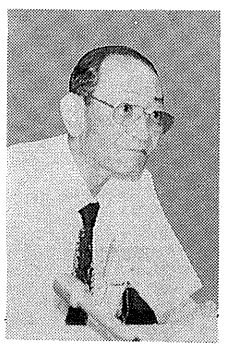
そうすると、ものさしが重要だということと、監査する人の資質が重要だということ、もう一つは、自己証明はだめなんだから、取締役の保証書とか陳述書は、果たしてどんなものだろうかという疑問が当然出てきます。

ということは、取締役は決算書のきちっとしたものを作る義務はもともとあるんです。だから改めてきちっとしていますという書類を書くというのは奇妙な話で、証書のないところはいい加減でいいのか、責任を持たなくていいのかという問題になりますが、そんなことは決してないと思います。

そうすると意味がなくなってしまうんじゃないかという問題もありますので、この問題については、陳述書、つまり取締役保証書はほとんど役に立たないというくらいに解釈していいのではないかと思います。

（以下次号）

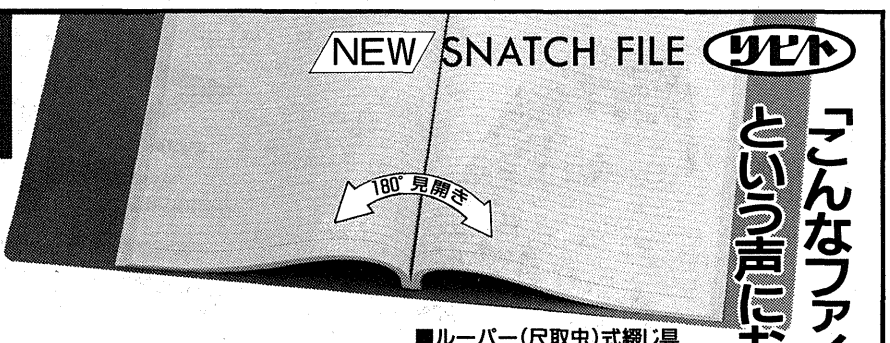


上より下田、松木、岸本、岡田氏

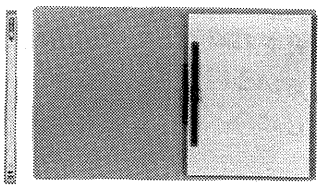
〈NEW〉スナッチファイル

NEW SNATCH FILE リヒト

「こんなファイルが欲しかった」という声にお応えして。

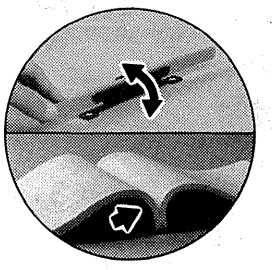


厚くなったファイルは、めくりにくくて、綴じた部分が見えにくい。こんな声をよく耳にします。そこで〈NEW〉スナッチファイルは、綴じ具の部分を動くようにして、どのページでも見開き180度でラクラク見られるようにしました。無理に書類をひらくこともなく、閲覧がスムーズです。また、ルーパー（尺取虫）式の綴じ具は、中央部のつまみを持ちあげてはずすだけの簡単操作です。つまみの上下操作だけで書類を確実にファイルし、抜き差しもワンタッチです。
リヒトはこれからも、みなさまの声にお応えしていきたいと思っています。



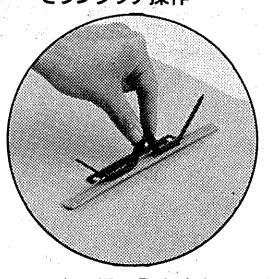
〈NEW〉スナッチファイル
●F-527（A4判S型）
●サイズ：縦306×横244×背幅19㎜
●色：赤・桃・橙・黄・黄緑・緑・水・藍・紫・灰・黒　●表装：ポリプロピレン
●価格：340円（税別）

■見開き180度のウレシイ機能



このように綴じ具が回転しますので見開き180度でスムーズです。

■ルーパー（尺取虫）式綴じ具でワンタッチ操作



ルーパー式の綴じ具中央部のつまみを持ちあげてはずすだけの簡単操作で、書類の抜き差しもワンタッチです。

使いこなせば、ファイルは頭脳。
リヒト
本社 〒540 大阪市中央区農人橋1-1-22
リヒト産業株式会社 企画広報部

歴史考察

薩摩と長州（三・完）

5　徳川の島津政策（承前）

当時、薩摩藩としては一年の収入の二倍に匹敵する金額といわれる、結局四十万両かかった。つまり藩の二年分の収入をこの堤防工事にかけさせられたわけである。

薩摩人には堤防工事の経験がない。素人同然の人間が来て、そこで工事を二年ほどかけてやったわけだから、大変な苦労をしたわけだった。

これを拒めば薩摩藩の没収という、現在でいう破産宣告をされるわけだから、藩を守るためにはどうしてもこの工事をしなければならない。現在の企業が倒産をするどころの騒ぎではなかった。

かくて、濃尾平野の堤防工事に一年半で四十万両という大金をかけた。現在の金にしたら何百億円かに相当する。これを手弁当でやらざるを得なかったわけであった。

藩士は耐えられず病死をしたし、藩主に申しわけがないと切腹した。そうした犠牲者は八十人に及んだという。完成後に、家老の平田はその責任をとって割腹した。現在、薩摩義士の忠霊塔といわれる供養塔ができている。そしてその堤防も千本松原といわれ未だに当時の堤防が健在していて濃尾平野の水害を守っているのである。

したがって土地の人達には多大の恩恵を与えたわけだが徳川幕府の政策が、実に秋霜烈日をきわめたという一例である。つまり、関ケ原の時に取りつぶしできなかった恨みを、家康の遺言として九代将軍家重がやったのだった。

関ケ原の際毛利藩は結局三十六万石に減らされて残ったのだが、用意周到であること天下第一といわれた家康の戦後処理としては千慮の一失だったわけだ。

長州といい、薩摩といい、その後の徳川の報復に対する恨みが導火線となって、すなわち起爆力――倒幕運動の中心地になった。

ところが、薩長はもともと仲が非常に悪かった。現在の社公民と共産党の関係のようなものだ。これをまとめたのが周知のように土佐の藩士・坂本竜馬である。彼は日本のために薩長は握手をしなければいかんという天下国家論で握手させ、坂本の仲人によって薩長連合が成った。それが封建制度の打倒、徳川幕府を打倒する原動力となり、禁門の変、すなわち倒幕運動の火ぶたが切って落とされた。

6　薩摩の人材

島津家からも、長州と同じように有名な人材が輩出している。初代陸軍大将・西郷隆盛、海軍大将・西郷従道、大山巌、陸軍の長老・山本権兵衛、海軍の提督・東郷平八郎ら軍人に、大久保利通という政治家。あと黒田清隆、松方正義ら。大久保の孫は昭和五十二年のピーナツ事件に引っかかったが、松方の孫は確か元駐日大使のライシャワー博士の夫人になっていて、松方正義は子だくさんだった。

明治天皇がある日、松方に「お前、子供は何人あるか」とご下問になった。松方は即答ができずに「後日調べてご報告申し上げます」といって天皇の前を下がったという話がある。つまり、あちらにもこちらにも、セカンドからサード・ハウスにも子が一杯いて即答ができなかった。

その他、変わったところでは有村治佐衛門がいる。これは万延元年三月三日の、いわゆる井伊大老襲撃事件の時の水戸浪士の中に一人だけ薩摩藩士の脱藩者が入っており、それが有村だった。この有村が井伊大老の首をあげて、途中で怪我をして切腹したというなかなかの剣客だった。

西郷隆盛といえば、日本最後の内戦である西南戦争を起こした急先鋒といわれる桐野利秋。桐野も人斬り半次郎といわれた剣の達人。もう一人篠原国幹。桐野も篠原も陸軍少将で、西郷の重要な幕僚である。以上、反逆者あり、元勲あり、提督あり、というバラエティに富んだ人物たちが薩摩藩から数多く出ているわけである。

7　あとがき

昔から国乱れて忠臣現る、家貧しくして孝子出ず、という言葉があるが、やはり、国家のためになる人材とか会社のための人材というものは、甘やかしては育たない、ということが言えるようである。苦難の道、貧乏、というような苦しみを経た人間でないと本当の意味の役にはたたないわけだ。

温室育ちのスイカやトマトはうまいけれど、天然の太陽のもとで採れたものにはかなわない。見た格好だけは良くとも、温室育ちの物は天然のよりはうまくない。人間もまた然りである。苦しみを耐え抜いた人間が、やはり国のためにもなり会社のためにもなるというわけである。

最近、日本は経済大国で貧がなくなってきている。二・二六事件は貧が大きな原因になって起きた。貧がなくなってきたというのは人間生活にはいいことだろうが、反面、明治維新という激動の時代を通り抜けてきたような、筋金の通った人材はなかなか出ない。戦争のないこと、平和なこと、富むこと、というのは人間生活では大事なことで、必要なことだろうが、国家政策においても、あまり福祉などといって福祉ばかりやっていると人間働かなくなってくる。この典型的な例はイギリスである。福祉政策が徹底すると人間は働く必要がなくなるという逆効果になるわけである。

人間はほどほどに鍛えることが必要だと私は思っている。

以上、関ケ原大合戦を背景として、明治維新という一つの社会的背景というものを薩長を語りながら明らかにしたが、動乱の時代に生き、そして死んだ若者たちの気概は、今日の平和時代に生きる者にはちょっと理解できないことかもしれない。

（税理士・今村秀夫）

銘言録

お前、頭が悪いな、俺とお前は別の人間だぞ、早え話が俺が芋を食えば手前の尻からプッと屁が出るか？　車寅次郎

―寅さんの人生語録―　PHP刊

仏教に「冷暖自知」という言葉がある。熱いとか冷いとかは自ら知るしかないということで、自らが学習し体験してはじめて自分のものになる。現代はあまりにも恵まれ過ぎているため、自らで行動して失敗しても成功しても、自らの責任ということが認識できない。

そこで依存心が強いため、何かあっても誰かが助けてくれると思い、我儘をいうことになる。そのてん寅さんは、馬鹿をいったり、いい加減なことを云っているようでその孤独の中で生きていく姿勢を崩さない。自らの生き方は自らの責任と割り切って行動する。

笑いと涙の中で演技する渥美清は寅さんか本人か分らなくなって、そのアドリブの連続ともいえる。この本に出てくる記録をちょっと抜き出しただけでも次のとおりである。

「そりゃ今は悲しいだろうけどき、月日がたてばどんどん忘れていくものよ、忘れるってことは本当にいい事よ。」

「あ、さくらと、博と社長によろしく言ってくれよ。あ、そうだ、俺が夕べ話したことを忘れずに、人生についてようく考えろってな。くだらないことをしている間にあっという間に骸骨になってしまうんだぞ、人間は。」とか、「人間この世に生まれてくる時もたった一人、そして死んでいく時も一人でございます。何と寂しいことではございませんか。」

という具合によく読むと真理だと思えることを笑いを誘いながらしゃべりまくる。

〈鍾馗〉

税の歴史から　<88>

勾玉

古来から皇位のあかしとして受け継がれてきた三種の神器、八咫鏡、天叢雲剣、八坂瓊勾玉のうち、八咫鏡は皇大神宮、天叢雲剣は熱田神宮の御神体となっている。そして古代からその代りとした鏡と剣を八坂瓊勾玉と共に天皇のおそばに置いたが、源平の争乱の際、安徳天皇と共に壇の浦に沈み、勾玉と鏡は見付けたが剣はとうとう失ってしまった。勾玉と鏡とその時宝剣の代りとした剣は現在宮中にある賢所に祭られている。

昭和天皇の相続税の課税対象から外れていた。

夏のある日、出雲の玉造温泉の奥にある玉作湯神社にお詣りした。小さな石の鳥居をくぐり石段を上がっていくと緑の樹々にかこまれて社殿が現れる。この神社は櫛明玉神ほか三柱の神を祭神としており、八坂瓊勾玉は櫛明玉命が製作されたものと伝えている。

勾玉の獨得の形は動物の牙から出たものではないかという考古学者もいたが、玉作湯神社の宮司は私に「勾玉の丸いところは太陽、とがったところは月をあらわし、穴は過去、現在、未来を象徴している。」と話していた。出雲大社や神魂神社の天井に書かれている八雲立つという八雲に似ている様でもある。

神社の境内からめのうの産出する花仙山が見える。今でも採掘していて、竪穴を掘って土の中から岩のかたまりを取り、それを割って原石をとり出している。竪穴から横穴を掘ることもあるらしい。白赤青のめのうのうち青めのうについては、ここが日本で唯一か所の産地である。特に色の濃いろうの様な光沢の出る青めのうを出雲石ともいい、古来最も珍重している。色の薄いものも現在は盛んにアクセサリー等に加工されているが、昔は捨てていたそうである。

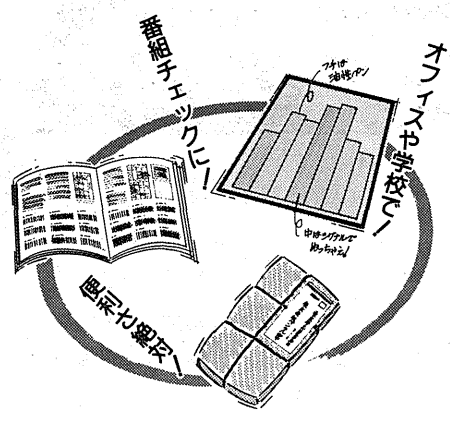
花仙山周辺で玉作りがはじまったのは紀元三百年頃、弥生時代から古墳時代にかかる、ちょうど大和朝廷が小國家が分立していたのを統一した頃にあたる。

古語拾遺に「櫛明玉命の裔、今出雲國に在り、毎年調物として、その玉を進む」とあり、また延喜式に「出雲國進むる所の御富岐玉六十連、毎年十月以前。意宇郡神戸の玉作氏をして造り備えしめ、使を差して進上」とあり、眞玉（瑪瑙玉）吹玉（硝子玉）の作られていた数々の遺品が出土している。玉を飾る風習がすたれる奈良平安時代まで生産が続いていた。

（公認会計士・税理士　岸本勝次）

ぺんてる株式会社





1. ペン先は選べる3タイプ
2. 色それぞれ4カラー
3. 組み方いろいろ自由自在
4. 安全性とペン先耐乾燥性に優れたペン

組合せ自由型
Pentel
くみ組

好きな色と好きなペン先を自由自在に組み合わせられる、ぺんてる「くみ組」。家庭やオフィスや学校で 用途に合わせて、あなただけのオリジナル複合ペンを組み合わせて下さい。　1本 100円



※表示価格には、消費税が含まれておりません。

第一税協

★一局複数会制の早期実現をはかる
★税理士会の正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷５―18―３
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (816) 3346
発行人　下田友吉　（１部　100円）
編集人　岡田一馬　（年極 1,000円）
会員の購読料は会費に含む

主要目次

一頁～三頁…(座談会)商法・有限会社法改正について(完)
四頁……歴史考察、税の歴史から、銘語録

座談会

商法・有限会社法改正について

――計算・公開いわゆる「調査」問題を中心にして――（完）



調査の責任問題

岡田　この問題は最も重要だと思いますので、同テーマで松木先生にお話しを伺いたいと思います。いかがでしょうか。

松木　正規の監査と調査はどこが違うんだと言われると、本来、きちっとやればみな同じだとしか考えられないと思うんです。

言葉の問題ですが、確からしいというのは、何割確かなのか知らないけれど、何十パーセントは確かなんでしょうが、あとはひょっとすると四割ぐらいは確かでなくてもいいのかなという感じになります。しかも一応という言葉が付くのでますますおかしくなるわけです。

あとはいま岸本先生が言われたとおりなんです。ただ、一つ言えることは、検討研究会の議論をもれ聞くところによると、ある意味では非常にラフでもいいんじゃないかと言っていますね。たとえば、実査、立ち会いについては必要によってとか何とか、その必要というのはいったい何なのか。現状では、保証書をとると、その保証書を中心にして、各科目の問題について分析する。その分析で異常数値になっていなければ、まあいいんじゃないかということです。これでは監査ではなく、まったく概観的に見てまあいいじゃないかという感じです。

なぜこうなったかというと、いちばんの基本的な問題は、あまり金をかけずにやりたいというところから来たと思うんです。責任はないのかというと、責任のないところに、そういう権限があるわけでも何でもないんだし、当然、責任はあると思います。

理解できない調査制度

その意味では法案としてでき上がった文章は、どういうかたちでできるか知りませんが、実際問題として、今の試案と、それから検討研究会の中で論議されている問題があります。それとこれとが全部法律の中に入ってくるならいいんですが、法律に入りもしないのに、何となく、らしいとか、分析的な数値を見て異常性がないからいいとかいうことです。

何らかのかたちで法律の中で保障されればいいんですか、まったく保障される要素はないのに、そんなものがあった場合には、われわれとしては調査に対する調査報告書を出す、登記所に出す。それを見て、そこでまた損害賠償・行政的な罰を受ける。しかも刑事罰まで、ひょっとしたら受けるかもしれません。

これはどう考えてみてもとてもわれわれもできる問題ではないと思うんです。何を考えてこんなことをやろうとしているのか、われわれとしてはわからないというのが現状だと思います。

下田　調査も監査も区別しようと思ったら、できないです。これは同じものなんです。だから、調査という点でもし逃れるとすれば、決算をやった人がそれに対して調査の自己証明的な報告書を出すというところが、今まで公認会計士がやってきた監査と多少違うところだろうと思います。

しかし、アメリカでは自己証明的な監査も公認会計士の業務として行われてきています。

特例法第二十二条を見ますと、一億円以下の会社については、監査役は会計に関する書類を調査しとなっています。この調査は、法律的にどの程度のものを指しているかわかりませんが、監査役も調査をしなければならないことになっているわけです。監査しろとは書いてない。報告書は調査報告書ではなく監査報告書になっていますが。

調査と監査は同意語なので、昔、計理士法に調査という文言がありまして、この一語があったから、計理士も公認会計士にすべきであるという法律的な根拠にとなって特別試験を実施したのであります。調査と監査の観念論的な区別をしようと思うと、いつまでたってもできませんので、どこかで割り切らなければいけないと思うんです。

一応の確からしさなんていう言葉では、法律の文章にはならないと思いますが、もし法案ができるとすれば、どういうかたちでできるんでしょうか。監査役の調査に代わってこれこれが調査するというように出るのかどうか。そのへん、何か資料はありますか。

岡田　調査制度はこれからできることであって、まったく目新しい制度ですが、これについて、唐川先生、坂内先生、税理士の立場として何かお話を承れば幸いです。

唐川　いま岸本先生からもお話がありましたが、正規の監査以外の監査があるかどうか、私もよくわかりません。しかし、あればあるなりに、それはそれでよろしいんだろうと思います。たとえ、ほかに監査なり調査なりがあるとしても、それはやはり第三者の立場で証明していかなければ、まったく意味がないものだと思うんです。

ところがご承知のとおり、今度の試案そのものはそうではないということが、まず一つ問題になっているわけです。その意味では、ここで言う陳述書、保証書がいくら書かれたとしても、調査人が責任を免れるなんてことはとても考えられないし、こういうことでつり上げられたのではえらいことになるなと考えています。

こういう点では、税理士業

（二頁へ続く）

出席者

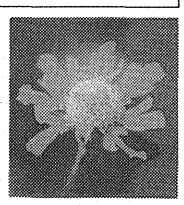
専税協議会
副会長　唐川　満
副会長　坂内直治

第一税理士協議会
会長　下田友吉
副会長　松木正輝
副会長　岸本勝次
副会長　岡田一馬
（司会）

好収益と安全性。5年間、大きくふやすファンドです。

〈野村〉のエース（国債型ユニット）
株式投資信託・安定型

国債をメインに運用し、満期時の元本の安全を追求。さらに、株式の組入れを一定におさえながら、優良株で着実な値上りをめざします。
（当初の組入れは、国債：75%、株式など：25%程度）



「エース国債型」年平均ご投資家利回り　（'89年５月31日現在）

スタートの年	最高(月)	最低(月)	平均
'84年	9.2%(11月)	6.8%(10月)	8.1%
'85年	10.1%(11月)	7.8%(３月)	8.8%
'86年	9.3%(２月)	4.6%(11月)	6.6%
'87年	5.6%(２月)	1.6%(５月)	4.1%
'88年	4.7%(１月)	2.5%(３月)	3.7%
平均	年6.6%		

●再投資効果を活かす運用で大きくふやします。
再投資効果を活かすため、当初３年間は収益の分配を行いません。

●満期は５年です。
ジックリ、大きく育てるため、当初３年間は、原則として換金できません。

※お申込みは１万円単位。お申込み時に手数料（１万円につき200円）が含まれます。

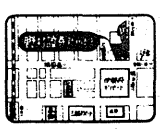
いつでも自由に使えるファンドです。

〈野村〉の中期国債ファンド
公社債投資信託・追加型

年3.9～4.4%（予想分配率）　年4.343%（8月9日現在(分配率)）



●自由な期間、ふやせる1ヵ月複利。
●中期国債を中心にした好利回り運用。
●30日たてば、お申し出の翌日にお金が引き出せます。
●決まった金額を定期的に受けとれる。
〈定期引き出しサービス〉など、サービスもいろいろ。
＊お申込みは10万円以上1万円単位。



新しい魅力で
身近なおつきあい
野村證券
新宿支店

郵便番号　160―91
東京都新宿区新宿５丁目17番９号
（三光町交差点カド・伊勢丹ソバ）
電話　東京03（205）　１００１㈹

（一頁より続く）

務との兼ね合いからいっても、今の公認会計士さんの監査でも利害関係の排除をやっているわけですし、当然に税理士業務と調査業務は異なるものである筈なのに、それがまったく無視されているところに、法務省の考え方はどうもわからない。非常に不可解な考え方だと思います。

岡田　松木先生、保証書にいい加減なことをしたら、何か罰則がありますか。

松木　本人はあくまでも自分の計算書類を作ったものに対しては、一次的な責任があるわけですからね。ただ、調査とか監査をやる場合には、当然、それに対してまた意見を述べるわけですから、結局、保証書があるとかないとかいうのは、まったく監査に関係がないとは言えませんが、あまり意見の免責に関係ないのではないでしょうか。

唐川　松木先生がおっしゃった、適正であるかどうかは、書けるか書けないかという問題のからみで、何かあったときに変なものを書いていますと、取締役もそうですし、調査人、監査人なりの資格問題、責任問題は当然出てくるわけですからね。

私はどんな陳述書等をとってみても、いま日税連がまとめた立場からいけば、調査人が確信を持っていない点があれば、実査、立ち会いまでやれということになっています。

そうしますと、年一回の監査では絶対だめです。日常的な監査が必要になる。そうなると決して調査費用が安くはないということにならざるを得ない。

簡易な監査というのは、心証の程度で制度化できるのかどうか。それが調査制度が成り立つか成り立たないかの焦点になってくるだろうという気がします。

したがって、そこのところは調査人の責任の問題との兼ね合いになってくる。そう考えてくると、調査と監査は別にあるというのではなく、監査の中で中小企業に合った、しかも社会的に有用なもので、しかも調査人の責任に配慮するというものが、制度としてあるのかという点では、たいへん疑問です。存在はするけれども、現実にそれをやることになると、大変なことではないかという気がしております。

簡易な監査が制度化できるか

坂内　私は広い意味での監査と狭い意味の監査はあり得るだろうと思うんです。企業の実態によって、調査の手法も多様ですから、そういうかたちで見ますと、中小企業において、一定の監査の方法があるのかという議論は残ると思うんです。

法務省が、正規の監査と調査との違いをどう求めているかというと、一応の確からしさで違う、片方は完全な確からしさだという言い方です。

稲葉さんも大谷さんもそうでしたが、それはあくまでも被調査会社の経済的負担に配慮するんだということです。

その中で、大谷さんは最近、企業会計の並木さんとの対談の中では、並木さんが、監査はいわゆる証明だ、調査は疎明だ、証明と疎明は明らかに法律上違う、法律家としては非常に明確でわかりやすいと言っていることに同調しているのです。

しかし会計人としては会計処理が取引事実を正しく示めしているかどうかを具体的に判定するにあたって疎明と証明がどう違うか、これは大変な問題でして、そんな議論ではいかないだろうと思います。

調査問題検討研究会の問題

岡田　法務省の調査問題検討研究会の問題と、中小企業団体、各官庁、政党に対する働きかけの問題は、だいたい同じような性質のものではないかと思いますので、併せてお話を伺いたいと思います。

唐川　法務省の調査問題検討研究会の問題に関連して、たまたま今日の資料としていただいた検討資料がございますよね。これは例の調査問題検討研究会が七月一七日の商法部会に提出した資料ですが、第一案、第二案、第三案の時間的計算までいろいろあります。

だれが作ったのかよくわかりませんが、こんなことを申し上げておしかりを受けるかもしれませんけど、もし公認会計士の方が作ったとすると、特例法二条との関連で、このへんでまとめようかということが、公認会計士の出席されている方の中にあったんじゃないかと思うんですがいかがでしょう。

松木　これはそうじゃないんです。一案、二案は学者の方です。三案は見ればおわかりだと思いますが、公認会計士のほうから出ているんです。

この会は、実はこれが終わりではなく、七月二十八日、夏休み明け、九月四日と九月二十六日が最終回だということです。これはまとまりは難しいんじゃないかというのが見通しです。

この前の調査問題研究会、昭和六十一年ごろにありましたが、あのときには中小企業庁も入っていれば、証券局も国税庁もみんなオブザーバーで入っていて、学者のほうももっと人数が多かったんです。これがまとまる、まとまらないというのはあまり関係ないというような感じがします。

坂内　調査問題検討研究会についての見方としては、いまおっしゃったように、まさに政治的には土俵に乗せたということに意味があると思うんです。その上で、最終的には法務省サイドでまとめていく、そのために学者が協力しているということだろうと思います。

日税連サイドの主導かどうかという議論については、一定の役割は果たしているんでしょうが、主にそれは法務省サイドで何としても調査制度を構築するということなしには、ある意味では公開の問題が片手落ちになるということで、相当、ここは強引な手法でやっているという気がしますが、今の目標は十二月の商法部会に要綱を提出するのがいちばん大事な要点だと思います。これがまとまる、まとまらないというのはあまり関係ないというような感じがします。

坂内　調査問題検討研究会についての見方としては、いまおっしゃったように、まさに政治的には土俵に乗せたということに意味があると思うんです。その上で、最終的には法務省サイドでまとめていく、そのために学者が協力しているということだろうと思います。

日税連サイドの主導かどうかという議論については、一定の役割は果たしているんでしょうが、主にそれは法務省サイドで何としても調査制度を構築するということなしには、ある意味では公開の問題が片手落ちになるということで、相当、ここは強引な手法でやっているという気がしますが、今の目標は十二月の商法部会に要綱を提出するのがいちばん大事な要点だと思います。これがまとまる、まとまらないというのはあまり関係ないというような感じがします。

坂内　調査問題検討研究会についての見方としては、いまおっしゃったように、まさに政治的には土俵に乗せたということに意味があると思うんです。その上で、最終的には法務省サイドでまとめていく、そのために学者が協力しているということだろうと思います。

日税連サイドの主導かどうかという議論については、一定の役割は果たしているんでしょうが、主にそれは法務省サイドで何としても調査制度を構築するということなしには、ある意味では公開の問題が片手落ちになるということで、相当、ここは強引な手法でやっているという気がしますが、

安易な道を選ばない

岡田　それでは、中小企業団体、各官庁、政党に対する働きかけについて、岸本先生、お話ししていただけませんか。

岸本　正直な話、どうするのかがはっきり決まらないと、どう働きかけるのかわからないだろうと思うんです。

だから、確かに職域問題ではなく、えらそうなことを言えば、わが国にとってどっちがいいかというところから決めなければいけないと思うんです。ただ、法務省の考え方を推察するのに、ことによったらこういうことではないかと思うんですが、税理士法が改正されたときに、税理士は独立した立場で、公正な立場で納税者と税務署の間に立ってという条文が入りましたね。したがって、決して納税者サイドではないという考え方が根底にあって、だから公正な立場である監査、あるいは調査人という立場も兼ねられるんだというところに論旨を持ってきているのではないかと思うのです。

仮にそうだったとして、それからまた、何も見ないよりはちょっと見て、たとえば決算書と帳簿と合っているということだけでも、合っていないよりはいいじゃないかという議論もあることはあるんですが、一度、動き出してしまうと思いがけない方向に走っていく場合もあります。

学者の方々が必配しているように、理想的なかたちになることを目ざしていろいろなやり方を構築しなかったら、将来、悔いを残すというのはもっともだと思います。その点で、安易な道を踏まないほうがいいのではないかと思います。

中小企業への働きかけ

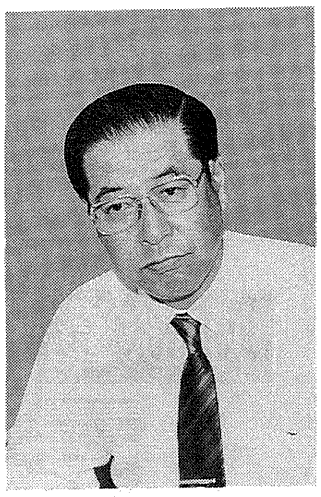
岡田　唐川先生、同じ問題でいかがですか。

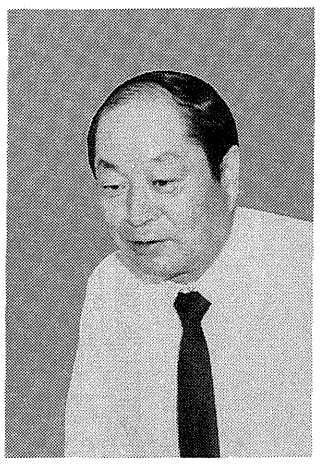
唐川　役所に対する働きかけというのはなかなか難しい問題があるんですが、たとえば東京税理士会のこれまでの動きを申し上げますと、政治連盟が主になって、中小企業団体に対する商法改正の説明とか、東京税理士会なりの見通しとか、そういう呼び掛けはずっとやってきておりますし、これからも当然していかなければならないと思います。

つい最近、法人会も調査、公開についての反対意見書をさらにまた出しております。そういう現状が出てきておりますから、参議院選挙が与野党逆転ということと同時に、今年か来春かわかりませんが、衆議院の総選挙の結果で、仮に同じような状況が出てきた場合には、相当変わってくる可能性があるという見方もしているんです。

そのためにも、中小企業団体に対する働きかけは必要だ

（三頁へ続く）





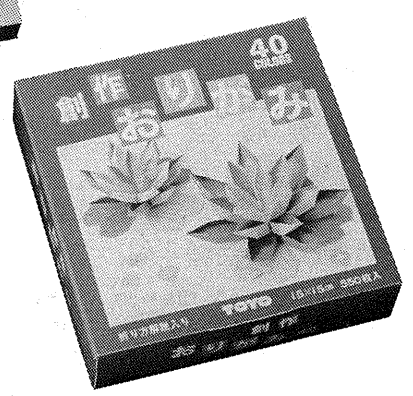
上より唐川、坂内氏

創作おりがみ

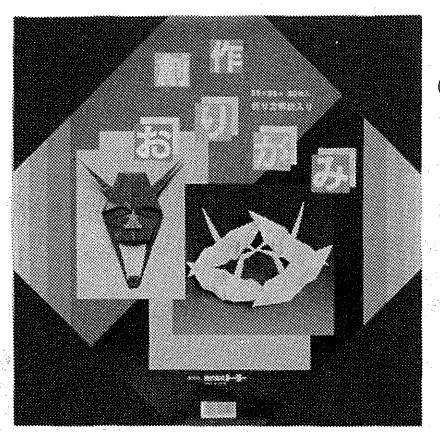
色も豊富になった美しいおりがみです。



40色
¥500　ソ-5015
〈サイズ〉15.0×15.0cm
250枚



40色
¥1000　ソ-1015-O
〈サイズ〉15.0×15.0cm
550枚



¥500　ソ-5035
〈サイズ〉35.0×35.0cm
30枚

※デザインは一部変更になることがあります。

株式会社トーヨー

（二頁より続く）

し、やっていかなければだめだと思います。

坂内　働きかけということではないんですが、官庁の中で調査制度に賛成した意見を公式に述べているのは国税庁だけです。証券局も疑問符を出していますし、中小企業庁は真っ向から反対したために、今回の勉強会からも外されています。本当は中小企業庁が入らない勉強会はないだろうと思うんですが、そうなっています。

何よりも大事なことは、中小企業が自分の問題としてこれをとらえて、どうするかというところに、われわれ専門家集団が、この実質はこうだと問題提起をしてやることだと思うんです。

更に、問題は、現状を見ますと、仮に営業成績がどんなによくても、資産内容がどんなによくても、結果的には個人保証をさせられていますね。個人の担保を出さなかったら金は貸さない。相手が大手企業だったら、必ず取引にあたって個人保証させられるといって良い現実です。公開と監査があったら、それで個人責任が大企業のように免責しますということがあり得るのか。そういう周辺の取引環境も整備しないと、絵にかいた餅になります。

法務省は取引の環境整備も含めて考えることぐらいはしないと、制度として成り立たないじゃないかと思います。

各団体への働きかけを

松木　いちばん問題なのは、十二月にだいたい決まるというわけですが、それまではじっと見ていればいいかというと、そうはいかないんです。やっぱり日常活動として、常に中小企業団体との接触は必要です。同時に各官庁への、現状に対する説明も必要です。それはただ単に、どこかの団体だけがやればいいという問題ではないんです。あっちの団体からもこっちの団体からも、いろんなことを言ってもらうことが、この問題に関して重要だと思うんです。

いつもそう思うんです。この間の税理士の制度の場合も、そうだったんですが、どこまでそういうものが浸透していたか。力関係でやっぱり難しい問題があると思うんです。役所というのは、どう見ても強い。その強さをどこで破るかというと、政治しかないと思うんです。現状では、おそらく自民党の政調会・法務部会の小委員会がどうしても中心になると思います。

同時に、いまおっしゃっていましたが、この次の衆議院選挙は、たぶん自民党は負けるだろうと思います。そうなれば、各野党の政審は非常に重要になってくると思います。

役所が商法問題で、同じことを何度も何度も繰り返し言われると、悪いものでもいいものになっちゃうので、やっぱり役所の人たちはその点、強いんです。だって専門に仕事をしているんですから、われわれみたいにほかの仕事をやる片手間にやっているわけじゃないですから。

東京税理士会はそういう意味の組織活動を非常によくやっていると、われわれは見ています。だから、正しいことは正しいと常に主張しておかないと必ず失敗すると思います。

座して待たずに運動を

岡田　それでは最後になりますが、すでに商法部会のスケジュールが税政連の六月十日号に載っています。

今後のスケジュールと予測、それから法務省と国会について、今のお話のように、あり得るだろう政権の交代の問題もありますし、そういったものを踏まえて唐川先生お話を伺いたいと思います。

唐川　いずれにしても、すでに七月の十七日には法律案要綱案の一部、今まで審議したものが出されておりますし、あとは残りが少ないわけです。しかし、いちばん問題になる調査、公開がなかなか固まらない。それもこのスケジュールに従って、十二月二十日の全体会にはおそらく姿をはっきりと現してくるのではないかという感じはしております。

それに対してどう対応するかは、いろいろ問題もあるわけですが、「速報税理」の八月十一日号を見ますと、来年春の通常国会には上程されるんじゃないかという見方を書いています。ただ、大谷参事官が、二ヶ月ぐらい前でしょうか、地方会の会合での話によると、ひょっとするともう一年先送りになるという話もしているという情報も入ってきています。法務省がどれほど本気で来春を目標としているのかわかりませんが、「速報税理」の十一日号では、まず出るだろうという見方をしています。

ですから、私どもも一年先送りされるなどという考え方で取り組んでいたらえらいことになるという感じはしております。

坂内　法務省の商法部会のスケジュールで言えば、十二月の二十日にまとめてくる。そのために、法務省としては全力投球することは事実でしょう。ですから、松木先生のおっしゃったように、座して待つのではなく、それぞれの場所でそれぞれの主張をそれぞれの団体が多様にやることが、たいへん大事だと考えています。

岡田　松木先生、法務省では、どんなことがあろうとも見切り発車をするという話がありましたね。その話はどうなっているんですか。

松木　今の遅れるという問題は、遅れる可能性は非常にあると思うんです。というのは、民事法とか刑法とか、やっぱり順番の法案があるみたいです。それが必ずしも通常国会で全部通っていない。いくつか残っているわけです。そうすると、それを先議しなければいけないわけです。

自民党がしっかりしていれば、おそらく臨時国会でやらざるを得なかったと思うんです。ところが現状でいくと、どうなるのかわからない。それからまた、今後、選挙があると、非常に難しくなってくると思うんです。

その意味では、先ほどの話も、なるほど、そうかもしれません。しかし、気をつけなければいけないのは、たとえば中小企業団体などのまとまりがなかなか難しいと思うんです。商工会議所にしろ、中小企業団体中央会にしろ、いろいろな団体があって、いろいろな反対をしている。中小企業庁はそれを指導しながらやってきているわけでしょうから、多少のところは延びたり具合が悪くなったりいろいろすると思うんです。

懸念される復活の可能性

ところが、いちばん問題なのは、いま思い起こせば、実は税理士法は昭和三十何年だったかはっきり覚えていないんですが、要するに廃案になったんです。ところが、今回、昭和五十何年かに出てきた税理士法は、率直に申し上げて、税理士会で自民党にお願いした税理士法とは似ても似つかぬものがいつの間にか出てきたわけです。

昭和三十何年のときに制度部長をやっていた、その人が、昭和五十五年税理士法について「見ていなさい。今度出てくる税理士法は、いま日税連なり税理士会でやっているあんなものは出てこない。たぶん、昭和三十何年に廃案になったそのものが出てくるだろう」と言ったんです。そうしたらまったく同じものが出てきたんです。

しかも通ってしまった。それは非常にいい経験だったと思っているんです。

それと同じことが、この商法が仮に何年か先に先送りされて、なくなったかのように見えても、いつかまた試案というものは復活してくる。だからある意味では、稲葉さんは試案を作るところまでは、全力を挙げてやったわけです。

やっぱりわれわれと違って、官庁の中の組織で作られたものは、蔵の中に入っていたって、いつか出てくる可能性があるんです。

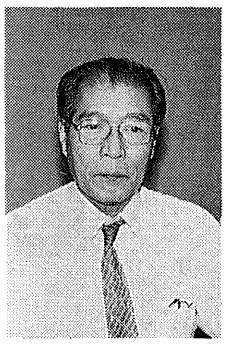
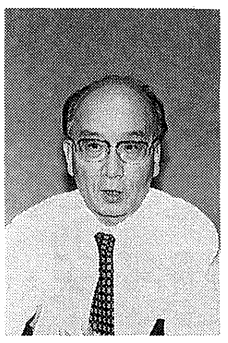
この問題に取り組んでいって、あとあとに残しておかないと、いまやっている方は、常にそのときそのときなんです。後輩はいつの間にかそれを忘れている。そうすると、十年も二十年もたって、忘れたころにまた出てくるわけです。

だから、この問題はなくなるとは思えません。

岡田　本日は、長時間本当に有益なお話を伺いまして、ありがとうございました。

これをもって閉会させていただきます。

（完）



上より下田、松木、岸本、岡田氏

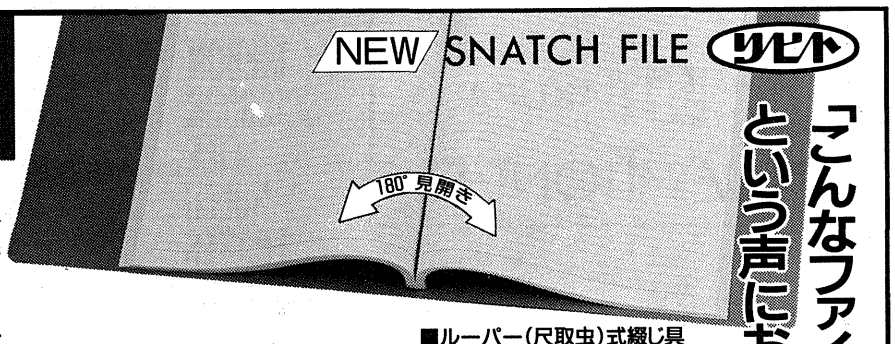


白墨なら　よくかけて　よくきえる　きぬごし製　天神白墨

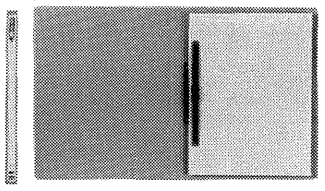
工作用ねん土、各種好評をいただいてよく売れております。ご拡売おねがいします。

各種黒板・ラーフル・ねんど・石膏製造販売
天神白墨本舗　JIS表示許可工場
日本白墨工業株式会社
本　社　〒124 東京都葛飾区西亀有２-15-17　ＴＥＬ 03(601)6271(代)
工　場　〒341 埼玉県三郷市泉13　ＴＥＬ0489(53)1537(代)
営業本部

〈NEW〉スナッチファイル



「こんなファイルが欲しかった」という声にお応えして。

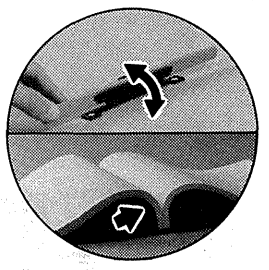


〈NEW〉スナッチファイル
●F-527（A4判S型）
●サイズ：縦306×横244×背幅19㎜
●色：赤・桃・橙・黄・黄緑・緑・水・藍・紫・灰・黒　●表装：ポリプロピレン
●価格：340円（税別）

使いこなせば、ファイルは頭脳。
リヒト
本社 〒540 大阪市中央区農人橋1-1-22
リヒト 産業株式会社 企画広報部

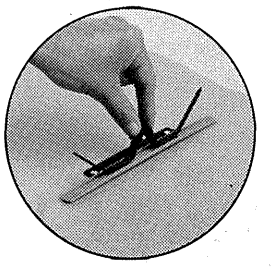
厚くなったファイルは、めくりにくくて、綴じた部分が見えにくい。こんな声をよく耳にします。そこで〈NEW〉スナッチファイルは、綴じ具の部分を動くようにして、どのページでも見開き180度でラクラク見られるようにしました。無理に書類をひらくこともなく、閲覧がスムーズです。また、ルーパー（尺取虫）式の綴じ具は、中央部のつまみを持ちあげてはずすだけの簡単操作です。つまみの上下操作だけで書類を確実にファイルし、抜き差しもワンタッチです。
リヒトはこれからも、みなさまの声にお応えしていきたいと思っています。

■見開き180度のウレシイ機能



このように綴じ具が回転しますので見開き180度でスムーズです。

■ルーパー（尺取虫）式綴じ具でワンタッチ操作



ルーパー式の綴じ具中央部のつまみを持ちあげてはずすだけの簡単操作で、書類の抜き差しもワンタッチです。

歴史考察

日露戦争と乃木大将（一）

一九〇四～一九〇五年に日露戦争があったが、それより十年前に日清戦争があり、日本は清国から台湾と三億六千四百万円の賠償金を取って、遼東半島の租借権も取得することができた。だが、当時のロシア、フランス、ドイツの三国から、遼東半島を返還しろという三国干渉があって、日本としては三国干渉を受け入れざるを得なかった。当時「臥薪嘗胆」という言葉がはやったものだった。

返還した遼東半島に、帝政ロシアは東洋一の大要塞を築き、さらに、満州における鉄道網も確保して、朝鮮半島に進出するという露骨な南進政策を進めてきた。これは日本にとって一大脅威であった。

時の日本の指導者としては明治天皇を補佐する総理大臣・桂太郎、元老としては伊藤博文、松方正義、山県有朋、軍のほうでは大山巌、児玉源太郎、海軍は東郷平八郎という、そうそうたるメンバーがそろっていた。

特に当時内務大臣であった児玉源太郎男爵は、国家の一大事というわけで、ロシアとの戦争に勝つために身分を落とし、総参謀長となってまでして、明治三十七年に対露戦争の準備をしたのだった。

満州派遣軍一軍司令官は大将・黒木為禎。二軍は大将・奥保鞏。三軍はご存じの大将・乃木希典である。一軍の参謀長は藤井茂太少将。二軍は落合豊三郎少将。三軍は伊地知幸介少将で、総兵力約二十五万という編成であった。

そのほか別軍として、鴨緑江軍があった。川村景明大将を司令官として、小山内小二郎少将がついていた。

満州軍総司令官には大山巌元帥がつき、総参謀長に児玉源太郎大将がついたのだ。

連合艦隊のほうは、司令長官が中将・東郷平八郎、参謀長は少将・加藤友三郎、二軍は中将・上村提督、三軍は中将・片岡提督という編成であった。

満州におけるロシアの総司令官はクロパトキン大将で、旅順の要塞を守っていたのがステッセル中将であった。そしてロシアが誇る五十余隻による、当時世界最強といわれたバルチック艦隊が東洋救援に向かったのだった。海軍のほうとしては、開戦前から出撃して、ロシアの東洋艦隊にほとんど壊滅的な打撃を与え旅順港に追い込んでいたのであった。

当時の日本の最高幹部間では、次のようなことが問題になっていた。大国ロシアと戦争するために、勝てるか、負けるか五分で、必ず短期決戦で解決しなければいけないということで、日本の資源、兵力、財源等、戦争のための準備をしたのであるが、どうしても金が足りなかった。そこで当時同盟国であったイギリスに、当時の日銀副総裁高橋是清、随員として深井英伍の二人を派遣し外債を頼み、当時の金で五億円の金策をした。次に適当な時期に講和をしなければいけないということでアメリカのルーズベルト大統領と学友だった金子堅太郎伯爵を派遣して、仲介を依頼している。つまりいい時期に軍配を挙げてもらう根廻しで、いわば参謀本部は戦争の終末点を設定しておいて戦端を開いている。今次太平洋戦争の指導者の場合と比較すると感慨深いものがある。

もう一つ持った手は、当時フインランドの駐在武官であった明石元二郎という大佐に当時の金で三十万円を渡し、ロシアの後方撹乱を策した。農民や労働者にしかけてストライキをやらせる。イギリスより一万五千の小銃、弾薬にして三百万発を調達して、レーニンとも連絡をとり、不平分子に渡してロシア国内から厭戦気分を醸成させたのだった。明石大佐のことは歴史の表舞台には登場しないが、いわば満州派遣軍に匹敵するくらいの働きだったのである。

かくして、明治三十七年二月十日に宣戦布告し、世界初の近代戦たる日露戦争の火ぶたが切って落とされたのだ。

ところが、海軍のほうから旅順港に逃げ込んでいる東洋艦隊を壊滅させないと、兵員と軍需物資の輸送ができないので、バルチック艦隊が来ないうちに旅順を落としてほしいとの要望が出た。旅順港を陥落させるには、二〇三高地から攻撃するのが一番よろしいとのことで、第三軍がその役割を担うことになった。

当時の旅順港の要塞は、ペトン五mで固めており、普通の山砲では弾丸がはね返ってどうにもできなく、第一回の攻撃で二万五千の戦死者を出し、第二回の攻撃で四千の死者を出しても攻略できなかった。まごまごしているとバルチック艦隊が来て東洋艦隊と合流してしまうので、早く落とせという声は与論にまで高まった。

第一回、第二回で何万という戦死者を出しているので、乃木司令官を罷免しろという意見まで出た。しかし明治天皇から、乃木を罷免してはならぬというお言葉があり、陸軍の頭脳といわれた児玉源太郎総参謀長が、一時、第三軍の指揮権を受け持ち、東京港と大阪港の要塞砲を八門使用しての、直接指揮をとった。

要塞砲とは口径二十八センチ、砲弾の重さ三百㎏で、これを二〇三高地に運び、一門二百～三百発を打ち込み、合計で千六百～二千発をあびせて、遂に旅順を陥落させたのだった。そして、二〇三高地より要塞砲で港内にいる東洋艦隊を撃滅させたのである。

一方、満州のほうでは奉天合戦が始まったので、これには第三軍の参加が必要であった。明治三十八年三月十日、奉天の大会戦が始まり、日本軍の戦死者七万、ロシア軍九万、捕虜二万という大激戦のすえ、ロシア軍を奉天より駆逐したのだった。しかし、バルチック艦隊は健在であり、はるか喜望峰を回り、舳艫相銜んで刻一刻日本に近づいてきた。

（税理士・今村秀夫）

銘語録

おれは乞食をしているあいだは、金持だけが罪悪だと喚くだろうし、金持になれば、乞食だけが悪徳だと叫ぶだろう。

―シェークスピア―

近頃の政治、税制の問題をみていると、その立場によって、発言している感じがある。大蔵省は財源確保の立場から消費税は将来に備え必要という。これに自民党、財界が同調する。一般大衆消費者はこれに反発し、中小企業や商店界は消費税反対という。皆おかれている立場から、その利害関係、計算上の賛否をもちろん言っているのだが、だんだんとエスカレートして感情的に反対をとなえている面もみられなくもない。

政治改革の問題でも自民党議員が漏れ手で粟のように、大金をつかむのはけしからんということでリクルート事件の糾弾が始まった。たしかに異常な形で不法に献金をうけそれが予想外に広がりをみせた。しかしこれによって正当な政治活動まで規制され、経済まで萎縮する結果にならぬとも限らない。結果的には自分の首を締めることとなる。

この頃、土地を余分にもっているか、土地を所有していないかによって財産的な力の有無を感じる。ちょっとやそっとの価額では土地は買えなくなってしまった。一方では土地の流動化をはかり価額を下げると言い、一方では不公平税制の是正を叫び資産課税により財源を確保しろという。資産課税をすれば、それがコストにはいって価額が高くなるはずである。

このようにすべては立場によって理屈がかわり勝手なことをいうことになる。どちらが正しいかは時間の経過と結果によってきまる。世の中には絶対的に正しいものはないだろうし、お互いに妥協しながら何とか生きていくことになるのだろう。

〈鍾馗〉

税の歴史から

<89>

新貨幣（円）発行の頃

兩から円に切り替わる時諸官廳は次の様な布告を出している。

まず大蔵省は次の様にいっている。

「新貨幣御発行に付ては諸貨相場立之儀はすべて本位貨幣を準據といたし金壹円に付何程又は何品何程に付金何円何銭と相場いたし決して従来の銀目または其外の稱呼を以て新貨之相場相立候儀これなき様致し候べき事、右の趣各地方官に於て厚く相心得市井都会の地は別して布令行届候様致し候べき事」

辛未（かのとひつじ明治四年）九月晦日　大蔵省　太政官からは次の様に布告が出ている。

「大坂造幣寮に於て既に新貨の鋳造盛大に御施行これあり候え共夥多の古金銀一時に改鋳國内一般新貨あまねく発行相成り難く候處弐分判を厭忌し候より自然上下の不融通をかもし候に付今般為替座三井組へ申付政府在来の古金銭を引当としておよそ高三百万円の正金引換十円五円壹円三種の證券を製造し来る十五日より発行致し海関税を除くの外租税其他の上納物日用公私の取引に至る迄すべて正金同様に通用せしめ候もとも右證券の儀は新貨鑄造の高に應じ引揚ぐべき筈に候へ共若し差当り正金引換方望出候ものは何時にても三井組に於て在来の弐分判を以て引換遣し候條諸民一毫の疑念なく従前金札同様互に通用致すべく此段相違候事」

辛未十月　太政官

県の方では例えば次の様に文書を出している。

「右之通大蔵省より御達相成候間洩れ無く至急觸知す可き者也」

辛未十一月　名古屋縣

太政官からはさらに次の様な文書でだている。

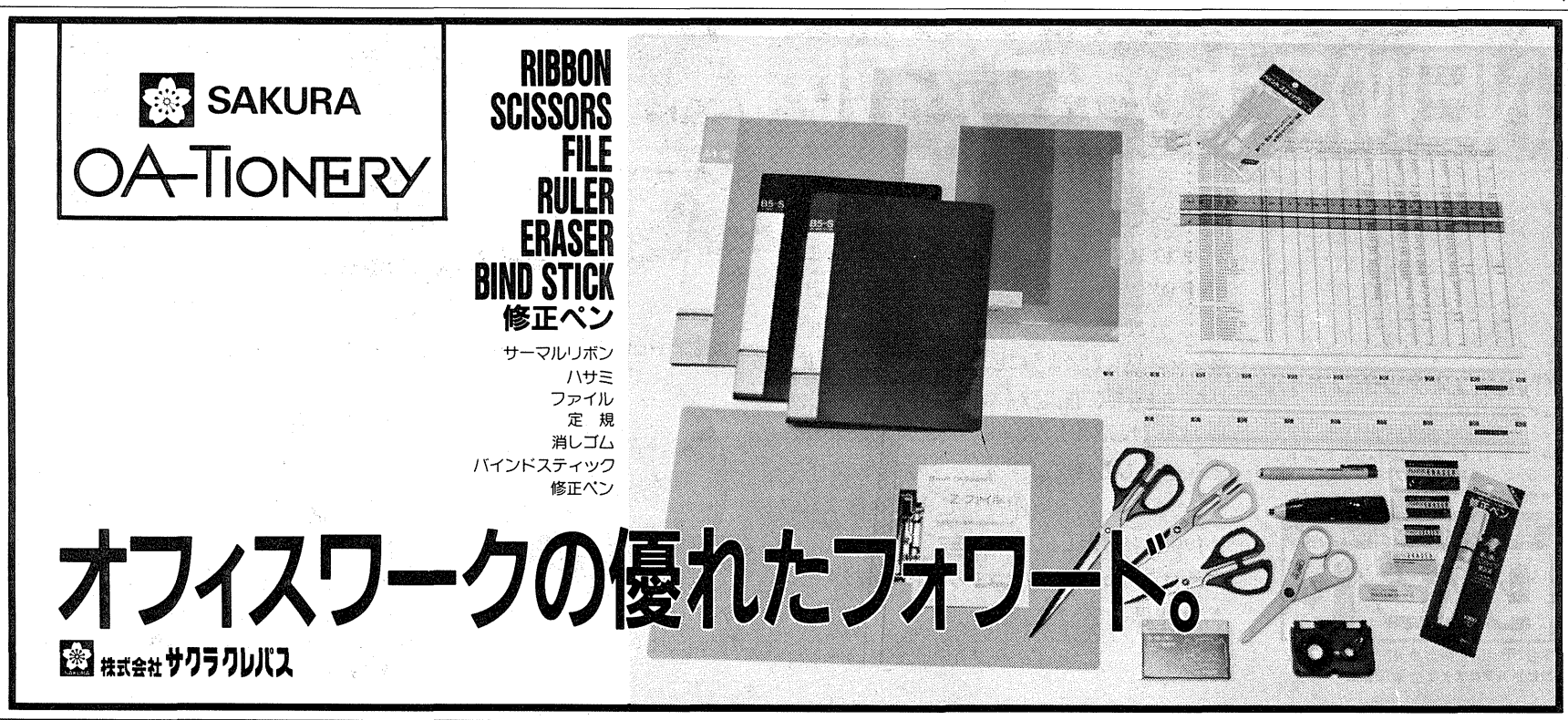
「旧銅貨之儀去る辰年定価仰出され候處今般新貨幣御発行に付各種比較商量之上当分左之通品位相定められ候條其旨相心得新貨幣並に金札共取交差し支えなく通用致すべき事」

辛未十二月　太政官

新貨並に金札の比較　新貨壹円―金札壹兩に当る。新貨五十銭―金札弐分に当る。新貨二十五銭―金札壹分に当る。新貨十二銭半―金札弐朱に当る。新貨六銭二厘五―金札壹朱に当る。

旧銅貨については、天保通宝（八厘銭）十枚を以て八銭とし、寛永通宝の青波銭元四文銭（二厘銭）については十枚を以て二銭とし、文久永宝、波銭元四文銭（壹厘半銭）は十枚を以て壹銭半とし、寛永通宝、元壹文銭（壹厘銭）は十枚を以て壹銭としている。

（公認会計士・税理士　岸本勝次）



★一局複数会制の早期実現をはかる
★税理士会の正常化をはかる

第一税協

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5－18－3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話（816）3346
発行人　下田友吉（1部　100円）
編集人　岡田一馬（年極 1,000円）
会員の購読料は会費に含む

主要目次
一頁…新たな課題
調査問題検討研究会での審議について
公認会計士の今後の課題
二頁…歴史考察、税の歴史から、銘語録
三頁…実務に役立つ冬季恒例の会社税務研修会ご案内

新たな課題

増田浩二

法制審議会商法部会では平成二年の通常国会に商法改正案を上程すべく、改正要綱作りが進められている。

本年十二月に予定されている商法部会で「調査」をはじめ、今回の商法改正の重要な問題点について結論がだされることとなるので、商法改正作業はいよいよ大詰めの段階に来たわけである。

とくに、「調査」は、昭和五十九年五月法務省民事局参事官室より公表された「大小（公開、非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点」で専門家による外部「監査」として提案されて以来五年余の間、法曹、会計の学者、実務家をはじめ中小企業をも混じえて賛否両論が交叉するまことに激しい議論の対象となってきた。

昭和六十年十一月から昭和六十一年二月まで「調査」を検討する商法監査問題研究会（座長、新井清光早稲田大学教授）が社団法人商事法務研究会に設けられたが、改正要綱作成の最終段階に至った本年六月に、再び、「調査」についてより具体的に検討するため「調査問題検討研究会」（座長、酒巻俊雄早稲田大学教授、以下「研究会」という）が設置されたことからみても、「調査」の制度化がいかに難かしいか理解できよう。

調査問題検討研究会での審議について

「研究会」に関しては、既に本紙（第一九七号及び第一九八号）で報告、解説されている。また、「旬刊商事法務」（第一九〇号）に参加者による座談会形式で審議内容が詳細に報じられているので、できるだけ重複を避けるが、「研究会」での審議のなかで示された「調査」の具体案、すなわち実施すべき調査手続、その結果の調査報告書の案について若干私見を述べてみたい。「研究会」では三つの案が検討された。

第一案は、商法、有限会社法改正試案（以下「改正試案」という）が提案した「調査」の内容を具体的にしたものとのことである。

「改正試案」における「調査」の特徴は、計算書類の適正性を「一応の確からしさ」で検証するものであり、したがって実施する調査手続も「一応の確からしさ」の心証を得る程度でよいという。

第一案では具体的調査手続を調査実施準則（案）で示しているが、この調査実施準則（案）は監査実施準則を範としており、監査実施準則での監査手続の一部を省略することにより「調査」を簡易なものにしようとしている。例えば、監査では原則的に実施すべき手続である実査、立会、確認は会計調査人が必要と認めた場合に行えばよいこととし、会計調査人に税理士を含め、税務業務を通じて得た会計情報を利用して効果的に「調査」を行おうとしている。しかし、実査、立会、確認は最も効果的な監査手続であり、「調査」を経済的に実施するためには、むしろこれらの手続を採用することこそ合理的なはずである。

税務業務と監査業務との関連、すなわち、監査人が監査対象会社の税務を行うことが監査上独立性を失うこととなるかについては後に触れるが、「調査」が基本的に監査と同一目的であるにも拘らず、監査の専門家でない税理士を会計調査人とすることは、職業専門家制度をいたずらに混乱させるだけである。

さらに、第一案についての基本的疑問は、この案による「調査」でも必要十分と認められる調査手続を実施する場合、果して監査とくらべてどの程度簡易なものになり得るかということである。

第二案は、「調査」を監査とは異なった性格ではあるが、会社の計算の妥当性を一応の確からしさで確かめようとするもので、その手段として「取締役保証書」に重要な意味をもたせている。「取締役保証書」は経営者が会計記録の真実性、会社財産の実在性、網羅性について会計調査人に保証する旨を表明する書面である。「取締役保証書」は監査実務における陳述書に類似している。しかし、陳述書は経営者の意志表明又は経営者の自覚を促す手段にすぎない。

第二案では会計調査人は、「取締役保証書」を基礎として、会計帳簿の整備状況、会計帳簿と計算書類との一致を調査し、必要と認めた場合のみ実査、立会、確認等の手続を実施するのであるから、基本的には会計調査人は「取締役保証書」を真実なものとして受け入れることとなる。「取締役保証書」の性格は自己証明であるから、「取締役保証書」に大幅に依存した第二案の有用性に疑問があることは明らかである。

第三案は正規の監査を小会社に適用する場合の監査項目、監査日数等を例示したものであり、「調査」案ではない。

第三案は、内部統制制度が不備な小会社にも監査が実施可能であることを明らかにしようとするものである。

第三案の問題点は監査を受け入れる小会社の経済的負担と監査対象会社数に見合う十分な監査人の数の確保である。

有限責任会社にとって、計算を公開することと公開する計算書類の適正性を担保するために監査を受け入れることは当然の義務である。したがって、監査受入会社の経済的負担は有限責任に見合う社会的コストと考えるべきである。会計監査人の数については後述する。

公認会計士の今後の課題

これまで繰返されてきた「調査」をめぐる議論から教えられることも多かった。会社の計算の明確化すなわち計算の公開及び計算の適正性の担保手段としての監査の必要性は、もはや国際的潮流を含めて時代の流れである。公認会計士は監査制度の健全性を守るため「調査」の制度化に徹底して反対してきたのであるが、「調査」に反対であるならば、現在監査対象となっていない中小会社の計算の適正化にどのような方策があるのかという反問が常に公認会計士に投げかけられていた。「研究会」における第三案はこの反問に対する公認会計士からの答である。

しかし、第三案にも監査人の数という大きな問題がある。公認会計士、会計士補をあわせて現在一万人余である。一方、「改正試案」が「調査」対象に予定している資本金三千万円以上又は負債総額三億円以上の会社数は二十万社を超えると予想されるので、第三案を採用した場合、監査人である公認会計士の数は明らかに不足する。しかし、「調査」の制度化に反対しつづける以上、この問題の解決を避けることはできない。公認会計士にとっては新しい課題と云えよう。

ディスクロージャーの促進や計算の適正化に貢献するのが公認会計士の使命であるから、この課題には積極的に取組む姿勢が求められる。

監督対象会社の範囲、監査拡大のための経過期間については十分な検討が必要だが、その結果、監査人が不足するのであれば、監査専門家としての質的水準を維持しつつどのような方法で監査人の数の不足を解決するかの問題に取組むこととなろう。

また、監査と税務との関連についても新しい問題が発生するかもしれない。英米をはじめ諸外国では監査人が監査対象会社の税務に携わることを禁じていない。監査と税務が両立していない例は我が国のみである。

「改正試案」は会計調査人に税理士を含めることを提案したが、これは税務それ自体が監査人の独立性を損うものではないことを明らかにしたと言える。

監査と税務の併合は会計業務の総合化とスケールアップを促し、会計業務をより一層飛躍させる契機となる。監査と税務との調和も公認会計士にとってもう一つの課題といえる。

東京公認会計士協同組合の格安航空券頒布のお知らせ！

会員用

各種海外パッケージツアーも6%割引き！

私共、㈱ダイヤムウンツーリストでは、東京公認会計士協同組合（03-815-3423）との業務提携により格安航空券の販売を行なう運びとなりました。
海外旅行者の数は年々増え、また国際化を象徴するようにビジネスでの海外出張の機会も増大しております。このような状況の中で当社は長年の旅行業の経験に基づき格安航空券の販売を開始いたしました。会員・準会員の皆様はじめ、関与先の皆様にもご利用いただければ幸いでございます。
ご予約、お問合わせはお電話でお願いいたします。

価格例（往復）'89 10/1～'90 3/31　※シーズン・出発曜日等により料金が変動しますのでご了承ください。

アメリカ・カナダ		東南アジア		グアム・サイパン・ハワイ	
ロサンゼルス	93,000円より	ソウル	46,000円より	ホノルル	96,000円より
サンフランシスコ	116,000円より	タイペイ	63,000円より	グァム	57,000円より
ポートランド	100,000円より	マニラ	58,000円より	サイパン	56,000円より
バンクーバー	105,000円より	ホンコン	65,000円より		
シアトル	105,000円より	バンコック	80,000円より	ヨーロッパ	
ニューヨーク	120,000円より	シンガポール	80,000円より	ロンドン・パリ	128,000円より
				ローマ	128,000円より
				フランクフルト	128,000円より

※各種海外パッケージツアーも6%割引きにて御手配いたします。
（ただし、新聞・雑誌に掲載されている商品・キャンペーン商品は除く）

取扱い航空会社名（ABC順）
AF（エールフランス）、AZ（アリタリア航空会社）、BA（英国航空）、CA（中国民航）、CI（中華航空）、CO（コンチネンタル航空）、CP（カナディアン航空）、CX（キャセイパシフィック航空）、DL（デルタ航空）、EG（日本アジア航空）、GA（ガルーダインドネシア航空）、JD（日本エアーシステム）、JL（日本航空）、KE（大韓航空）、KL（KLMオランダ航空）、LH（ルフトハンザドイツ航空）、MH（マレーシア航空）、NH（全日空）、NW（ノースウェスト航空）、SK（スカンジナビア航空）、SN（サベナベルギー航空）、SQ（シンガポール航空）、SR（スイス航空）、SU（エアロフロートソ連航空）、TG（タイ国際航空）、UA（ユナイテッド航空）、VS（ヴァージン・アトランティック航空）. etc.
●上記の航空会社以外も取扱っております。お気軽にお問合わせください。

●ご予約・お問合わせはお電話でどうぞ！
TEL.03(234)0881 FAX.03(234)3468
営業時間／月～金 9:30～17:00　土 9:30～12:00

東京公認会計士協同組合業務提携会社　運輸大臣登録旅行業代理店業第5293号
株式会社ダイヤムウンツーリスト　〒102 東京都千代田区飯田橋3-11-5 第20山京ビル
※出発予定日まで日数がない方もお気軽にお問合わせください。

《格安航空券》
海外渡航（旅行）の歴史は団体旅行中心から各個人の要望により選択できるパッケージツアーに発展してきました。また欧米社会では航空機を単に輸送手段とみなし、「同じ移動をするならば、より廉価なチケットで。」という考え方が常識となっています。日本においても、ここ数年来ビジネスマン・学生を中心にして欧米社会的な考え方が浸透しつつあり、実際に格安航空券を上手に利用している方々が多数おります。日本の海外旅行者も年間1,000万人に到達する時代になりましたが、その内約150万人の人達は格安航空券を上手に利用し極めて経済的な渡航（旅行）をしております。
国際旅客運賃は①普通運賃と②需要を喚起するために設定されている特別運賃とに大別されます。格安航空券とは②の特別運賃に属し普通運賃よりも廉価で、有効期間の制限、途中降機の乗りかえ制限、旅程変更の制限等々がある航空券のことです。

歴史考察

日露戦争と乃木大将

（二・完）

周知のように当時、日本とイギリスは同盟＝日英同盟＝していて、英国側からの情報で、バルチック艦隊の進路が大体判明していた。

はじめバルチック艦隊司令長官ロジェストウェンスキー中将は日本艦隊の意表をついて、津軽海峡、宗谷海峡を通過するかもしれないという見方があった。そうなれば日本海軍はロシア艦隊を捕捉することができなくなる。しかし東郷は、敵艦隊は対馬海峡を通ると確信していた。

案の定、ロシアの艦隊は仏領インドシナのカムラン湾から出て、ホンコー湾に移動し太平洋第三艦隊と合流、東シナ海から沖縄諸島西方海上を通過した。最初にロシア艦隊を発見したのは、仮装巡洋艦「信濃丸」である。哨戒艦として、敵艦隊の発見につとめていたのだ。この時有名な連合艦隊司令長官の〝敵艦見ゆとの警報に接し、連合艦隊は直ちに出動これを撃滅せんとす。本日天気晴朗なれども波高し〟の無電が発せられ、〝皇国ノ興廃此ノ一戦ニアリ各員一層奮励努力セヨ〟という四色のZ信号旗が掲げられた。ロシア艦隊発見の十六分後のことだった。そして、世界の海軍戦史に残る海戦が始まったのであった。

日本海軍はT字型戦法、つまり一列縦隊で進行して来る敵艦隊の前方を遮るように横一列に並んで先頭の敵艦に集中砲火を浴びせ、五月二十七日、大勝利をおさめた。

そこでルーズベルトアメリカ大統領の仲介によって講和が始まったのであるが、なかなか話し合いがつかず、やっとポーツマスにおいて、日本側小村寿太郎全権とロシア側ウイッテ全権により講和が成った。しかし賠償問題についてはロシア側が高姿勢で日本が望む条件に程遠く、日本国民感情に不満が残った。

さて、乃木さんという人は、昔の小学校の唱歌〝旅順開城約成りて敵の将軍ステッセル乃木大将と会見の所はいずこ水師営…にも歌われているように、日露戦争では最も有名である。この旅順開城の際も武士道を重んじて対等に会見している。乃木大将は山口県の出身で吉田松陰門下であり三十歳で陸軍少佐に任官し、西南戦争で小倉の連隊長として戦ったのだが、軍旗を取られてしまった。これは司令官としては重大な失敗であり自殺しようとした時、明治天皇より「朕がこの世にある限り死んではならぬ」と言われ、乃木希典は、常に死ぬ時期を考えていたものと思われる。乃木は寡言自制の人といわれそのストイックさは異常できえあったといわれる、そして漢詩を作るのに優れた才能を発揮し、軍人であったよりも文官の方が、詩人であった方がよかったともいわれる。したがって戦争は上手ではなかった。乃木の残した漢詩の中には有名なものが沢山あるが中でも〝王師百万強虜を征す野戦攻城屍山をなす、愧ず我れ何の顔（かんばせ）あって父老に看えん、凱歌今日幾人か還る〟に象徴されるように二〇三高地攻撃の三万という犠牲は余りにも大きかった。当時国民的怨嗟が集中したし結局二〇三高地は陥落するが局地的敗亡は明らかであってこのような乃木に二〇三高地の攻略を命じた参謀本部にも責任がある。結局乃木はストイシズムの精神性で、それらの怨嗟に対抗するしか術がなく戦後は学習院の院長としてしまたした場合は地球の破滅につながるわけである。昔の戦争には、たとえば日露戦争でも乃木、ステッセル両将軍の会見では双方の軍隊の健闘を讃え合うほどの男のロマンがあった。「水師営の会見」の唱歌は代表的な軍歌としても国民に広く歌われたが、その中にも〝昨日の敵は今日の友語る言葉もうちとけて、われはたたえつ彼の防備、彼はたたえつわが武勇〟とある。しかしやはり戦争が非常に惨憺たるものであることは太平洋戦争でつぶさに体験した。日露戦争においても前述の二〇三高地戦の悲惨さは、その戦争で瀕死の重傷をうけ危うく火葬にされかかった桜井忠温中佐が右手を失い跛足になって左手で巻紙に大きな文字で綴ったベストセラーの旅順体験記「肉弾」に「惨風血雨の残酷に泣けり」と赤裸々に伝えられている。二度と再び、愚かな戦争はしないようにすべきである。

（税理士・今村秀夫）

青少年の教育に励み、明治四十五年、明治天皇が崩御した時に夫婦ともども殉死した。

最後にしめくくりとして言いたいのは、戦争はやめる時が大切だということだ。日露戦争と太平洋戦争の違いではっきりしている。戦争はいつかはやめなければならないのだから、そのやめる時期――日露戦争ではあらかじめ予測して始めたのに、太平洋戦争ではその点がおろそかであった。国の最高指導者の判断の良否により国民が非常に苦しい思いをすることになる。日露戦争と太平洋戦争との最高指導者の違いを考えると、当時の指導者がいかに偉かったかということを痛感する。

また戦争は、非常に惨憺たるものである。この間も中国の残留孤児が肉身に会えずじまいで帰っている。戦後四十年経ってもまだ戦争の後始末ができていないのである。したがってわれわれは、現在の民主主義下においても良い指導者を選ぶことが大切だ。

日露戦争を考えると歴史的意義がよくわかるような気がする。戦後四十四年、戦争がないために、日本は新憲法のもと戦争をやめる決断をしたことによって、こんにちの経済大国という繁栄を築いたと思われる。核の時代において中途半端なことでは、戦争に勝てるわけがない。ただ問題は、こんにちの平和というものは軍備の均衡的な平和ということであるが、軍備を拡大すればよいものではないことはいうまでもない。その点において、日本が今後どのような道を選ぶかは、最高指導者が考えることである。近代兵器の発達した現在、二度と第二次世界大戦のごとき悲惨な戦争は絶対にすべきでない

銘語録

常識は一万円札のようなもので持っていなければ恥を掻くが、持っているものを自慢そうに見せれば馬鹿にされる。

清水幾太郎―私の文章作法―

先のことばにつづいて「文章を書く場合、常識をシッカリ身につけておく必要があり、そうすれば非常識といわれる危険がない。その半面、常識は文章の背後に隠しておいて、並べたてることは避けなければならない。」となっている。

これは文章を作るときだけの問題ではない。よくそんなことは常識だと言い常識を軽くみているが、そんなことはないのであって、広辞苑をひくと「普通一般人が持ち、また、持っているべき標準知力。一般知識とともに理解力、判断力、思慮分別などを含む。」となっている。

あるとき易者に見てもらったとき、この「ほし」の人はへんぎょうに合っていると言われたことがある。「えっ、へんぎょうって何」と思わず聞きかえすと、「ほら、人べんでかたよるという字があるでしょう、それに業を入れて偏業ですよ。偏業は医師、弁護士のような専門職業をいいます。」とのこと。公認会計士も偏業の一つである。

専門家は専門バカと言われることもある。専門家同士の用語を使い、だんだんと一般常識から離れて考え方も偏よっていく。そういう点で常識が大切といえる。関与先に税法上の問題点を説明するときにできるだけ相手のレベルに合わせて、わかりやすくすることが必要である。要は専門的知識と判断力がはたらくとき、常に、これが常識に照らしてどうかを自ら省みることであろう。

〈鍾馗〉

税の歴史から

消費税に思う

<90>

現在は時々刻々過去となって行く。歴史は過去と現在の対話という言葉もあるが、毎年の様に少しづつ変る現在の税制も、また消費税のような大きな改正もその成り行きはどうなるか予断を許さないとしても、その総てはやがて歴史的事実といわれるようになって行くことであろう。消費税といえば、ある業界新聞にその批判と擁護の歌がのったのでしるしてみる次第である。まず批判の方、これは兵隊に行った人なら殆んどの人が知っている昔軍隊で宴会などの時に盛んに歌われた兵隊小歌とでもいうべき歌の替え歌である。

いやいやじゃありませんか消費税
お産するにもかかります
ダイヤモンドもお米でも
同じ率とは情なや
いやじゃありませんか消費税
飲食税が無くなっても
特別消費税までふりかかり
かえって高くなりました
貧乏人には金よこせ
お金持ちには減税だ
しようちゅうは高くなる
年金支給は繰り下げだ
うそでかためた三百で
無理に通した消費税
またまたうそ八百で
持続定着はかるのか

次に擁護の歌、これは誰れでも知っている歌の替え歌である。

なんとーおっしゃるあなたさん
そんな減税いらないか
直接税の重いのと
どちらが民にきついのか
もしもし民よ民さんよ
世界のうちにあなたほど
めぐりのわるいものはない
どうしてそんなに判らぬか

税金は国民の共通費用をまかなう会費の様なものという説明が定着しているが、魏志倭人伝の耶馬臺國にもあり、その後ずっと続いている租税、一方租税を含む会計の方も古くから行われてきた。

百練抄に「寛元三年（一二四五年）四月、今日記録所に於て一年中の公事用途銭貨等の事を勘定せらる。」とあり、南北朝頃の玄慧の作った本には、商取引に割符を用いたり、金銭の計算をつけていたということがしるされている。奈良時代は純然と商業を営む者は極めてすくなかったが、平安時代の頃から鎌倉時代にかけて次第に増加した。

当時は米穀その他粗大なものは船で送り、黄金や絹布の類は陸送したが、諸国の守護や地頭等がみだりに津料を賦課することがあったり、それを禁じたりということが行われている。

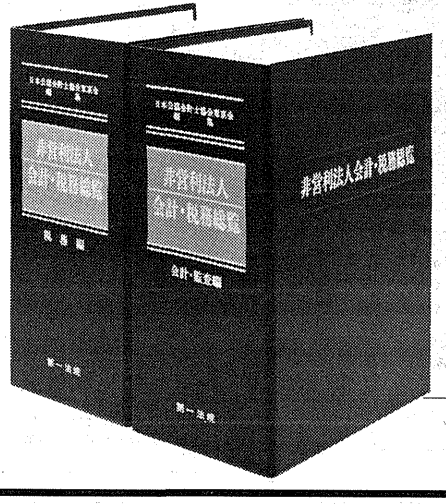
実に租税は永遠の課題というべきものなのである。

（公認会計士・税理士　岸本勝次）

非営利法人の会計と税務に必要な法令・資料をはじめて集大成!!

非営利法人会計・税務総覧

日本公認会計士協会東京会 編　★A5判・加除式・全2巻・パイプファイル装本・定価30,000円(税込)〈干実費〉



●本書の特色

■非営利法人の会計・監査、税務担当者の実務の便に供するため、必要なすべての法令・資料を分類・体系化して収録した。

■各非営利法人の根拠法令や各種通達・通知、日本公認会計士協会の通牒・委員会報告を中心とした「会計・監査編」と、税務事務処理上の便宜をはかるため法人税法をはじめとする法令・通達・行政実例等を中心とした「税務編」の2巻構成とした。

■「会計・監査編」では、
(1)非営利法人の会計処理及び監査に係る法令、関連通達・通知、さらに日本公認会計士協会の通牒等及び関連資料を、各非営利法人ごとに分類して収録・体系化した。
(2)各法令・通達・資料等は関連項目ごとに分類し、同一項目内における配列は公表年月日順を原則として利用の便をはかった。
(3)関係法令については、必要に応じて本法当該条の次に政・省令の条文を示した。

■「税務編」では、
(1)各種税法のうち、非営利法人それ自体に対する規定及び間接的に関わる規定の中から実務上直接関係する法令・通達等を抽出抄録した。
(2)各税法本法の各条ごとに、関係政・省令の条文を示した。
(3)各税法ごとに、関連する通達・行政実例をそれぞれの末尾に一括して示した。

■新しい情報を随時提供できる加除式装本。

主な内容 ■会計・監査編■第1章 学校法人／第2章 公益法人／第3章 社会福祉法人／第4章 医療法人／第5章 宗教法人／第6章 労働組合／第7章 協同組合／第8章 その他
■税務編■第1章 国税通則／第2章 国税徴収／第3章 所得税／第4章 法人税／第5章 相続税・贈与税／第6章 消費税／第7章 租税特別措置／第8章 その他の国税／第9章 地方税

第一法規 〒107 東京都港区南青山2-11-17 ☎(03)404-2251/FAX(03)479-1747

実務に役立つ

冬季恒例の会社税務研修会

ご　案　内

主催／第一税理士協議会
協賛／東京会監査団連絡協議会
〃　／東京会共同事務所連絡協議会

▶開催のねらい

皆様には、益々ご健勝のことと拝察いたします。
さて、ご好評を頂いております渡辺淑夫先生を講師に迎え冬季恒例の会社税務研修会を次のとおり開催致します。
最近の税務調査の傾向、及び寄付金課税のポイント、並びにＭ＆Ａ企業買収等についても、会計人の対処すべき課題は多く、指導力を持たなければなりません。
これらのテーマについて明快に講義解説をして頂きます。
是非先生をはじめ、職員、顧問先の方など多くの方々が奮ってこの研修会にご参加下さいますようご案内申し上げます。

記

開催日時	平成元年12月16日(土)ＡＭ10:00～ＰＭ1:00
場所	中央大学駿河台記念館２階大会議室（右図参照） 千代田区神田駿河台３－11－５TEL(292)3111 （交通機関） JR中央線：お茶の水駅下車、地下鉄千代田線：新お茶の水駅下車、地下鉄丸の内線：お茶の水駅下車、都営三田線：小川町駅下車
主な内容	①最近の税務調査の傾向と課題(会計事務所業務の指導点等) ②寄付金課税実務のポイント ③M&A(企業買収と合併) ④その他(事業承継税制等)
会費及び定員	１名　￥3,500　(聴講料のみ希望の方) １名　￥7,200　(聴講料・教材とも希望の方) 定員300名に達し次第締切らせて頂きます。
申込先	第一税理士協議会宛〒113文京区本郷5-18-3 公認会計士会館内　TEL(816)3346 ・下記申込書に会費を添えて早日にお申込下さい。なお、ハガキ・電話による申込も受付ております。 ・なお、会費は現金書留か、第一勧銀本郷支店普通預金口座(NO.1290861)、または、当日受付にてお願い致します。

記念館案内図



（注）当日、講義の教材として、講師の最新著「寄付金課税の知識」(財経詳報社）を教材として使用致します。
講師への質問・講演内容の要望等がありましたら、前もって文書にて提出して下さい。

キ　リ　ト　リ　線

冬季恒例の会社税務研修会

No.

氏名	ほか　　名	ＴＥＬ	
住所	〒		
会費	① 金　　円(聴講料のみ希望) ② 金　　円(聴講料・教材とも希望)	現金書留・第一勧業銀行本郷支店普通預金(口座番号No.1290861）にて 　月　日に送金済・当日支払いです。※該当箇所を○で囲んで下さい。	

★一局複数会制の早期実現をはかる
★税理士会の正常化をはかる

第一税協

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷５－18－３
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話（816）3346
発行人　下田友吉（1部　100円 / 年極 1,000円）
編集人　岡田一馬
会員の購読料は会費に含む

主要目次

一頁…商法改正要綱、来年一月十七日確定か
―法制審議会商法部会―
二頁…歴史考察、税の歴史から

商法改正要綱、来年一月十七日確定か
―法制審議会商法部会―

法務省は、昭和五六年商法改正の後、会社法全面見直しの一環として大小会社区分の問題、合併問題を取り上げ、昭和五十九年五月に参事官室から「大小会社区分立法及び合併に関する問題点」を公表し、各界の意見をもとめた。その後これにもとづいて「商法、有限会社法改正試案」を昭和六十一年五月に発表し、さらに関係団体に意見照会を行った。

爾後、審議を重ねた法務省ではこの結果、ほぼ調査問題を除き、商法、有限会社法改正要綱は作成が整ったようである。来年の通常国会に向け、これを政府提出法案として準備中とみられる。

このときにあたり、大詰めを迎えた調査制度問題の取扱い、今後の手順、公認会計士としての考え方について困難ではあるが考えてみたい。

調査問題検討研究会は一応終了

「調査問題検討研究会」は本年五月十七日から当初六回位の予定で発足したが、延長を重ねて十月三十一日まで十回の会議を経て漸く、一応の終了をみた。この研究会は中小会社の会計調査人調査制度が成立しうるかを具体的に検討することが目的で、対象会社の範囲、会計調査人の必要数、調査の目的、対象、方法、調査基準（マニュアル）の可能性、調査人の責任等が論議された。

この間七月十七日開催の法制審議会商法部会には検討資料として三つの案が提出されている。この三つの案の内容は本紙前号にも詳しく解説されているとおり、第一案は商法・有限会社法改正試案をもととして作成され、第二案は「取締役保証書」に力点をおいて調査制度を構築しようとしている。又第三案は正規の監査をあくまで行うことを前提として提案している。

このように意見は調査が成立するかしないかについて、真向うから対立したまま一応終了したのである。この検討研究会は調査制度についての問題点を浮き彫りにし、今後の審議に資するという点での成果は認められたともいえる。ただ、今後研究会がどうなるかについては曖昧な感が残されている。この成果についてのリポートの取扱い、さらにこの研究会を続行するかどうかは、なお不明確な感じである。又、この結果を改正要綱に反映するのかどうかも今一つハッキリしない。

このような点は今後を占う鍵といえなくもない。

調査にたいする公認会計士の三つの考え方

ところで、最近における公認会計士協会の中でのこの問題の論議を通じて、大きく分けると三つの考え方があることがおよそ明らかになってきた。先ず、従来より主張されている監査は公認会計士の正規の監査しかないのであるから、中小会社の監査も監査によって社会的に尽すという面でも、この線に沿って行うことということである。ただ、この主張には公認会計士の数という点で、監査の担い手が限定されるという問題があることがハッキリしてきた。そのため、その数を早急に確保するには、ある種の特別な資格試験を実施してはどうかという意見である。

しかし、この考え方には、かなり強い反対が存在している。特別試験を行うということは、試験そのものが人為的なものであるので、政治的解決により、今まで守った制度が、その面から破壊されないかという危惧の念である。そのためには従来どおりの試験制度を守り、正規の試験受験者を、業界を魅力あるものにすることによって増加させるまで待つというのが第二の道である。

第三は調査制度を受け入れて、職域の拡大をはかり、今まで税務のみ行ってきた会員に監査業務を与えてはどうかということである。これは地方の会員などに一部この考え方があるようであるが、大勢はこれに反対といえる。

このそれぞれの考え方には一長一短があるが、公認会計士制度を守るという点では、第二の方法により徐々に会員数を増すことが正論であろう。第一の特別な試験により正規の監査を中小会社に浸透させるのは、ちょっと正論のごとくみえるが、何万人かの監査人を増やすことになり現実的にも不可能であり、又危険といわざるを得ない。

特別な試験で監査人を増やすぐらいなら、むしろ調査人制度を創設した方がよいという意見すらある。しかし、永い期間かけて論議したように調査制度はあまりにも問題がありすぎるともいえる。

かといって中小会社にたいする監査問題は、そのままにしておくこともできず、今後の課題として考えなければならない。

会計調査人調査制度は先送りか

十月三十一日の調査問題検討研究会が一応の終了をみて以後、法制審議会商法部会の準備会が十一月十五日開催され、改正要綱の詰めが行われた模様である。その後、十一月三十日小委員会が開かれ、さらに十二月十三・二十日に小委員会が予定され、ピッチを上げて改正要綱の仕上げが進むようである。

商法部会は十二月二十日の予定が繰り延べられ、平成二年一月十七日に開催予定で、この日に改正要綱が決められると考えられる。それによって、この法案が今通常国会に提案されることになろう。

何分、国際情勢の激動、消費税問題さらに選挙がらみの政治情勢の渦中にあって、この商法改正が中小企業と関係の深い、最低資本金、計算公開等々の扱いがどう受け取られるかも注目点といえる。今後は法務省筋の対応も各政党にたいして全力を上げて行われることと思われる。

さて、そこで会計調査人調査制度の扱いであるが、この点に関しても、いくつかの選択肢があり、法務省の考え方も、ほぼ煮詰まりつつあると見受けられる。しかし、外部からではなかなか窺い知ることはできないが、あえて予測すると、第一点は今回の改正に従来の方針によりそのまま調査制度が入るということ。次は検討研究会の審議内容の判断、各業界団体と関係省庁、そして自民党をはじめとする野党のこれにたいする反応から総合的にみて一応留保し、将来にわたって今まで研究してきたものを踏まえて、さらに検討を続ける。第三は調査制度は白紙に戻して、これで終りにする。

来年一月十七日の、法制審商法部会の調査にたいする取扱いの予測をすることは難しいが、調査問題検討研究会の一応の終了の様子等々からみて、先送りの可能性がやや強いように思われる。この場合、長期的に調査制度の将来にわたっての取扱いが最も問題の存するところである。しかし、法務省としては当面、これ以外の商法改正事項を、今通常国会にとにかく提出することに全力を上げることになる。

公認会計士業界としては当分の間、冷静に見まもり、これに注目しなければならない。

〈文責　松木〉

恒例の第一税協研修会！

実務に役立つ
冬季恒例の会社税務研修会

最近の税務調査の傾向、寄付金課税のポイント
M＆A企業買収等の問題を明快に解説！

講師／渡辺淑夫氏

日時／平成元年12月16日(土)
午前10時～午後１時

場所／中央大学駿河台記念館２階大会議室

会費／3,500円（聴講料のみ希望の方）
7,200円（聴講料・教材とも希望の方）

主催／第一税理士協議会
協賛／東京会監査団連絡協議会
東京会共同事務所連絡協議会

東京公認会計士協同組合の格安航空券頒布のお知らせ！

会員用

各種海外パッケージツアーも6%割引き！

私共、㈱ダイヤムウンツーリストでは、東京公認会計士協同組合（03-815-3423）との業務提携により格安航空券の販売を致しております。
海外旅行者の数は年々増え、また国際化を象徴するようにビジネスでの海外出張の機会も増大しております。このような状況の中で当社は長年の旅行業の経験に基づき格安航空券の販売を致しております。会員・準会員の皆様はじめ、関与先の皆様にもご利用いただければ幸いでございます。
ご予約、お問合わせはお電話でお願いいたします。

《格安航空券》
海外渡航（旅行）の歴史は団体旅行中心から各個人の要望により選択できるパッケージツアーに発展してきました。また欧米社会では航空機を単に輸送手段とみなし、「同じ移動をするならば、より廉価なチケットで。」という考え方が常識となっています。日本においても、ここ数年来ビジネスマン・学生を中心にして欧米社会的な考え方が浸透しつつあり、実際に格安航空券を上手に利用している方々が多数おります。日本の海外旅行者も年間1,000万人に到達する時代になりましたが、その内約150万人の人達は格安航空券を上手に利用し極めて経済的な渡航（旅行）をしております。
国際旅客運賃は①普通運賃と②需要を喚起するために設定されている特別運賃とに大別されます。格安航空券とは②の特別運賃に属し普通運賃よりも廉価で、有効期間の制限、途中降機の乗りかえ制限、旅程変更の制限等々がある航空券のことです。

価格例（往復）'89 10/1～'90 3/31　※シーズン・出発曜日等により料金が変動しますのでご了承ください。

アメリカ・カナダ
ロサンゼルス……93,000円より
サンフランシスコ…116,000円より
ポートランド……100,000円より
バンクーバー……105,000円より
シアトル……105,000円より
ニューヨーク……120,000円より

東南アジア
ソウル……46,000円より
タイペイ……63,000円より
マニラ……58,000円より
ホンコン……65,000円より
バンコック……80,000円より
シンガポール……80,000円より

グアム・サイパン・ハワイ
ホノルル……96,000円より
グァム……57,000円より
サイパン……56,000円より

ヨーロッパ
ロンドン・パリ……128,000円より
ローマ……128,000円より
フランクフルト……128,000円より

※各種海外パッケージツアーも6%割引きにて御手配いたします。
（ただし、新聞・雑誌に掲載されている商品・キャンペーン商品は除く）

取扱い航空会社名（ABC順）
AF（エールフランス）、AZ（アリタリア航空会社）、BA（英国航空）、CA（中国民航）、CI（中華航空）、CO（コンチネンタル航空）、CP（カナディアン航空）、CX（キャセイパシフィック航空）、DL（デルタ航空）、EG（日本アジア航空）、GA（ガルーダインドネシア航空）、JD（日本エアーシステム）、JL（日本航空）、KE（大韓航空）、KL（KLMオランダ航空）、LH（ルフトハンザドイツ航空）、MH（マレーシア航空）、NH（全日空）、NW（ノースウェスト航空）、SK（スカンジナビア航空）、SN（サベナベルギー航空）、SQ（シンガポール航空）、SR（スイス航空）、SU（エアロフロートソ連航空）、TG（タイ国際航空）、UA（ユナイテッド航空）、VS（ヴァージン・アトランティック航空）、etc.
●上記の航空会社以外も取扱っております。お気軽にお問合わせください。

●ご予約・お問合わせはお電話でどうぞ！
TEL.03(234)0881　FAX.03(234)3468
営業時間／月～金 9:30～17:00　土 9:30～12:00

東京公認会計士協同組合業務提携会社　運輸大臣登録旅行業代理店業第5293号
株式会社ダイヤムウンツーリスト　〒102 東京都千代田区飯田橋3-11-5 第20山京ビル
※出発予定日まで日数がない方もお気軽にお問合わせください。

歴史考察

永田鉄山（一）

陸軍の逸材永田鉄山と二・二六事件

永田鉄山は信州諏訪の出身で、高島病院院長の長男として明治十七年一月に生まれている。

陸軍幼年学校を首席台賜、陸軍士官学校第十六期を首席で恩賜、陸軍大学第二十三期を二番で恩賜の軍刀、昭和十年八月十二日午前九時四十分に、陸軍省軍務局長室において皇道派の相沢三郎中佐に執務中を軍刀で殺害された。

当時の陸軍は、皇道派の真崎甚三郎大将、荒木貞夫大将を頂点として、柳川平助・秦真次・香椎浩平・小畑敏四郎・山岡重厚・山下奉文という一連の有力将軍がいたが、その勢力を以て軍を包もうとすることを遺憾とした永田は、同派のクーデター論を不可とし、軍の統制ある組織において事を行うのが至当であると唱えたのである。皇道派が流血を清掃の水とし、軍内派閥によって革新をせんとすることを不可と論じ、軍全体の組織において一糸乱れぬ整然たる統制下に行うべきだ、というのが永田の主張である。

しかし過激派軍人は、永田のこのような構想は政党的臭味を帯びたもので、軍人の風上にも置けないと見た。国民的主張、常識論から観れば永田のほうに一段と高い理念が認められた。

永田の主張は、日本の対満対朝の政策についても、満州における日本の軍人が、指導の名目でその勢力を各方面にふるっていることは決して日満の友好親善を保つものではない。民政の面で、日本人がある程度参加するのはよいとして、あくまで顧問としての域を出るべきではない。満州人に政治を行わさせることが肝要だ。満州にいる日本人、ことに軍人には民族の心を理解するものが少なく、あの国を半分自分の国とはき違えているようなやり口には困ったものだ。軍人は国防の面のみに専念すべきである。また朝鮮問題についても、国防だけは日韓同盟で日本が指導するが、政治は全部朝鮮人に行わさせるべきで、自治の政体にすべきだというものだった。

こんにちから見ると全く格調のある主張である。このような永田の発想は、彼生来のものもあるが、ドイツ、デンマークに駐在し、世界的視野を持ち、軍人にして軍人では持ち得ない識見を持っていたのだ。当時の海軍の米内光政大将や山本五十六中将とともに世界情勢に精通し、日本の真の力を認識していた人たちは、戦争拡大には反対の考え方であった。

伊藤正徳は「軍閥興亡史」において「永田鉄山が生きていたら、日本は米英相手の無謀な大戦は必ず制止したに相違ない。東条は無条件に永田に従い、また順位から、東条の陸相・首相は永田がいなくなったからの結果で、永田がその地位につくことは確実であったからである。昭和十六年の日本は別の道を歩いていたであろう。このように考えると、永田の死は日本にとって痛惜の出来事であった……（以下略）」と延べている。

当時の模様は、

陸軍省発表　昭和十一年二月二十六日本日午前五時ごろ、一部青年将校は左記の個所を襲撃せり。

首相官邸　岡田首相即死
斉藤内大臣私邸　斉藤内府即死
渡辺教育総監私邸　教育総監即死
牧野伯宿舎（湯河原伊藤屋旅館）　牧野伯不明
鈴木侍従長官邸　侍従長重傷
高橋大蔵大臣私邸　大蔵大臣負傷
東京朝日新聞社

参考に昭和初期の主な出来事を調べてみると次のようである。

昭和七年２・９　前蔵相井上準之助血盟団員に射殺
３・１　満州国建国宣言
３・５　三井合名団琢磨理事長血盟団員に射殺
５・15　陸海軍将校犬養首相射殺。五・一五事件
６・29　警視庁に特別高等警察部設置
９・30　熱海で共産党会議　一斉検挙される
昭和八年１・30　ドイツでヒットラー内閣成立
３・27　国際連盟脱退を正式通告
５・26　京大滝川事件
昭和九年２・13　内務省　失業者三十九万余人と発表
３・９　元鐘紡社長武藤山治暗殺さる
４・18　帝国人絹株式買受に関し疑獄事件
７・８　岡田内閣成立
10・１　東北地方大冷害　農村被害四億五千万円と発表さる
昭和十年２・25　美濃部達吉天皇機関説問題で貴族院で攻撃さる
７・11　陸軍中尉村中孝次・磯部浅一が粛軍の意見書配付　免官さる
８・12　陸軍省軍務局長永田鉄山　皇道派相沢中佐に刺殺さる
10・１　第四回国勢調査　人口九千七百六十九万人　内地六千九百二十五万人
12・１　大本教不敬事件　出口王仁三郎検挙さる
昭和十一年１・15　政府ロンドン軍縮会議を脱退　建艦競争に入る
２・26　皇道派青年将校　下士官（千四百人）を率いてクーデターを起こす。二・二六事件

（税理士・今村秀夫）

〝東京公認会計士協同組合〟だより

格安航空券頒布のお知らせ＝各種海外パッケージツアーの場合も6％の割引＝

東京公認会計士協同組合では、このほど、組合員に対するサービス事業の一環として、㈱ダイヤムウンツーリストと業務提携し、格安航空券の斡旋を行うことになりましたので、是非ご利用ください。会員、準会員の皆様におかれましては、業務の国際化に伴い、ビジネスで海外出張の機会も増えて来ていると存じます。そこで、当協同組合では、今後ますますその需要が増加することが見込まれますので、少しでもお役に立つようにとサービス提供の商品の一つとして企画いたしました。

なお、㈱ダイヤムウンツーリストは、当協同組合と提携している旅行業代理店で、長年の旅行業の経験に基づき信頼をモットーとしている会社でありますのでご相談については、お気軽にお問合せください。

問合せ先、当協同組合（八一五）三四二三　及び㈱ダイヤムウンツーリスト（二三四）〇八八一まで。

〝公認会計士東京共済会〟だより

山岳都市「アルファリゾート・トマム」のご紹介

山手線の内側が全てリゾート地といえば、皆様もピックリするでしょう。今北海道トマムに、開発面積五千ヘクタール、総投資額二千億円というまさしくこの規模をもったリゾート都市が開発されています。

すでに昭和六十二年には、超高層ホテル「ザ・タワー」（客室数四百三室）が開業しておりさらにこの度、スキー、ゴルフ、温水プールや会議・研修施設他のすべてをＶＩＰ待遇で使用できる特典付のホテル「ガレリア」（全室スイートルーム、一〇〇室）の会員募集が始まりました。是非この機会にご検討を！

なお、詳細については、次へお問合せ下さい。

科研商事株式会社
文京区湯島二―三一―二四
電話　五六八四―三五四四

又は、

公認会計士東京共済会
文京区本郷五―一八―三
電話　八一五―三七三一

税の歴史から

旅心（その一）

<91>

京都で催し物を見たいと思う人は十月二十二日に訪れると良いと思う。昼間は平安神宮の時代祭、夜は由岐神社の鞍馬の火祭が行われるからである。

静と動というか、雅やかと躍動的なお祭りが同じ日に見られる。今年はその日がたまたま十一年振りとかで日曜日にあたった。私も税理士の先生方を案内して見に行った。

時代祭はとにかく、鞍馬へは自動車の乗り入れを禁じている関係上叡電一本であり、満員電車に乗るまでの様になる迫力のある眺めを見る事ができた。

昔から鞍馬寺の印を商業帳簿の第一頁に押す習慣があり、それが今ははりつけるお札となって残っている。大福帳という名も縁起をかついでそういう名前をつけたとする説と、京都に大福寺があって帳簿のはじめに印を押したからだという説がある様であるが、必ずしも大福寺の印に限ることなく、神仏の加護を祈って商業帳簿のはじめに神仏の名を書いたり、寺社の印を押したりという事が行われていた。

京都を訪れた翌日、竹生島を経て彦根に渡った。近江といえば、信仰によるものは前からあったが、レジャー的な団体旅行は滋賀県の草津駅前で弁当屋をしていた南新助という人が、明治の末に四百人以上の団体は鉄道運賃が半額になるのに目をつけて講を作って旅行したあたりが始りではないかといわれている。

当時の宿泊料は一人五十銭位で明治四十一年にこの団体が善光寺に来たのが長野の善光寺にこの種の団体の来た最初という話である。

江戸時代の人の旅は金沢八景、鎌倉江ノ島、相州大山、箱根温泉あたりまでで東海道筋は止まっていた。それから先は関所があるので用の無い限りは行かなかった。北の方は筑波山、潮来出島、日光といったあたりまでであった。しかしこの事は昔の人総てが遠くに行かなかったという事とは違う。

明治四十年夏陸地測量部の一行が越中剣岳に三角点建設の為登った時、後に奈良時代の末期から平安初期の作と鑑定された錫丈の頭と槍の穂先が残されているのを発見したといわれている。

立山も白山も富士山も七百年台に開山されている。

（公認会計士税理士　岸本勝次）

Alpha Resort Tomamu

これからの豊かさ、
これからのゆとりを求めて、

アルファリゾート・トマム

トマムは北海道の中央。大自然の楽しみが多彩です。

ゴージャスな長期滞在を可能にした―
Alpha Resort Galleria会員システム

●Alpha Resort Tomamu Galleriaとは：

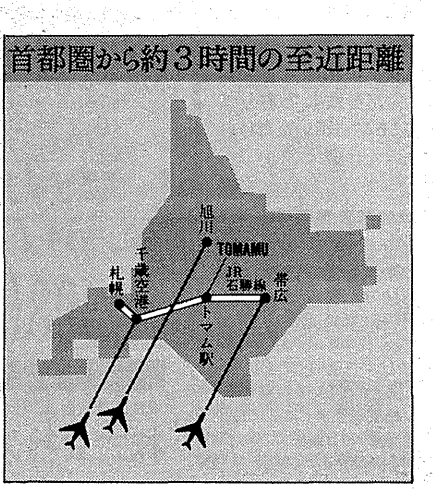
ゴルフ・スキー・テニスを始め、その他あらゆる種類のレジャー施設をもつ、地上３２階・高さ120メートル、全室にジェットバス・サウナ標準装備のスーパー・スィート・ルーム、世界にも比類のないグレードの「山岳リゾートホテル」です。

会員募集内容

販売商品／ガレリア・タワースィートホテル・サウス会員権（ゴルフ利用特典付き）
販売口数／600口（限定販売）
／総客室 100室（一室平均 33坪）
販売金額／一口 3,000万円
（入会金 600万円＋預託金 2,400万円）
募集期限／平成２年７月３１日まで

お問い合せは
科研商事株式会社
〒113 東京都文京区湯島2-31-24 ☎03-5684-3541

首都圏から約３時間の至近距離



トマムへ東京・大阪・名古屋からは約３時間
●東京（羽田）から新千歳空港まで１時間25分
●大阪（伊丹）から新千歳空港まで１時間45分
●名古屋から新千歳空港まで１時間30分
ＪＲ石勝線、トマム駅まで特急利用で
●新千歳空港から１時間20分
●札幌から１時間50分
●帯広から１時間

Galleria
TOWER SUITE HOTEL・SOUTH
☆会員募集中☆

★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士会の
正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5－18－3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話（816）3346
発行人　下田友吉（1部　100円）
編集人　岡田一馬（年極 1,000円）
会員の購読料は会費に含む

主要目次

一頁
二頁　年頭所感
三頁…歴史考察、税の歴史
銘語録
四頁…年始名刺広告



岡田一馬氏撮影



年頭のご挨拶

第一税理士協議会
会長　下田友吉

明けましてお芽出度うございます。本年もよろしくご支援の程伏してお願い申しあげます。

昨年で昭和も遠く去り、今年は国をあげてすべて平成一色となり、若々しさで満ちているように感ぜられます。第一税協も何か新しさを求めなければならないと痛感しております。

税務業務の面では昨年消費税の施行、所得税、法人税、相続税等における改正と相次ぎ落着きのない年でした。今年はこれらの定着の年になるものと思われます。衆議院選挙の結果によっては往往昨年以上の波瀾が起きるかも知れませんが、望むべくはそのような混乱が起きないように慎重な投票をしなければならないと考えております。

皮肉なもので平成の意味とは逆に、国内政治においても又世界情勢においても大きな動乱が続きました。世の中は仲々思うようにはならないものだということを今更乍ら実感いたしました。明治の初年の裡言に「上からは明治だなどというけれど、治まる明（めい）と下からは読む」と時の情勢を皮肉ったそうですが、いつの世も同じように生々流転を続けて進展して行くのかも知れません。

それにつけても、遅々として進まない第一税協をお引受けしても早何年も過ぎました。今年は午年です。町には奔馬の絵があふれ、躍進の意気が横溢しております。第一税協もそれにあやかって躍進したいものです。かさねて倍旧のご支援をお願いします。



平成二年に際して

税理士21世紀の会
名誉会長　大竹浩司

第一税理士協議会の諸先生に謹んで新年の御祝詞を申し上げます。

巳年から午年へバトンタッチされたわけですが、巳は陰の感じで、午は陽の感じです。今年こそ陽の年になるように希望したいものです。類まれなる駿馬のことを天馬ともいいますが、天馬空を行く如く飛躍したいと思っておられる方は多くいらっしゃることでしょう。

いつも年頭には今年こそ激動の年という予感がするものですが、平成二年もまさにそのとおりでどうとう新春早々国会解散、総選挙ということになってしまいました。それも二月十八日投票といわれる総選挙の最大の争点は、先の参院選と同じ「消費税の是非」です。

私たち税務に携わる者としては、選挙中も選挙が終わってからも、納税者の質問攻めに遭うことでしょう。選挙の結果はいずれにしても与野党伯仲でしょうから、消費税の今後の扱いの複雑さの様相は避けられず、一層納税者のよき相談相手になりたいと覚悟を新たにしている次第です。

商法改正問題も今年から来年にかけていよいよ結着するといわれます。これまたどう決まるにしても、今後にかけて小異を捨てて大同につく心がけがなければ根本的解決には至らないと思います。

その点、税理士と公認会計士の接点である「税理士21世紀の会」の真価が今後いよいよ問われることになりましょう。とりわけ第一税協の諸先生の後援を得て、21世紀の会を強くし、所期の目的達成に邁進したく思います。幸い第一税協会長の下田先生が21世紀の会の会長でもあり、私とは旧い友人で、ウマが合っていますので二人三脚を続けて行けることをこの上なく喜んで居ります。

私は九十歳に垂んとして元気一杯、益々節制して21世紀を迎えたく、税理士法第一条の公正な立場に立って祖税正義を貫くことをモットーとし、もって若い税理士諸先生が路頭に迷わぬための礎を築く所存であります。

法制審議会、商法部会
開催遅れる模様

法制審議会商法部会は、昨年十二月二十日に予定されていたのを本年一月十七日に繰延開催の予定であった。しかし、政治情報などの諸般の事情のためと思われるが、さらに延期され、今のところ二月中旬以降になる公算が強い模様である。昨年十二月下旬、自民党筋でもこれについて論議されたようだが、法務省の法制審議会の商法改正要綱決定はできるだけ遅らせる方がよいということのようである。

又、法務省の本年春に国会提出予定の商法改正法案にも り込むための、この改正要綱は会社法小委員会でとりまとめが行われているようだが、これによると、今回提出は設立、株式、計算、公開、組織変更とし、経営管理機構、資本減少、合併等の改正は次の段階とすることになり、今回の改正は二回に分けて行うようになりそうだ。

会社の計算書類を登記所で公開する制度は、一定規模以下の会社は提出書類を限定し、さらに小規模会社は当分の間、提出免除等の経過措置が審議されているようだ。

最も注目されている会計調査人制度の問題は、見送りの目算がつよいのではないかとみられている。

〈文責　松木〉

ニッセイより　公認会計士ローン　のお知らせ

低金利で、お手軽な
ニッセイ公認会計士ローンを、ご利用下さい。

〈ニッセイ公認会計士ローンとは？〉
日本生命と東京公認会計士協同組合との提携により、組合員の皆様向けに、特別に設計しましたお徳なローンです。
既に、多数の皆様にご利用いただいております。
・マイホーム建築資金
・アパート建築資金
・賃貸用マンション購入資金
・リフォーム資金
・ゴルフ会員権購入資金
・株券購入資金
など、目的に応じて幅広くローンをご利用いただけます。

（金利はH.2.2.1 現在）

商品	金利		融資金額	資金使途
住宅ローン	固定	6.72 %	1億円以内	マイホーム建築・購入
	変動	6.192%		
アパートローン	固定	7.104%	1億円以内	アパート建築・購入 賃貸用マンション購入
	変動	6.492%		
資産活用ローン	固定 10年以内	7.104%	通計1億円以内	ご自由
	固定 10年超	7.344%		
	変動	6.492%		
無担保キーマンローン	固定	7.104%	500万円以内	ご自由

＊　金利は、団体信用生命保険料分担金等を含みます。

お問い合わせは
お気軽に
お電話でどうぞ

ニッセイローンご相談窓口
☎ 03－502－3044
星和信用保証株式会社
担当：柏村、宿野

NISSAY
日本生命保険相互会社



平成二年に当って

社団法人　日本監査協会
理事長　秋場邦雄

平成二年の正月を迎え、新しい年の印象を深く感ずる次第です。

生きとし生ける者すべて年を重ね、生きる喜びを味わう事になります。マイウェイの曲に「やがて私もこの世を去るだろう。長い年月、私は幸せにこの旅路を今日まで生きてきた、いつも自分のやり方で……私は愛し笑い泣き失う事も知った……すべて楽しかったと知る……何も恐れずひたすら歩いた、いつも自分のやり方で」人生の謳歌であり讃歌であり何んと素晴らしい生き方だろう。誰しもこの曲の様に悔いのない生涯を送りたいと思う事でしょう。

一昨年の暮、自民党独壇で消費税を導入し、昨年四月実施に踏みきったが、悪評であり参議員で惨敗を喫する結果となり、食料品、福祉生活、教育その他手直しを発表しましたが、果して衆議院で修正されるか廃案になるか選挙の結果待ちでしょう。又、土地税制も欠点が多く、年毎に高騰を見るのは遺憾の極みです。これからは「楽しい我が家」を持つ事は夢の中の夢です。譲渡所得は、より安い土地を購入すればその差額に譲渡税を課し、より高い土地を購入すれば節税では土地高騰を見るのは当然です。売却の意志もない我が家の固定資産税が年毎に上り、その評価額が高価になっても何んの意味もなく、不動産業者の利益に均霑し、国家財源の収入になるのみです。二十三区の市街地区域内の宅地並みの課税も翌年に延期され、取得後二年以内の土地売却益に対する特別重加制度の延長も結構ですが、根本的な改革が行わなければ何等効果がありません。会計税務に携わる職業会計人の参画を無視し、一方的に国家で決定するのでは実状にそぐわない点が多々見受けられます。併し此の度の選挙で自民党が敗北を喫したら日本はどうなる事でしょう。世界に冠たる経済大国を築いた功績も水泡に帰し、混迷が予想されます。世界の社会・共産圏の国々も続々自由主義に復帰する現況です。日本のみ時代に逆行するのでは何等意味のない事です。日本よ栄光あれです。

以上新年の所感を述べさせて頂くと共に、会員の皆様の限りない弥栄えを祈念致し新しい年の御挨拶と致します。



新年のご挨拶

近畿税務研究会
会長　西澤　馨

新年おめでとうございます。平成二年の年頭に当り、第一税理士協議会の会員の皆様方に心から新年のご挨拶を申し上げます。皆様方には、ご家族共々良き新春をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。

私は、昨年六月に近畿税務研究会の定時総会において会長に就任いたしました。いたって、浅学菲才の者ですが、向う三年の任期を、無事に果すべく努力いたす所存ですので宜ろしくお願いいたします。

関東の貴会と関西の当会とは、共に同じ趣旨の会であり協力して税理士制度の正常化に努力していきたいと考えております。

現在、商法改正の最大の懸案事項である、中小会社の適正を確保する方策として、会計調査人制度が論議されております。この問題は、公認会計士とか税理士の利害だけで考えるべきではありません。職域問題から離れて、正常な路線を歩むことを、念願とするものであります。

どうか、今年も昨年と変らぬご協力とご支援を念願いたしますと共に、貴会の皆様方の事業の発展と、ご健康を祈り新年のご挨拶といたします。



平成二年を迎えて

税理士桜友会
会長　小林　繁

明けましておめでとうございます。会員の先生方には御一家お揃いでめでたく輝かしい平成二年の新春をお迎えなされたことと心からお慶び申し上げます。

昨年は、昭和天皇の崩御、改元、消費税をはじめ抜本的税制改正の実施、参議院選挙における保革逆転、国際的には東欧諸国の自由化、日米構造協議等将に変革激動の年でありました。また、業界にとりましても税理士会の正副会長等役員選挙をはじめ税制改革への対応、第三次商法改正問題等多事多難な年でありましたが、第一税協の会員諸先生には下田会長を中心によく団結され、業界発展のため真摯なご努力を重ねておられることに対しまして、心から敬意を表する次第でございます。

わが桜友会におきましてもこれら諸問題に対処するため、組織の拡大強化に努めて参りましたところ、お蔭様で会員数は三六〇〇名の大台を超えるに至り、支部中心の会務運営も漸く軌道に乗って参りました。

さて、今年は一九九〇年の幕明け、21世紀にあと一〇年と迫りました。今年も衆議院解散・総選挙、消費税の見直し、商法改正等波乱の年になりそうですが、いかなる環境の中にあってもわれわれ税理士は、税理士法第一条の税理士の使命を深く認識し、税理士であることの自覚と誇りを以て業界発展のため、また適正公平な税務行政の推進を通じ、社会に貢献したいものと念じている次第です。

「税理士21世紀の会」の理念もまた同様かと存じます。当会を支援する友誼団体の一員として、第一税協の会員諸先生と力を合わせ当会の発展にも寄与したいものと念じております。



平成二年を迎えて

社団法人全日本計理士会
会長　木田直吉

昭和が平成に移り、国内、海外ともに激しい変革に見舞われた一九八九年が去り、平成二年の新春を迎えました。年頭に当り、先ず貴会のご発展と会員、役員の皆さまのご健康とご繁栄を心からお祈りいたします。

さて、税制改革問題も一段落したとはいえ、消費税の見直しか廃止かを主要なテーマの一つとして争われる総選挙も二月実施が予想され、九〇年代の日本の動向が問われようとしております。

同時に、今日職業会計人業界が直面している大きな課題に商法改正問題があります。なかでも会計調査人による調査制度の導入構想は、公認会計士・税理士両業界に対し、一つの波紋を投げかけた結果となりました。勿論計理士業界としても無関係の問題でないことはいうまでもありません。われわれとしては、会計調査人制度を立法化して、果して法務省が望む法益があるのかどうか。将来の日本の監査制度や職業会計人制度にどのような影響が及んでくるのか。そして法務省がつくり出そうとする会計調査人制度を盛りこんだ日本商法が国際的に通用するのかどうか、そういう観点から検討したとき、最低資本金制度を含めて、なお会計調査人制度にはいろいろ問題点が残されているのではなかろうかと考えております。

今後とも貴会とは交流を深め、共通する問題については建設的に相提携して参りたいと望んでおります。

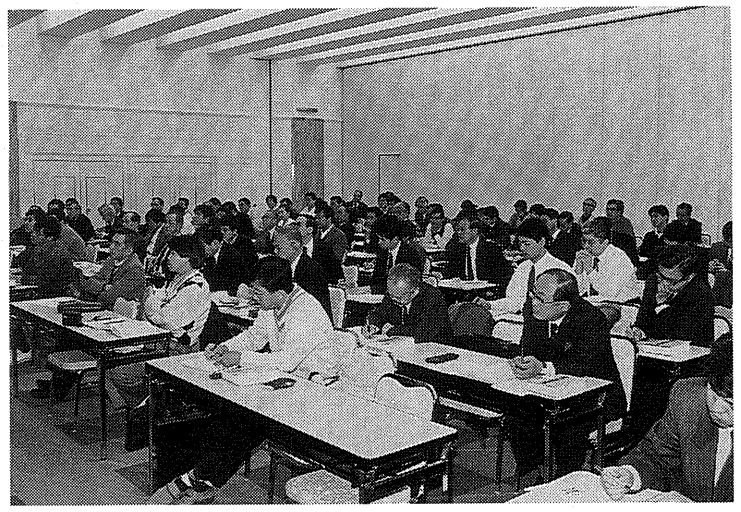
第一税協冬季恒例

会社税務研修会開催の報告

十二月十六日（土）午前十時より午後一時まで、中央大学駿河台記念館にて、「会社税務研修会」＝写真＝が開催された。

テーマは、「最近の税務調査事例と留意点」、「Ⅰ、国際金融取引と税務上の問題点」、「Ⅱ、M&Aをめぐる税務上の問題点」、「Ⅲ、移転価格税制の執行と問題点」、「Ⅳ、寄付金課税のポイントと問題点」、「Ⅴ、個別事例紹介」、「Ⅵ、その他」等で明快に講義解説が行われた。

なお、当日は、多数参加され、大好評であった。



東京公認会計士協同組合の格安航空券頒布のお知らせ！

会員用

各種海外パッケージツアーも6%割引き！

私共、㈱ダイヤムウンツーリストでは、東京公認会計士協同組合(03-815-3424)との業務提携により格安航空券の販売を致しております。海外旅行者の数は年々増え、また国際化を象徴するようにビジネスでの海外出張の機会も増大しております。このような状況の中で当社は長年の旅行業の経験に基づき格安航空券の販売を致しております。会員・準会員の皆様はじめ、関与先の皆様にもご利用いただければ幸いでございます。
ご予約、お問合わせはお電話でお願いいたします。

価格例(往復)'89 10/1～'90 3/31　※シーズン・出発曜日等により料金が変動しますのでご了承ください。

アメリカ・カナダ		東南アジア		グアム・サイパン・ハワイ	
ロサンゼルス	93,000円より	ソウル	46,000円より	ホノルル	96,000円より
サンフランシスコ	116,000円より	タイペイ	63,000円より	グァム	57,000円より
ポートランド	100,000円より	マニラ	58,000円より	サイパン	56,000円より
バンクーバー	105,000円より	ホンコン	65,000円より		
シアトル	105,000円より	バンコック	80,000円より	ヨーロッパ	
ニューヨーク	120,000円より	シンガポール	80,000円より	ロンドン・パリ	128,000円より
				ローマ	128,000円より
				フランクフルト	128,000円より

※各種海外パッケージツアーも6%割引きにて御手配いたします。
(ただし、新聞・雑誌に掲載されている商品・キャンペーン商品は除く)

取扱い航空会社名(ABC順)
AF(エールフランス)、AZ(アリタリア航空会社)、BA(英国航空)、CA(中国民航)、CI(中華航空)、CO(コンチネンタル航空)、CP(カナディアン航空)、CX(キャセイパシフィック航空)、DL(デルタ航空)、EG(日本アジア航空)、GA(ガルーダインドネシア航空)、JD(日本エアーシステム)、JL(日本航空)、KE(大韓航空)、KL(KLMオランダ航空)、LH(ルフトハンザドイツ航空)、MH(マレーシア航空)、NH(全日空)、NW(ノースウェスト航空)、SK(スカンジナビア航空)、SN(サベナベルギー航空)、SQ(シンガポール航空)、SR(スイス航空)、SU(エアロフロートソ連航空)、TG(タイ国際航空)、UA(ユナイテッド航空)、VS(ヴァージン・アトランティック航空)。etc.
●上記の航空会社以外も取扱っております。お気軽にお問合わせください。

●ご予約・お問合わせはお電話でどうぞ！

TEL.03(234)0881　FAX.03(234)3468

営業時間／月～金　9:30～17:00　土　9:30～12:00

東京公認会計士協同組合業務提携会社　運輸大臣登録旅行業代理店業第5293号

株式会社ダイヤムウンツーリスト　〒102　東京都千代田区飯田橋3-11-5 第20山京ビル

※出発予定日まで日数がない方もお気軽にお問合わせください。

《格安航空券》
海外渡航(旅行)の歴史は団体旅行中心から各個人の要望により選択できるパッケージツアーに発展してきました。また欧米社会では航空機を単に輸送手段とみなし、「同じ移動をするならば、より廉価なチケットで。」という考え方が常識となっています。日本においても、ここ数年来ビジネスマン・学生を中心にして欧米社会的な考え方が浸透しつつあり、実際に格安航空券を上手に利用している方々が多数おります。日本の海外旅行者も年間1,000万人に到達する時代になりましたが、その内約150万人の人達は格安航空券を上手に利用し極めて経済的な渡航(旅行)をしております。
国際旅客運賃は①普通運賃と②需要を喚起するために設定されている特別運賃とに大別されます。格安航空券とは②の特別運賃に属し普通運賃よりも廉価で、有効期間の制限、途中降機の乗りかえ制限、旅程変更の制限等々がある航空券のことです。

歴史考察

永田鉄山（二・完）

二・二六事件の分析

一、昭和六年三月、陸軍の中堅将校が組織する桜会を右翼の学者大川周明が、宇垣一成内閣樹立によりクーデターを起し失敗した三月事件、同年十月再度急進派が軍部内閣樹立に失敗した十月事件、昭和七年五月の犬飼首相殺害の五・一五事件、いずれもこの処分が闇から闇に葬られてきた事実から、当時の青年将校たちは、国家の武力行使は至当であるという考え方となり、また上司は処罰されないという感覚になってきた。そしてただ国を憂える心情が先行し、事件の推移について政治的判断が甘かったことが大きな失敗原因と考えることができる。

二、当時の憲法下では、軍隊の統帥権は大元帥である天皇にあり、上司の命令のない兵を動員し、しかも天皇を補佐する重臣を殺害したことが、天皇の激怒「逆鱗」にふれ、軍事参議官を中心とする皇道派の上奏、即ち青年将校の行為を正当化しようとしたことが根本から覆えされて、ついに奉勅命令となり、逆賊の扱いとなったこと。

三、真崎甚三郎、荒木貞夫両大将を中心とする高級将校は、人事に関する不満を青年将校にたきつけ、事件を起こさせた点がある。しかも、事件後天皇の怒りのため、事件処理の段階になると自己保身に回り、大量の死刑者を出した。血気の若者は軍の派閥争いに利用され、皇道派を攻撃した軍人により、日華事変、太平洋戦争と泥沼の戦いに日本が巻き込まれたことになる。

四、二・二六事件の起きる昭和の初期は、政党政治は腐敗その極に達し、特に東北地方の農民の生活は惨めなもので、娘を身売りする農家が続出し、この東北地方の出身兵を預かる下級将校は、このような惨状の原因はすべて政治にありとの信念を持っていた。

そして、この青年将校の思想的背景は、右翼の指導者北一輝の日本改造法案であった。青年将校は政党内閣を倒し、軍人中心の内閣を作れば日本は直ちによくなると単純に思っていたのではないか。

五、軍の上層部は、五・一五事件の前例もあり、青年将校の心情は国体を憂う至誠心から出たものとの判断で事件を収拾しようとしたが天皇の逆鱗にふれ、賊徒をして処分する方向に方針を変更せざるを得ないところまで追い込まれ、当時の帝都を震撼させた四日間も解決したのである。

永田鉄山、二・二六の評価

日本陸軍部内で随一の逸材といわれた永田鉄山だったがその明晰な頭脳も、理不尽な暗殺の前にはむなしかった。

相沢事件によって、皇道派はかえって自分の首を絞める結果となり、益々窮地に陥っていったわけである。相沢事件は、翌十一年一月の公判開廷を契機として、二・二六事件へとつながっていったのであった。相沢が鉄山を殺害した大義名分である「軍務局長自ら統帥権を干犯し皇軍を毒した。ゆえに天誅を加えた」とその行動が、二・二六事件における青年将校達の手本であったといえる。

それにしても永田鉄山は、軍部内における当時の統制派の理論的急進的指導者であった。陸軍大学を首席で卒業後俊英の名をほしいままにして軍務局長・中将まで辿り着いた。その生涯は、情熱をもって昭和日本の歴史を陰から支えた激しいものであった。

鉄山は理論構想においては同じく昭和史の立役者・石原莞爾中将の系列に属する。石原らと共に満州事変を画策し勃発させることに成功した。しかし満州における日本軍人や日本人の横暴を押えきれず王道楽土の理想は既に敗戦前に崩れていた。

永田鉄山の死は、結局、皇道派と統帥派の人事と利権をめぐる派閥争いの次元における犠牲者にすぎないのではなかろうか。二・二六事件の評価も困難である。天皇陛下のためにと決起した皇道派の青年将校だったが、その天皇の逆鱗を買い、決起を指導した青年将校の全員死刑という判決は峻烈を極めたものだった。当時青年将校たちが憂えた日本は、敗戦から四十有余年、経済大国として貧はほとんどなくなり平和日本となった。鉄山といい青年将校といい、地下の霊はどのように感じているであろうか。

昭和維新の歌

一、汨羅の淵に波騒ぎ
　巫山の雲は乱れ飛ぶ
　憂国の士に我立てば
　義憤に燃えて血潮湧く

二、権門上に驕れども
　国を憂うる誠なし
　財閥富を誇れども
　社稷をおもう心なし

三、ああ人栄え国亡ぶ
　盲いたる民世に踊る
　治乱興亡夢に似て
　世は一局の碁なりけり

四、昭和維新の春の空
　正義に結ぶ益良夫が
　胸裡百万兵足りて
　散るや万朶の桜花

これは当時の歌で、三上卓元海軍中尉作詩・作曲であり血気盛んな若者の間でよく歌われたものである。

汨羅は川の名、中国の洞庭湖にそそぐ。宗の時代、屈原という忠臣が国を憂いて汨羅川に身を投じた故事から、国を憂うる人を「汨羅の人」とも呼ぶ。現今では職業的右翼人が車からスピーカーでこの歌を流したりしているが、二・二六事件当時は、青年将校のみならず国を憂うる若者たちが好んで歌った革命の歌であった。

（税理士・今村秀夫）

銘語録

人の常情、敗れたる者は天の命を称して歎じ、成れる者は己の力を説きて誇る。

幸田露伴
―運命―

人は普通、失敗したら運が悪かったと言い、成功したら努力したためだと言って他に誇る。しかし、露伴はそれでは進歩がないという。この冒頭の文に続けて「事敗れて之を吾が徳の足ざるに帰し、功成って之を数の安まる有るに委ねなば……」とのべている。すなわち、失敗したときは自分の努力が足らなかったせいとし、成功したら運がよかったというものこそ偉大だと露伴は説く。

およそ人は失敗することの方が多い。失敗のたびに運が悪かったといって努力を怠り、果報は寝て待てというのでは徳を積むことはできない。又、成功したとき満足して努力をせず、心に驕るところがあれば人心は離れて、やがて転落することになる。おおむね、失敗のとき努力を重ねるのと、成功したとき謙虚に人に接するのとでは、どちらかというと、成功したときの方が難かしい。特に運がよく苦労しないで成功したときは、一般に自分を過信する結果、後で困難に直面することになる。

その点、辛酸をなめ、失敗を重ねた上での成功は永続する可能性が強い。しかし、苦労した上で成功をおさめても、苦しかったときのことは忘れていい気になり、現在、自分がうまくいっているのは、たくさんの人が直接又は間接に支えてくれたことを無意識のうちにすてている。これはどういうわけか、人は他人から恩を受けたことは忘れ、人のために自分が尽したことは、いつまでも覚えているという、一般的な性質をもっているからである。

どこまでこれを自覚して変えることができるかが自己変革の鍵という気もする。

〈鍾馗〉

税の歴史から

旅心（その二）

<92>

私は毎年初詣でに鎌倉の鶴ヶ丘八幡宮と長谷観音に行っているが、京都の社寺を訪れることもある。鎌倉も京都も、私にとっては好きな都市である。

それは一つには歴史の面影を色濃く残しているせいである。

京都の東山三十六峯のうち北から三番目の山に赤山という山があり、そこに近江の坂本の日吉神社と共に天台宗の鎮守として、商売擁護の神、方よけの神として信仰を集めている赤山明神が祭られているが、世間で毎月五日を掛の集金日としているのは実はこの明神の祭日から起ったのだという話が伝えられている。

京都から南下して大和盆地にいたると日本の古代に思いをよせるようになる。

慶応四年辰四月に三浦千春という人が出版した租調考というおそらく我が国の租税史を書いた本としては最古の部類に属すると思われる本には、次のような書き出しで文章がはじまっている。

「上古神武帝既になかつくにを定め給い大倭の國橿原に都づくりして天下を知ろしめし、是より皇化行はれて万代の基を建て給えり、すなわち土地をわかって功臣を封じ、或は國造あるいは縣主とし給ふ事史典に見えたり。景行帝の御代ほ七十七王を國々の國造和気稲置縣主に封じ給い、成務帝の御世には大國小國の國造大縣小縣の懸主を定め給える事古事記に見えたり。かくて諸国に國造、君別、直、稲置、縣主、首などくさぐさの差等あるうちに國造はことに上なりと見え、此外はいづれ高くいづれ卑かりけん、其けじめ今は詳ならねど大かた此くさぐさの等の人ともの其國縣を治めしありさまは西土三代封建といえる制のごとくにて、諸候に公候伯子男の五等ありしというも國造以下縣主などの等ありしに似たり。されば其國造等に任じ給はさる公田の地には別に司を置て貢物を奉らしめ給ひし成るべし。其貢物はさまざま有べけれど、第一主とするところは田租ならん事論なし。されば先此皇國にては農を殊に重くせらるる所にて其よしは天孫降臨の御時、天照大御神勅して日く吾高天原にしろしめしたる斎庭の穂もあがみこにしろしめさしむべしとありて稲種をしもことさらにかく勅して授け給いし是を大八洲の國内に殖播して（中略）天下の百姓富栄え（中略）大御民のたてまつる諸の御調物（中略）を皇孫に給寄し給えるにて（後略）」

（公認会計士・税理士　岸本勝次）

新日本法規
THE INFORMATION ARRANGEMENT STATIONERY
ファイルシリーズ
ビジネスの名脇役、戦略的プレーン登場。
情報整理
収納
管理
活用文具

名刺ファイルA4変型・S型
名刺を活性化する機能性追求。
A4変形型(500枚用)定価:2,400円 送料500円　S型(300枚用)定価:1,150円 送料500円

P.P封筒
書類の保護と整理に。
定価:1枚120円

システムノート
あらゆる機能をコンパクトに集約。
定価:8,000円 送料500円

ハガキファイル
多彩にファイル、メモも自由自在。
定価:2,000円 送料500円

P.P書類ホルダー
整理した書類もすぐ捜し出せる半透明。
定価:1枚80円

財産管理ファイルデラックス
大切な財産をひとまとめにして、保存・管理できる便利なファイル。
定価:10,000円 送料500円

印紙ファイル
印紙・切手をムダなく確かに活用。
定価:2,500円 送料500円

新日本法規出版株式会社
〒162 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
☎(03)269−2220(代)　FAX(03)235−7369

謹賀新年 '90

浅井新平
目黒区中央町二―八―五―一一六
電話(七一一)八七四四(代)

浅見孝
中野区上高田四―四一―五
電話(三八六)三六三六

飯沼清夫
足立区梅田七―一五―二
電話(八四九)二八〇一

池田洋次郎
北区王子二―一三―一
電話(九一一)八一一一(代)

石井厳
足立区足立三―十三―一〇
電話(八八七)六三五一

石井操
千代田区飯田橋二―十一―一〇
総合経営ビル二階
電話(二六四)四六四〇

礒崎勝
文京区小石川二―三―二八―八〇五
電話(八一五)三四五一

伊藤秀雄
板橋区板橋二―六三―四
グローリア初穂二〇号
電話(九六二)一三四五(代)

岩村譲一
中野区中野一―五六―五
岩村ビル
電話(三六三)一六〇四

海老美與治
港区六本木四―九―二
俳優座ビル912号室
電話(四〇四)〇八九一

太田昌一郎
大田区池上六―一八―二
電話(七五四)〇〇四一(代)

大盛廣吉
足立区千住柳町三―七
電話(八二四)〇五五四

岡崎寿士
中野区本町四―二九―二―一〇一一
ロイヤル・プラザ新中野
電話(三八〇)一五五一(代)

岡田一馬
墨田区立花一―三二―六
電話(六二二)一八九〇

小川敏市
台東区三ノ輪一―二八―一五
電話(八七三)七二六八(代)

長田邦稲
港区新橋二―一六―一
ニュー新橋ビル三一七号
電話(五八〇)七二二四(代)

加藤隆之
中央区八重洲一―七―十七
八重洲ロータリービル九階
電話(二七一)八四六二
台東区西浅草一―六―四
電話(八四三)〇六六一～三

兼山金刀圀
練馬区上石神井二―三二―十一
電話(九二〇)八一三四

神山孝
中央区日本橋中洲一―五―二〇一
電話(六六七)二二七七

岸本勝次
台東区台東四―一〇―七
電話(八三二)二四六一

諏佐市之烝
新宿区大久保二―二一―二
電話(二〇〇)六二一一(代)

杉村明
新宿区住吉町一一四―四
電話(三五七)五四一一

外村初
大田区東矢口三―二五―四
外村会計ビル
電話(七三一)一一五六(代)

田中佐門
台東区柳橋一―二九―七
十栄ビル五〇一号
電話(八六一)〇三九四

高森利正
江東区亀戸二―二四―九
電話(六八二)五六三一

高橋榮吉
渋谷区佐々木三―五六―二
電話(三七〇)二四七六(代)

千正清夫
中央区日本橋茅場町一―六―一二
共同ビル八〇三号室
電話(六六八)〇〇五一

関口秀男
中央区銀座四―一三―一
上原ビル
電話(五四二)七五六一(代)

住田光生
中央区日本橋室町四―一―五
電話(二四二)六六〇〇

中島育廣
世田谷区玉川台二―三―一〇
電話(七〇〇)三三三一～三

村田義男
目黒区八雲一―十二―九
電話(七一八)二一〇一(代)

木村久彌
中央区日本橋人形町一―一一―五
電話(六六六)三六〇三

鈴木三男
大田区池上四―二六―二
電話(七五三)七二四〇(代)

窪寺長治郎
練馬区豊玉上二―二三
電話(九九三)五三二一

倉田由次
足立区梅島一―九―五
電話(八八七)八四五一～二番

小場篤
中央区銀座四―五―一
教文館ビル
電話(五六四)三三七一

五味薫
中央区日本橋三―八―十一
政吉ビル
電話(二七一)四三三六(代)

笹生武夫
世田谷区下馬三―二九―二四
電話(四二一)七九九五

三枝潮
世田谷区豪徳寺一―九―三
電話(四二九)五三八一～二

第一税理士協議会
税理士21世紀の会
会長 下田友吉
台東区根岸一―一〇―一五
電話(八七四)七三一七

高橋恒雄
中央区新富一―三―二―二〇一
電話(五五二)八八一八

米山昭一郎
板橋区高島平五―一四―六
電話(九三八)〇〇二一

山本日出麿
千代田区丸の内一―四―二
東銀ビルジング一二階一二〇九区
電話(二八四)一九四一

山本敏郎
港区西新橋二―二〇―三
電話(四三三)五五一四

山田辰巳
武蔵野市境南町三―二三―一三
電話〇四二二(三三)一五一一～三

谷田部榮廣
荒川区西日暮里一―四―七
電話(八〇一)一一二八

安村長生
八王子市南新町一〇
八王子繊維センタービル205号
電話〇四二六(二三)〇七三〇
(二三)五九〇九

本島三郎
高崎市高松町一二
電話〇二七三(二二)四六二〇

永島徳造
豊島区目白四―二四―五
電話(九五四)〇二三五～七

西野清
町田市本町田三四五〇―一六一
第三イトービル四階
電話〇四二七(二二)八八二二

野村富雄
荒川区西日暮里五―一三―一一
第三イトービル四階
電話(八〇二)一五八二

樋口俊二
中央区月島三―三―四
電話(五三二)一五三一(代)

廣瀬哲夫
中央区銀座一―二七―八
セントラルビル七階
電話(五六四)三四六八

藤井豊三
中央区銀座三―九―一八
東銀座ビル
電話(五四一)三六六八(代)

藤岡大造
木更津市文京二―二―四
電話〇四三八(二三)五七四一

藤林正輝
荒川区西日暮里五―二七―四
エル・アルカサル・フジ二〇二号
電話(八〇五)三一〇一

外村初
大田区東矢口三―二五―四
外村会計ビル
電話(七三一)一一五六(代)

松木正輝
荒川区西日暮里五―二七―四
エル・アルカサル・フジ二〇二号
電話(八〇五)三一〇一

宮崎敬之
目黒区上目黒一―二一―九
ハイネス中目黒五〇五号
電話(七九二)三九九一

長坂利正
練馬区中村北四―二四―二
電話(九二六)一一三一(代)～三

諏佐市之烝
新宿区大久保二―二一―二
電話(二〇〇)六二一一(代)

和田新之助
文京区本郷二―一六―一〇
三興ビル
電話(八一四)五八九五(代)

★一局複数会制の早期実現をはかる
★税理士会の正常化をはかる
右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5－18－3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (816) 3346
発行人　下田友吉（1部　100円）
編集人　岡田一馬（年極 1,000円）
会員の購読料は会費に含む

主要目次

一頁…21世紀を目ざしさらに発展を
二頁…歴史考察、税の歴史、銘語録

21世紀を目ざしさらに発展を

第一税理士協議会の存在については、税理士業務に関して公認会計士の立場から、税理士とのお互いの発展を目ざしてきた。

このため第一税理士協議会では広く税理士界に有志を求め過去十年余努力してきたのであるが、今や同志の結束が期待でき、その組織づくりも軌道に乗ってきた。

今回税理士会の正常化の要となっている、第一税理士協議会の平成二年度新年会が、役員会終了後の一月二十九日（月）午後六時より弓町クラブで開催した。

正副会長会・理事支部長会を開く

第一税理士協議会の平成二年度、第一回正副会長会並びに理事・支部長会は一月二十九日、公認会計士会館第三会議室において十六時三十分より十七時三十分まで左記議案により開催した。＝写真＝

なお、当日のスケジュールは正副会長会と理事支部長会はそれぞれ時間をずらして開催する予定であったが、十八時よりの新年会を控えていることと、理事・支部長の出席が予定以上の多数で、開催時刻前に出席されたので、急遽合同役員会となり、定刻十六時三十分、岡田副会長の進行で開催、下田会長より開会の挨拶があり、正副会長会の議案



(1)理事・支部長会及び新年会進行に関する件（省略）
(2)機関紙「第一税協」発行に関する件
㋑執筆グループについて
㋺広告について
理事・支部長会の議案
(1)当面の活動方針に関する件
(2)商法・有限会社法の問題に関する件
(3)税理士21世紀の会に関する件
(4)その他

について審議された。

その審議は、会長より機関紙「第一税協」の定期発行の維持について、その希望を述べられ、ついては執筆グループを設置してはどうかとの提案もされたのであるが、審議は時間切れとなったので、後日正副会長会の決定にまかせる事となった。

調査人制度先送りか

重要議案である商法・有限会社法問題に関しては、既に「第一税協」一月十五日号第一面で「法制審議会、商法部会」について掲載したが、自民党の選挙政策もからんで、法務省の法制審議会の商法改正要綱決定はできるだけ遅らせる方がよいとされ、結局問題のある会社の計算書類を登記所で公開する制度については一定規模以下の会社は提出書類を限定し、小規模会社は当分の間、提出免除の経過措置が審議されるようであり、会計調査人制度の問題は見送りの公算がつよいとの説明があった。

なお、平成二年一月二十四日発行の日本経済新聞（朝刊）の、中小企業「調査制度先送り」の記事についても、紹介があり、この記事の内容は公認会計士、監査法人、税理士の対立が原因のように書かれているが、実際は自民党の選挙がらみのためであろうとの話しがあった。

21世紀の会経過報告

次に税理士21世紀の会に関する件については、下田会長より、その会の現況について左記の通り説明があった。

「税理士21世紀の会」は税理士会を正常化するために、第一税協、桜友会、計理士会、清流の会、監査協会の五団体が一つになって努力しようと結束した団体である。

そこで今後21世紀の会はどのように考えているか、本来の主旨を尊重するにはどうしたらよいか提言をしたところ、21世紀の会を税理士会の連合会組織にしたらどうか。21世紀の会を上位組織として認めたらどうかという意見が有力であった。

しかし、第一税協は他団体と組織形態、内容が相違しているので、団体加入は困難なため、当分の間、従来通り個人加入のままにしたいと下田会長より説明があり、その了解を議場に諮り、一応了解された。

以上で下田会長は、新年会の開催時刻もせまってきたので審議を終了させ、十七時三十分お開きとなった。

新年会盛大に開催

第一税理士協議会の新年会は、平成二年一月二十九日、十八時より弓町クラブにおいて開催された。＝写真＝



㈳監査協会理事長秋葉邦雄氏、税理士清流の会副会長勝山公夫氏、日本計理士会（関東東京会会長）板倉孝典氏、事務局長加藤和男氏の出席があった。

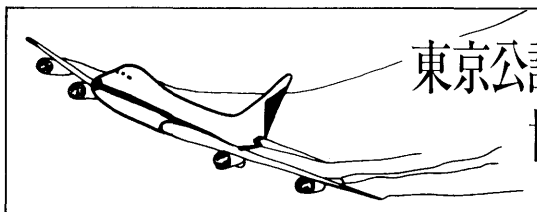
公認会計士協会からは中地・山本・高橋副会長、租税調査会広瀬氏、特別税務部会部会長宇都木氏、日本公認会計士協会東京会からは安村・西野副会長に加えて東京会事務局の出席があり、岡田副会長の進行よろしく賑々しく開会した。

開会は第一税協下田会長より挨拶と来賓に対しての謝辞が述べられ、次いで桜友会、㈳監査協会、計理士会、清流の会の代表者より、それぞれ祝辞と当会に対する期待が述べられ、第一税協名誉会長岡崎氏の音頭で新年の乾杯がなされ祝宴となった。

おのおのの友好団体代表の挨拶内容はすべて第一税理士協議会の税理士界における役割は非常に大きく重大で、新設されるであろう税理士21世紀協議会とともに、一層の活躍を期待する旨の力強い言葉であった。

なお、日本公認会計士協会側では、来賓四団体に対し公認会計士協会の内容について、副会長がそれぞれの分担においてきめの細い説明があり、酒宴交歓時の経過を知らず、定刻二十時岸本副会長の閉会の辞でお開きとなった。

東京公認会計士協同組合が推薦する
経済的な海外旅行
会員用



各種海外パッケージツアーも6%割引き！

私共、㈱ダイヤムウンツーリストでは、東京公認会計士協同組合（03-815-3423）との業務提携により経済的な海外・国内旅行業務を行なっております。海外旅行者の数は年々増え、また国際化を象徴するようにビジネスでの海外出張の機会も増大しております。このような状況の中で当社は長年の旅行業の経験に基づき格安航空券をはじめとして各種割引等を行なっております。会員・準会員の皆様はじめ、関与先の皆様にもご利用いただければ幸いでございます。ご予約、お問合わせはお電話でお願いいたします。

格安航空券　国際旅客運賃は「1 普通運賃と 2 需要を喚起するために設定されている特別運賃（通称団体運賃）とに大別されます。格安航空券とは 2 の特別運賃に属し普通運賃よりも廉価ですが、有効期間の制限、途中降機の乗りかえ制限、旅程変更の制限等があります。お気軽にご相談ください。

ノーマル航空券4%割引き　ファーストクラス、ビジネスクラス、エコノミークラスのノーマル航空券4%割引きにて取扱っております。

パッケージツアー6%割引き　ジャルパック、ルック、ホリデイ等の主要パッケージ商品に限ります。シーズン・出発日に関係なく希望者が多いため、お早めにお申し込みください。

海外・国内団体旅行の企画　少しでも経済的にご旅行出来る方法をアドバイスいたします。人数が多い場合は、1年前位からの準備が必要となる場合があります。お早めにご相談ください。

※FAXを利用した海外・国内旅行情報をサービスの一つとして提供いたしております。ご希望がありましたら、東京公認会計士協同組合までお問合わせください。

価格例（往復）　※シーズン・出発曜日等により料金が変動しますのでご了承ください。

アメリカ・カナダ		東南アジア		グアム・サイパン・ハワイ	
ロサンゼルス	93,000円より	ソウル	46,000円より	ホノルル	96,000円より
サンフランシスコ	116,000円より	タイヘイ	63,000円より	グアム	57,000円より
ホートランド	100,000円より	マニラ	58,000円より	サイパン	56,000円より
バンクーバー	105,000円より	ホンコン	65,000円より		
シアトル	105,000円より	バンコック	80,000円より	ヨーロッパ	
ニューヨーク	120,000円より	シンガホール	80,000円より	ロンドン・ハリ	128,000円より
				ローマ	128,000円より
				フランクフルト	128,000円より

※各種海外パッケージツアーも6%割引きにて御手配いたします。
（ただし、新聞・雑誌に掲載されている商品・キャンペーン商品は除く）

●ご予約・お問合わせはお電話でどうぞ！
TEL.03(234)0881　FAX.03(234)3468
営業時間／月～金 9:30～17:00　土 9:30～12:00
東京公認会計士協同組合業務提携会社　運輸大臣登録旅行業代理店業第5293号
株式会社ダイヤムウンツーリスト　〒102 東京都千代田区飯田橋3-11-5 第20山京ビル
※出発予定日まで日数がない方もお気軽にお問合わせください。

歴史考察

ゾルゲスパイ事件（一）

私は時代小説家ではないので、歴史というものを興味深く読者の皆様に提供することはできない。皆様は歴史とは何ぞやと問われた時、どのように答えられるであろうか。

歴史には色々な見方があって、各人によりそれぞれの感覚があるわけである。

作家の邦枝史郎氏は、歴史というものの一断面を次のように言っている。

「歴史は人間のドラマの集積である。歴史の面しろさはどんな物すごい大事件でも、またいかに波瀾万丈の人生でもすべて完結している点にある。悲劇であれ、陰謀であれ、大冒険、大戦争であれ、それは必ずすべて終わりを迎えて歴史の本の中に小さい活字という型でつめこまれてしまっている。したがっていかなる大悪人も大怪人といえども、あなたの前に来て危害を加えたりしない。彼等は動物園の虎よりもおとなしく、むしろ博物館にかざられた恐竜の標本のようなものである」

今回ご紹介するゾルゲのスパイ事件におけるゾルゲこそまさに大怪人の一人だった。

ゾルゲの事件摘発は今から四十九年前の昭和十六年だった。昭和十六年といえば、申すまでもなく太平洋戦争勃発の大変な年である。

昭和十六年十月十八日に東条内閣が成立している。その日に一人のドイツ人が警視庁の特高部に逮捕された。これすなわちリヒアルト・ゾルゲなるドイツ人である。父がドイツ人、母がロシア人というハーフだった。

この一人の男が日本に上陸したのは昭和八年七月。逮捕されるまでの八年間という間に、日本政府の中枢にもぐり込んで、日本のあらゆる国家機密をソ連に送り続けていたのであった。

当時の日本の国情を簡単に紹介すると、昭和十一年二月二十六日に、前回述べた二・二六事件が起きている。その翌十二年の七月七日に、日華事変が起きている。それから同じ十二年の十一月に日独伊防共協定という三国同盟が成立している。十三年七月に入ってソ満国境において満洲派遣軍とソ連軍が衝突する事件が起きている。これが張鼓峰事件である。昭和十四年に入って五月にノモンハン事件が起きた。この時は蒙古軍と蒙古を経由したソ連軍の大機甲兵団が侵入し、日本の小松原兵団がほとんど全滅し、惨敗を喫した事件であることは皆様ご記憶のとおりである。そして昭和十六年の十二月八日に太平洋戦争という第二次世界大戦の泥沼に入って行ったわけであった。

当時の日本は、前回にも述べたように二・二六事件で軍が粛正という理由で青年将校を処刑するというどさくさを演じながら、巧みに日本全国の目を一路満州に向けていたのだった。当時、満州は日本の生命線である、王道楽土を築くというキャッチフレーズが政府から流されて、私なども何ら疑いを持たず生きていたわけであった。歴史というものは、その当時のいろいろな事件が起きた時にみんな正しいと思って信じた——それが大きな波となってやがてとんでもない方向に流れる——これが歴史というものの持つ大きな流れであり、必然であり、宿命であろうか。

当時ゾルゲの祖国ドイツは日本と三国同盟を結び、そしてヒットラーが率いるナチスがポーランドを侵略し、ソ連と大衝突を演じていた。ドイツとしては日本がソ連を攻撃してくれることを切に期待していた。

さて、太平洋戦争が始まる八年前に来日したゾルゲは、一体どんな男であったのか。表面上はナチスの党員であり、フランクフルトの新聞社の特派員という名目で来日したのであるが、実はソ連のコミンフォルムの指令を受けた筋金入りのコミニストであった。現在日本において日本共産党といっているが、コミンテルンというのは国際共産党であって、すべてモスクワのクレムリンの指令に基づいて行動するというものであり、当時の共産主義運動は国際共産党というのが本当の姿だった。

ゾルゲはでは、そのクレムリンからどのような密令を受けたか。

ゾルゲはまず日本に来て、尾崎秀実という人間を獲得した。尾崎秀実は、父が台湾政府の役人であって、青少年時代台湾で育ち、日本の植民地政策の苛酷さや矛盾を若い時代に目のあたりにして、それに疑問を抱きコミンテルンに入党していた男だった。それが近衛内閣当時、いわゆる内閣嘱託として政府部内にもぐり込んでいたのである。

尾崎は東大の法学部を出て上級公務員試験に失敗し、朝日新聞の記者になった。満州の満鉄高級嘱託として上海にも飛び、そこでゾルゲと知り合って、ゾルゲのスパイ団の一翼を担うに至った。

尾崎のほか、宮城与徳という日本人も仲間に入り、マックス・クラウゼンというドイツ人無線技師もいた。

昭和十六年の夏頃、日本の特に東京を中心として夜中に怪電波が繁く飛び交った。警視庁では警戒感を強めて内偵を進めたが、なかなかわからない。

どこからわかったか。当時共産党員の伊藤律という男が警視庁に留置されており、伊藤の自白によって、ゾルゲ・スパイ団を探知することができ、世紀の大スパイ団を東条内閣成立の日に一網打尽に検挙することができたのだった。伊藤は戦後日本共産党の立役者となり、やがてまた党を売るスパイとして除名されている。（税理士・今村秀夫）

銘語録

この頃フジテレビで水曜日に鬼平犯科帳を見ているうちに、段段と病みつきになり、鬼平犯科帳の小説を昭和四十年代から最近のものまで全部読んでしまった。読みはじめると面白くてやめられない。登場してくる人物は売春婦、泥棒、喰いつめ浪人など社会の底辺に生きている人間から大店の主人まで多彩な人間模様が画かれている。

筋書きのなかに一貫して流れているものは、どんな階層の人物にも、ひたむきに一所懸命に生きようとする者と、悪辣非道な者とがいて主人公の火付盗賊改方、長谷川平蔵こと鬼平が、弱いものにたいする優しさをしめしながら、悪にたいしては一歩も退かぬ鬼のごとき活躍を画がいている。

最近は時代劇ブームといわれ、いくつものテレビドラマが放映されているが、どうも現実味にとぼしいものが多い中、鬼平犯科帳は市井の片隅にある現代にもありそうな物語りがくりひろげられている。

作家池波正太郎氏の人間にたいする見方が、小説の中のいたるところに表れていて興味深い。主題にかかげた文章のほかに別のところで「物事には、いちいち理屈をつけるものではない。人間という生きものは理屈とは全く無縁なものなのに、どうも得てして理づめに生きたがるのがおかしい……」と登場人物に言わせている。

つづめて言えば所詮人間も動物である以上いろいろと理屈づけをしているが、矛盾に満ちた生き方をするし、結果は弱肉強食となり、自らの都合の良いような行動をする。しかし、時として他人のため身を挺し、犠牲となっても尽くし、これによって生き甲斐を見出すものもいるということである。

いつの時代にも変らぬ人間関係をそこに見出すことができる。

〈鍾馗〉

人間という生きものは、悪いことをしながら善いこともするし、人にきらわれることをしながら、いつも人に好かれたいと思っている。

池波正太郎
—鬼平犯科帳　いろは茶屋—

税の歴史から

旅心（その三）

旅するにあたって、その地の歴史を知っていると興味が倍加する。例えば、房総半島の名前の元になっている安房上総の上総下総という言葉も、上古、麻のことをふさといい、阿波の國や東國に麻の生れた所を総の國と名付けたのが元になっているとか、東海道の金谷町には、日本最初の有料道路といわれている中山新道があり、道銭つまり料金を取った道銭場の跡があるという事等である。

有料道路についていえば、有名な那馬渓の青の洞門も掘削した禅海和尚が洞門通過の料金を取っていたので、有料道路の魁というべきであろうか。我が國のいにしえに思いをいたすには、やはり大和三山にかこまれたあたりが一番良いのではなかろうか。

大和朝廷もはじめは勢力範圍が狭かった。それでも應神天皇（二七〇年～）の時、吉野の國栖人が栗たけ鮎等を献じたり、大嘗祭の行われる年に、阿波の國から麻布や木綿を納めたりしていた事が伝えられている。

日本書記に課役の事が始めて出てくるのは、崇神天皇十二年（紀元前八六年）に男には弓箭の調、女には手末の調を課した。つまり男には弓で射倒した鹿や猪等の肉や皮、刀類や矢楯等を、女には織物等を納めさせたという記事である。田租はそれよりも古いことは確かである。

垂仁天皇（紀元前二九年～）の時はじめて公田の穀物等を収めた屯倉を来目邑に作り、河内の國に高石の池茅沼の池、大和の國に狭山の池、迹見の池を作り、諸國に命令して百あまりの池溝を開かせたという。その屯倉も安閑天皇（五三四年～）の頃には、二十六ヵ所の屯倉が國々におかれるようになっていた。

成務天皇（一三一年～）の代には、國郡の境などもはっきり定まるようになり、諸制度が調ってきていた。貢法以外に御縣といって、朝廷の供御の物を作っていた朝廷の料地があった。大和の國の内の高市、葛木、十市、志貴、山辺、曽布の六個所がそれであった。

雄略天皇の十六年（四七二年）に、秦氏に絹織物をみつがせたこともあった。秦氏の勢力の大きかった事は驚く程である。京都の太秦の廣隆寺をはじめ蚕の社等にも関係している。

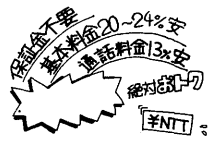
廣隆寺といえば、井屋取毀願として、京都府庁あての「当寺境内桂宮院と申す聖徳太子別殿の近傍の井戸屋形を毀したく」という、明治五年の書類が残されている。

（公認会計士・税理士　岸本勝次）

IDOハンディフォン

いつでも、どこでも、情報発信基地

◆ゲーンとお得な料金



◆移動時間を利用して打合わせ



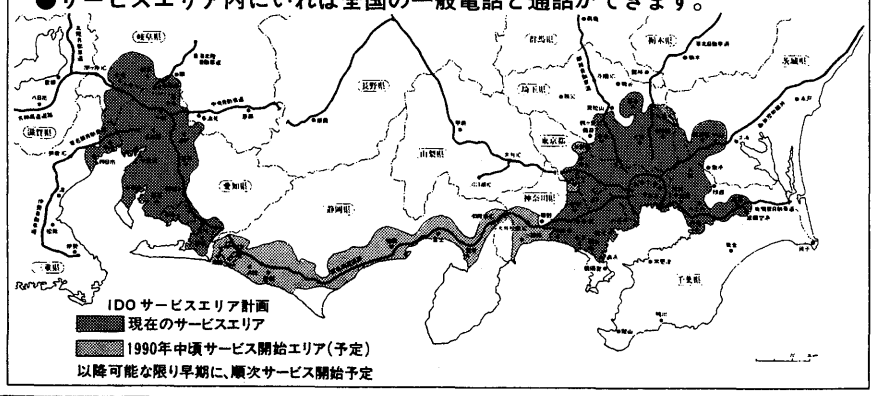
◆公衆電話を探す必要がありません



◆渋滞時の連絡

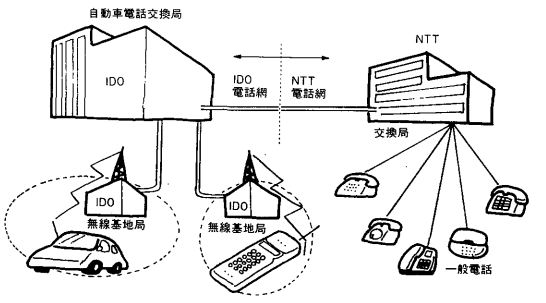


広がるサービスエリア！
首都圏・中部圏から全国に発信・着信可能！
●サービスエリア内にいれば全国の一般電話と通話ができます。

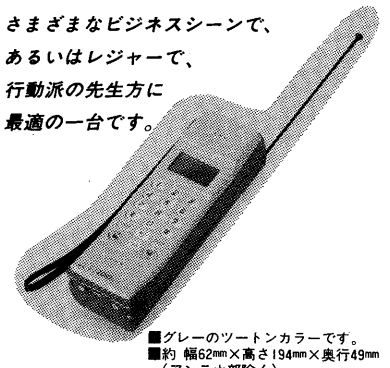


携帯電話のしくみ

携帯電話の電波は、まず無線基地局でキャッチされ、自動車電話交換局へつながり、相手が一般電話の場合はＮＴＴ一般電話交換局を経由して、また、相手が自動車電話・携帯電話のときは、相手の近くにある無線基地局からの電波により通話ができるようになっています。



さまざまなビジネスシーンで、あるいはレジャーで、行動派の先生方に最適の一台です。



■グレーのツートンカラーです。
■約 幅62㎜×高さ194㎜×奥行49㎜（アンテナ部除く）
■約670ｇ

お問い合せ、お申し込みは下記担当者まで

日本移動通信㈱特約店

㈱日本会計士学館

〒113 東京都文京区本郷5-18-3

☎(03)815-3414(代)　五十嵐　小林

★一局複数会制の早期実現をはかる
★税理士会の正常化をはかる
右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5－18－3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話（816）3346
発行人　下田友吉（1部　100円）
編集人　岡田一馬（年極 1,000円）
会員の購読料は会費に含む

主要目次

一頁…商法改正法律案要綱決定
〃　商法等の一部改正する法律案要綱
三頁
四頁…歴史考察、銘語録、税の歴史

商法改正法律案要綱決定

――四月中旬、国会提出か――

法制審議会商法部会は二月二八日開かれ、商法等の一部を改正する要綱案を決定した。今回は設立、株式、計算・公開、組織変更等を中心に改正を行い、経営管理機構、専門家による監査制度、特に調査制度、合併、有限会社法の見直しは、引続き審議を続行することとなった。

商法部会で決定された要綱案は三月一四日法制審議会総会で承認し、正式に改正要綱として法務大臣に答申した。

法務省としてはこの要綱により法律案を作成し、四月中旬にも国会に提案されることとなろう。

この提案で特に目につくのは株式会社最低資本金二千万円、有限会社最低資本金五百万円という点と、登記所計算公開の制度創設が論議の争点となりそうだ。

〈資料〉

商法等の一部を改正する法律案要綱

（平成二年三月一四日法制審議会総会決定）

第一　商法の一部改正

一　株式会社の設立等

1　発起人の員数
発起人の員数の下限は、制限しない。

2　設立費用
設立費用中、定款の認証の手数料及び株式の払込みの取扱いにつき銀行又は信託会社に支払うべき報酬については、会社がこれを負担するには、定款に記載することを要しない。

3　最低資本金
資本の額は、二千万円を下ることができない。

4　最低資本金に関する経過措置
㈠　改正法の施行の際現に存在する株式会社についての3の適用については、当分の間、3中「二千万円」とあるのは、「千万円」とする。
㈡　改正法の施行の際現に存在する株式会社で、その資本の額が千万円に満たないもの（改正法の施行後その資本の額が千万円以上となったものを除く。）については、3は、改正法の施行の日から五年間は、適用しない。
㈢　㈡の株式会社は、㈡の期間内に限り、株主総会の決議により、その組織を変更して合名会社又は合資会社とすることができる。
㈣　㈢の決議は、商法（以下第一において「法」という。）第三百四十八条第一項に定める決議をもってしなければならない。
㈤　第二の三1㈠ただし書、1㈡、1㈢、2及び4㈠、法第百条並びに有限会社法第六十一条第一項及び第六十四条第三項の規定は、㈢の場合について準用する。
㈥　株式会社が㈢によりその組織を変更したときは、本店の所在地においては二週間、支店の所在地においては三週間内に、株式会社については解散の登記、合名会社については法第六十四条第一項に定める登記、合資会社については法第百四十九条に定める登記をしなければならない。
㈦　法第二百十条第四号及び第二百十一条の規定は、㈣において準用する第二の三2㈠による株式の買取りについて準用する。

5　最低資本金に達しない場合の措置
㈠　4㈡の期間が満了した時において登記された資本の額が千万円に満たない株式会社は本店の所在地を管轄する登記所に資本の額を千万円以上とする変更の登記又は有限会社、合名会社若しくは合資会社に組織を変更した場合にする登記の申請をすべき旨を法務大臣が官報をもって公告した場合において、その会社が二月内にその申請をしないときは、その会社は、その期間満了の時に解散したものとみなす。
㈡　㈠の公告があったときは、登記所は、㈠の会社に対し、その公告があった旨の通知を発しなければならない。
㈢　㈠により解散したものとみなされた会社は、その後三年内に資本の額を千万円以上とし、又はその組織を変更して有限会社、合名会社若しくは合資会社とするため、会社を継続することができる。
㈣　㈢の会社の継続は、㈢の期間内に㈢の資本の増加又は組織変更をしなかったときは、その効力を失う。
㈤　法第四百六条の規定は㈢による会社の継続について、4㈢から㈦までは㈢により会社の継続をした会社が㈢の期間内にする合名会社又は合資会社への組織変更について準用する。

6　発起設立における株式の払込み
発起設立の場合の株式の払込みは、発起人が払込みを取り扱うべきものとして定めた銀行又は信託会社においてしなければならない。

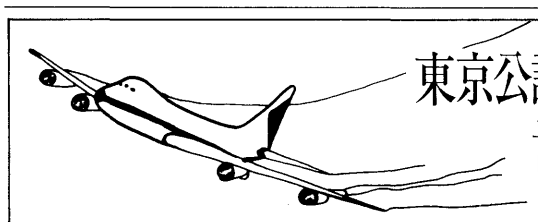
7　発起設立における検査役の調査
発起設立の場合において、株式の払込み及び現物出資の給付の有無については、検査役の調査を受けることを要しない。

8　現物出資等に関する検査役の調査の省略
㈠　定款で法第百六十八条第一項第五号又は第六号の定めをした場合において、同項第五号及び第六号の財産の価格の総額が資本の五分の一を超えず、かつ、五百万円を超えないときは、同項第五号及び第六号の事項については、検査役の調査を受けることを要しない。
㈡　定款で法第百六十八条第一項第五号又は第六号の定めをした場合において、同項第五号又は第六号の財産が不動産又は取引所の相場のある有価証券であって、同項第五号又は第六号の事項が相当であることにつき弁護士又は公認会計士の証明を受けたときは、その事項については、検査役の調査を受けることを要しない。この場合において、その財産が不動産であるときは、その証明は、不動産鑑定士の鑑定評価に基づいてしたものであることを要する。

9　発起設立における設立手続の調査
㈠　取締役及び監査役は、次の事項及び8㈡による証明書を調査しなければならない。
(1)　会社の設立に際して発行する株式の総数の引受けがあったかどうか
(2)　株式の払込み及び現物出資の給付があった

（二頁へ続く）

東京公認会計士協同組合が推薦する
経済的な海外旅行
会員用



各種海外パッケージツアーも6%割引き！

私共、㈱ダイヤムウンツーリストでは、東京公認会計士協同組合（03-815-3423）との業務提携により経済的な海外・国内旅行業務を行なっております。海外旅行者の数は年々増え、また国際化を象徴するようにビジネスでの海外出張の機会も増大しております。このような状況の中で当社は長年の旅行業の経験に基づき格安航空券をはじめとして各種割引等を行なっております。会員・準会員の皆様はじめ、関与先の皆様にもご利用いただければ幸いでございます。ご予約、お問合わせはお電話でお願いいたします。

格安航空券
国際旅客運賃は①普通運賃と②需要を喚起するために設定されている特別運賃（通称団体運賃）とに大別されます。格安航空券とは②の特別運賃に属し普通運賃よりも廉価ですが、有効期間の制限、途中降機の乗りかえ制限、旅程変更の制限等があります。お気軽にご相談ください。

ノーマル航空券4%割引き
ファーストクラス、ビジネスクラス、エコノミークラスのノーマル航空券4%割引きにて取扱っております。

パッケージツアー6%割引き
ジャルパック、ルック、ホリデイ等の主要パッケージ商品に限ります。シーズン・出発日に関係なく希望者が多いため、お早めにお申し込みください。

海外・国内団体旅行の企画
少しでも経済的にご旅行出来る方法をアドバイスいたします。人数が多い場合は、1年前位からの準備が必要となる場合があります。お早めにご相談ください。

※FAXを利用した海外・国内旅行情報をサービスの一つとして提供いたしております。ご希望がありましたら、東京公認会計士協同組合までお問合わせください

価格例（往復）　※シーズン・出発曜日等により料金が変動しますのでご了承ください。

アメリカ・カナダ		東南アジア		グアム・サイパン・ハワイ	
ロサンゼルス	93,000円より	ソウル	46,000円より	ホノルル	96,000円より
サンフランシスコ	116,000円より	タイペイ	63,000円より	グアム	57,000円より
ポートランド	100,000円より	マニラ	58,000円より	サイパン	56,000円より
バンクーバー	105,000円より	ホンコン	65,000円より		
シアトル	105,000円より	バンコック	80,000円より	ヨーロッパ	
ニューヨーク	120,000円より	シンガポール	80,000円より	ロンドン・パリ	128,000円より
				ローマ	128,000円より
				フランクフルト	128,000円より

※各種海外パッケージツアーも6%割引きにて御手配いたします。
（ただし、新聞・雑誌に掲載されている商品・キャンペーン商品は除く）

●ご予約・お問合わせはお電話でどうぞ！
TEL.03(234)0881　FAX.03(234)3468
営業時間／月～金 9:30～17:00　土 9:30～12:00

東京公認会計士協同組合業務提携会社　運輸大臣登録旅行業代理店業第5293号
株式会社ダイヤムウンツーリスト
〒102 東京都千代田区飯田橋3-11-5 第20山京ビル

※出発予定日まで日数がない方もお気軽にお問合わせください。

二　株　式

1　譲渡制限株式の譲渡

㈠　株式の譲渡につき取締役会の承認を要する場合においては、株式を譲り渡そうとする株主は、会社に対し、譲渡の相手方並びに譲り渡そうとする株式の種類及び数を記載した書面をもつて、譲渡を承認すべきことをすべきことを請求することができる。

㈡　㈠による承認の請求があつた場合において、譲渡を承認しないときは、会社は、その旨をその請求の日から三週間内に㈠に掲げる者に対し書面をもつて通知しなければならない。この場合においてその期間内にその通知がされないときは、株式の譲渡につき取締役会の承認があつたものとみなす。

（注）㈠による指定の請求があつた場合の手続については、定款で定めなければならない。

2　株式取得者からの承認請求

株式の譲渡につき取締役会の承認を要する場合において、株式を取得した者は、会社に対し、その承認をすべきことを請求することができる。この場合においては、会社が承認をしない旨の決定をしたときは、一定の期間内に、その株式を買い取る者の指定を請求しなければならない。

3　数種の株式

㈠　会社が利益の配当に関し優先的内容を有する種類の株式を発行する場合において、優先して配当すべき額については、定款をもつて、その上限のみを定めることができる。この場合においては、優先して配当すべき額は、会社の設立に際しては発行する株式については、その全額を、その後においては当該事業年度の直前の事業年度において配当すべき額の二分の一を超えない範囲内において定款で定めなければならない。

㈡　法第二百三十五条第三号及び第五号の規定は、㈠の定めをした会社について準用する。

4　転換株式

㈠　会社が転換株式を発行するときは、新株の引受け、株式の併合、分割若しくは消却、転換社債若しくは新株引受権付社債の引受け又は合併により、ある種類の株主に損害を及ぼすべき場合に準用する。ただし、その方法が定款の定めによるときは、この限りでない。

㈡　㈠の株式の株主は、優先的配当を受ける旨の議案が定時総会に提出されないときはその総会の終結の時から、その議案が定時総会において否決されたときはその総会の終結の時から、その優先的配当を受ける旨の決議がある時までは、議決権を有する。

㈢　㈡は、定款をもつて㈠の株式で優先的配当を受ける旨の決議がされないときにその配当が累積するものについて、㈡の株主がその決議がされなかつた定時総会の次の定時総会において優先的配当を受ける旨の議案が提出されないときはその総会の終結の時から、その定時総会において議案が否決されたときはその総会の終結の時から、議決権を有する旨を定めることを妨げない。

5　新株引受権等

定款をもつて株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めをした会社については、株主は、新株、転換社債及び新株引受権付社債の引受権を有する。ただし、次に掲げる者については、この限りでない。

㈠　何人でも、㈡により提起人及び取締役の責任を免除した後に引き受けたものとみなす。

㈡　会社の成立後払込みを為すべき株式の引受けをした者

㈢　㈡に掲げる者から引き受けたものとみなされた者

6　無記名式の株券の制度は、廃止する。

7　端株券の不発行

㈠　会社は定款をもつて、端株券を発行しない旨を定めることができる。

㈡　端株券を発行している場合において、㈠による定めを設けるときは、会社は、その定めを設ける旨並びに一定の期間内に端株券を会社に提出すべき旨及びその期間内に提出されない端株券は無効となる旨を公告しなければならない。ただし、その期間は、一月を下ることができない。

㈢　㈡の場合においては、㈠による定めの設定は、㈡の期間満了の時にその効力を生ずる。

㈣　㈠による定めに違反して発行した端株は、無効とする。

8　端株の買取請求権

㈠　会社については、端株主が㈠による定めをしたときは、端株主は、会社に対し、自己の有する端株を買い取るべきことを請求することができる。

（注）㈠による定めをした会社については、端株主は、会社に対し、自己の有する端株を買い取るべきことを請求することができる。

㈡　㈠は、定款をもつて㈠の株式で優先的配当を受ける旨の決議がされないときにその配当が累積するものについて、㈡の株主がその決議がされなかつた定時総会の次の定時総会において優先的配当を受ける旨の議案が提出されないときはその総会の終結の時から、その定時総会において議案が否決されたときはその総会の終結の時から、議決権を有する旨を定めることを妨げない。

9　新株引受権等

㈠　利益の配当に関し優先的内容を有する種類の株式で、株主に議決権がないものとするものの総数が、発行済株式の総数の三分の一を超えることができない。

㈡　㈠の株式の株主は、優先的配当を受ける旨の議案が定時総会に提出されないときはその総会の終結の時から、その議案が定時総会において否決されたときはその総会の終結の時から、その優先的配当を受ける旨の決議がある時までは、議決権を有する。ただし、㈠の株式の発行後最初の定時総会の終結の時までは、この限りでない。

10　募集設立における設立手続の調査

㈠　取締役及び監査役は、㈡の調査により法令若しくは定款に違反する事項又は不当な事項があると認めるときは、発起人に対し、その旨を通告しなければならない。

㈡　取締役及び監査役は、㈠の調査により法令若しくは定款に違反する事項又は不当な事項があるかどうか、9㈠㈡及び㈢の事項のほか、9㈠㈢の事項をも調査し、これを創立総会に報告しなければならない。

㈢　8㈡による証明書は、創立総会に提出しなければならない。

11　等

㈠　会社の設立に際して発行する株式と会社の成立後なお引き受けのないものがあるときは、発起人の一人又は数人に対し、その引き受けた者に対し、その株式を自己に売り渡すべきことを請求することができる。この場合においては、その株式の引受価額をもつて売買価格とする。

㈡　会社の成立後払込みを為すべき株式の引受けをした者

㈢　㈡に掲げる者から引き受けたものとみなされた者

㈣　㈠及び㈡の規定は、株式分割により定めた価格に著しく不足するときは、その不足額を支払う義務を負う。

㈤　現物出資の目的たる財産の価格を株主総会の決議により定めた場合において、その財産の新株発行当時における実価が決議により定めた価格に著しく不足するときは、その不足額を支払う義務を負う。

㈥　法第二百八十六条第三項の規定は、㈤の場合について準用する。

12　事後設立

㈠　会社が法第二百四十六条に定める契約をするとき、取締役は、その契約に関する調査をさせるため、検査役の選任を裁判所に請求しなければならない。

㈡　8㈡は、㈠の場合について準用する。

㈢　検査役の報告書及び㈡において準用する8㈡による証明書は、㈠の契約につき決議をすべき総会に提出しなければならない。

㈣　取締役は、㈢の書類を調査し、㈠の契約につき決議をすべき総会にその意見を報告しなければならない。

三　株式会社の計算・公開

1　貸借対照表等の商業登記所における公開等

㈠　取締役は、貸借対照表及び損益計算書並びに監査報告書を、定時総会終結後、法務省令で定める期間内に同項の規定によりこれらを定時総会に提出した場合においては、その提出後五年内は、法務省令で定めるところにより、手数料を納付して、写しの交付を請求することができる。

㈡　㈠の会社は、当分の間、㈠にかかわらず、㈠に掲げる書類を提出しないことができる。この場合においては、その書類を提出しない会社については、㈣を適用しない。

㈢　現物出資の目的たる財産の価格を株主総会の決議により定めた価格に著しく不足するときは、その不足額を支払う義務を負う。

㈣　法第二百八十六条第三項の規定は、㈢の場合について準用する。

2

㈠　利益の資本組入れ

㈠　会社は、利益の処分により、配当をすることができる利益の額の全部又は一部を資本に組み入れることができる。

㈡　法第二百九十三条ノ二第一項から第四項まで及び第二百九十三条ノ三ノ二の規定は、削除する。

（注）　㈡の規定は、株式分割に関する規定として整理する。

3

㈠　株式分割

㈠　株式の分割をする場合においては、額面株式一株の金額を変更するときは、株式の分割の決議において、その株券及び端株券を会社に提出すべき旨及びその期間内に提出されない株券は無効となる旨を公告しなければならない。ただし、その期間は、一月を下ることができない。

㈡　㈠の場合においては、株式の分割をした後の発行済株式の総数が五百万を超えないときは、商法第二百八十条ノ二第二項の規定にかかわらず、取締役は、法第二百八十条ノ二第一項の規定による公告を省略することができる。

㈢　㈠の会社は、当分の間、㈠にかかわらず、損益計算書及び監査報告書を提出された日後五年内は、法務省令で定めるところにより、手数料を納付して、写しの交付を請求することができる。

㈣　資本の額が五億円未満で、最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が二億円未満の株式会社については、法第二百八十条第三項の規定による取締役は、法第二百八十条ノ二第一項の規定による公告を省略することができる。

㈤　四の会社は、当分の間、㈠にかかわらず、損益計算書及び監査報告書を提出された日後五年内は、法務省令で定めるところにより、手数料を納付して、写しの交付を請求することができる。

㈥　㈤の規定は、株式分割により定めた価格に著しく不足するときは、その不足額を支払う義務を負う。

㈦　㈥の規定は、法第三百四十三条第一項の規定により株主総会の決議に代わる書面による決議に賛成した取締役、会社に対し連帯して、その不足額を支払う義務を負う。

㈧　㈦の規定は、㈥の規定による義務の履行について準用する。

4

㈠　株式分割

㈠　株式の分割をする場合においては、額面株式一株の金額を変更するときは、株券を会社に提出すべき旨及びその期間内に提出されない株券は無効となる旨を公告しなければならない。ただし、その期間は、一月を下ることができない。

㈡　㈠の場合においては、株式の分割をした後の発行済株式の総数が五百万を超えないときは、商法第二百八十条ノ二第二項の規定にかかわらず、取締役は、法第二百八十条ノ二第一項の規定による公告を省略することができる。

㈢　㈠の会社は、当分の間、㈠にかかわらず、損益計算書及び監査報告書を提出された日後五年内は、法務省令で定めるところにより、手数料を納付して、写しの交付を請求することができる。

㈣　資本の額が五億円未満で、最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が二億円未満の株式会社については、法第二百八十条第三項の規定による取締役は、法第二百八十条ノ二第一項の規定による公告を省略することができる。

㈤　㈣の規定は、株式分割により定めた価格に著しく不足するときは、その不足額を支払う義務を負う。

㈥　㈤の規定は、法第三百四十三条第一項の規定により株主総会の決議に代わる書面による決議に賛成した取締役、会社に対し連帯して、その不足額を支払う義務を負う。

㈦　㈥の規定は、㈣の規定による義務の履行について準用する。

5　株式分割の手続

㈠　株式の分割により株券を提出することを要しないこととした場合において、株券がある株主が株式の分割により株式を受ける権利を有する旨を、その日の二週間前、その日が法第二百三十四条ノ三第一項の期間中であるときはその期間の初日の二週間前に公告しなければならない。

㈡　㈠の場合においては、株式の分割は、株式の分割の決議において定めをした場合を除き、㈠の一定の日においてその効力を生ずる。

㈢　㈠の場合において、株券及び端株券を提出することを要しないこととした場合においては、会社は、株式の分割をする旨及び一定の日において株主名簿に記載がある株主が株式の分割により株式を受ける権利を有する旨を、その日の二週間前に公告しなければならない。

㈣　㈢の規定は、株券の読替えその他㈢の規定による公告に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

6

㈠　株式分割の手続

㈠　株式の分割により株券及び端株券を提出することを要しない場合においては、会社は、株式の分割をする旨及び一定の日において株主名簿に記載がある株主が株式の分割により株式を受ける権利を有する旨を、その日の二週間前に公告しなければならない。

㈡　㈠の場合においては、株式の分割は、株式の分割の決議において定めをした場合を除き、㈠の一定の日においてその効力を生ずる。

㈢　㈠の場合において、株券及び端株券を提出することを要しないこととした場合においては、会社は、株式の分割をする旨及び一定の日において株主名簿に記載がある株主が株式の分割により株式を受ける権利を有する旨を、その日の二週間前、その日が法第二百三十四条ノ三第一項の期間中であるときはその期間の初日の二週間前に公告しなければならない。

㈣　㈢の規定は、株券の読替えその他㈢の規定による公告に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

7　株券の読替等

㈠　株式の分割により額面株式の一株の金額を変更した場合において、4㈡による定めがあるときは、額面株式の一株の金額を記載した株券及び端株券は、変更後の一株の金額を記載したものとみなす。

㈡　㈠は、㈠の株券及び端株券を所持する者がこれを提出して新たな株券及び端株券の交付を請求することを妨げない。

㈢　法第二百九十三条ノ三第三項の規定は、株券の読替えその他㈢の規定による公告に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

8　株券の分割により株券及び端株券の提出を要する場合の手続については、現行法を維持する。

9　株券の分割により株券及び端株券の提出を要する場合の手続

㈠　株式の分割により株券及び端株券を提出することを要しない場合においては、会社は、株式の分割をする旨及び一定の日において株主名簿に記載がある株主が株式の分割により株式を受ける権利を有する旨を、その日の二週間前に公告しなければならない。

㈡　㈠の場合においては、株式の分割は、株式の分割の決議において定めをした場合を除き、㈠の一定の日においてその効力を生ずる。

㈢　㈠の場合において、株券及び端株券を提出することを要しないこととした場合においては、会社は、株式の分割をする旨及び一定の日において株主名簿に記載がある株主が株式の分割により株式を受ける権利を有する旨を、その日の二週間前、その日が法第二百三十四条ノ三第一項の期間中であるときはその期間の初日の二週間前に公告しなければならない。

㈣　㈢の規定は、株券の読替えその他㈢の規定による公告に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

10　株券の読替等

㈠　株式の分割により額面株式の一株の金額を変更した場合において、4㈡による定めがあるときは、額面株式の一株の金額を記載した株券及び端株券は、変更後の一株の金額を記載したものとみなす。

㈡　㈠は、㈠の株券及び端株券を所持する者がこれを提出して新たな株券及び端株券の交付を請求することを妨げない。

㈢　法第二百九十三条ノ三第三項の規定は、株券の読替えその他㈢の規定による公告に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（二頁より続く）

（三頁へ続く）

（二頁より続く）

式の分割について準用しない。

7　利益準備金の積立基準

会社は、その資本の四分の一に達するまでは、毎決算期に利益の処分として会社が支出する金額の十分の一以上を利益準備金として積み立てなければならない。

四　その他

1　業務代行者選任等の仮処分

㈠　仮処分によって選任された業務執行社員、取締役又は清算人の業務代行者又は職務代行者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、会社の常務に属しない行為をすることができない。ただし、特に裁判所の許可を得た場合は、この限りでない。

㈡　㈠の業務代行者又は職務代行者が㈠に違反したときでも、会社は、善意の第三者に対してその責めに任ずる。

㈢　法第六十七条ノ二の規定は、取締役、監査役及び清算人について準用する。

2　社債発行限度

社債の募集は、最終の貸借対照表により会社に現存する純資産額を限度とし、資本及び準備金の総額による制限を廃止する。

第二　有限会社法の一部改正

一　設立等

1　社員の員数

有限会社法（以下第二において「法」という。）第六十九条第一項第五号の規定は、削除する。

2　設立費用

第一の一2は、有限会社について準用する。

3　最低資本金

資本の総額は、五百万円を下ることができない。

4　最低資本金に関する経過措置

㈠　改正法の施行の際現に存在する有限会社については、当分の間、3中「五百万円」とあるのは、「三百万円」とする。

㈡　改正法の施行の際現に存在する有限会社で、その資本の額が三百万円に満たないもの（改正法の施行後その資本の額が三百万円以上となったものを除く。）が有すべき資本の総額については、改正法の施行の日から五年間は、なお従前の例による。

㈢　㈡の有限会社は、㈡の期間内に限り、社員総会の決議により、その組織を変更して合名会社又は合資会社とすることができる。

㈣　㈢の決議は、法第四十八条第一項に定める決議をもってしなければならない。

㈤　有限会社が㈢によりその組織を変更したときは、本店の所在地においては二週間、支店の所在地においては三週間内に、有限会社については解散の登記、合名会社については商法第六十四条第一項に定める登記、合資会社については商法第百四十九条に定める登記をしなければならない。

㈥　三2、4㈡及び5㈡、法第六十一条第一項及び第六十四条第三項並びに商法第百条の規定は、㈢の場合について準用する。

㈦　商法第二百十条第四号及び第二百十一条の規定は、㈤において準用する三2㈠による持分の買取りについて準用する。

5　最低資本金に達しない場合の措置

㈠　4㈡の期間が満了した時において登記された資本の総額が三百万円に満たない有限会社は本店の所在地を管轄する登記所に資本の総額を三百万円以上とする変更の登記又は合資会社若しくは合資会社に組織を変更した場合にする登記の申請をすべき旨を法務大臣が官報をもって公告した場合において、その会社が二月内にその申請をしないときは、その会社は、その期間満了の時に解散したものとみなす。

㈡　㈠の公告があったときは、登記所は、㈠の会社に対し、その公告があった旨の通知を発しなければならない。

㈢　㈠により解散したものとみなされた会社は、その後三年内に資本の総額を三百万円以上とし、又はその組織を変更して合名会社若しくは合資会社とするため、会社を継続することができる。

㈣　㈢の会社の継続は、㈢の期間内に㈢の資本の増加又は組織変更をしなかったときは、その効力を失う。

㈤　法第七十条第一項の規定は、㈢による会社の継続の決議について、4㈢から㈦までは㈢により会社の継続をした会社が㈢の期間内にする組織変更について準用する。

6　出資一口の金額

㈠　出資一口の金額は、五万円を下ることができない。

㈡　改正法の施行の際現に存在する有限会社の出資一口の金額については、改正法の施行後も、なお従前の例による。

7　出資の払込み

㈠　出資の払込みは、取締役が払込みを取り扱うべきものとして定めた銀行又は信託会社においてしなければならない。

㈡　商法第百八十九条の規定は、㈠の銀行又は信託会社について準用する。

8　検査役の調査及び裁判所の処分

㈠　定款をもって法第七条に掲げる事項を定めたときは、取締役は、これに関する調査のため、検査役の選任を裁判所に請求しなければならない。

㈡　商法第百七十三条第二項から第四項までの規定は、㈠の場合について準用する。

9　現物出資等に関する検査役の調査の省略

第一の一8は、定款をもって法第七条第二号及び第三号の定めをした場合について準用する。

10　設立手続の調査

第一の一9は、有限会社の取締役及び監査役について準用する。

11　取締役の責任等

㈠　法第七条第二号又は第三号の財産の会社設立当時における実価が定款に定めた価格に著しく不足するときは、社員のほか、会社成立当時の取締役も、会社に対し連帯してその不足額を支払う義務を負う。

㈡　㈠の財産が検査役の調査を受けたものであるときは、当該財産の現物出資者及び譲渡人でない社員及び取締役は、その財産について法第十四条及び㈠及び法第十五条の取締役の義務は、免除することができない。

㈢　㈡及び法第十五条の取締役の義務は、免除することができない。

㈣　㈠の取締役の義務は、

12　事後設立

第一の一12は、会社が法第四十条第三項の契約をする場合について準用する。

二　持分

1　持分の譲渡

㈠　社員がその持分の全部又は一部を社員でない者に譲り渡そうとする場合においては、その社員は、会社に対し、譲渡の相手方及び譲り渡そうとする出資口数を記載した書面をもって、譲渡を承認すべきこと又はこれを承認しないときは他に譲渡の相手方を指定すべきことを請求することができる。

㈡　第一の二1㈡は、㈠による承認の請求があった場合について準用する。

㈢　㈡による指定の請求があった場合の手続については、現行法を維持する。

㈣　㈠による指定の請求があったときは、会社は、善意の第三者に対してその責めに任ずる。

2　持分取得者からの請求

社員でない者が持分を取得した場合においては、その者は、会社に対し、取得した出資口数を記載した書面をもって、取得を承認しないときはその持分を買い受けるべき者を指定すべきことを請求することができる。この場合においては法第十九条第四項の規定を準用する。

3　現物出資に関する検査役の調査

㈠　資本増加の場合において現物出資をする者があるときは、取締役は、法第四十九条第一号の事項の調査のため、検査役の選任を裁判所に請求しなければならない。

㈡　㈠の財産が検査役の調査を受けたものであるときは、当該財産の現物出資者及び譲渡人でない社員及び取締役は、その財産について法第十四条及び㈠及び法第十五条の取締役の義務は、免除することができない。

㈢　㈡及び法第十五条の取締役の義務は、免除することができない。

㈣　㈠の取締役の義務は、

4　現物出資に関する取締役の不足額塡補責任

㈠　現物出資の目的たる財産の資本増加当時における実価が総会の決議により定めた価格に著しく不足するときは、その現物出資に関する議案を総会に提出した取締役は、議案に掲げた財産の価格と実価との差額を限度として、会社に対し連帯してその不足額を支払う義務を負う。

㈡　法第三十条ノ二第二項の規定は、㈠の場合について準用する。

㈢　現物出資の目的たる財産が検査役の調査を受けたものであるときは、当該財産の現物出資者でない社員及び取締役は、その財産について法第五十四条第一項及び㈠の義務を負わない。

㈣　㈠の取締役の義務は、

三　組織変更

1　株式会社から有限会社への組織変更

㈠　株式会社は、商法第三百四十八条第一項に定める決議により、その組織を変更して有限会社とすることができる。ただし、社債の償還を完了していないときは、この限りでない。

㈡　㈠による組織変更に関する議案の要領は、商法第二百三十二条に定める通知に記載しなければならない。

㈢　商法第三百四十八条第二項の規定は、㈠の決議について準用する。

㈣　法第六十四条第二項から第四項までの規定は、維持する。

2　反対株主の株式買取請求権

㈠　1㈠の決議をすべき総会に先立ち、会社に対し書面により組織変更に反対の意思を通知しかつ総会においてこれに反対した株主は、会社に対し、自己の有する株式を組織変更がなければその有すべき公正な価格をもって買い取るべきことを請求することができる。

㈡　商法第二百四十五条ノ三及び第二百四十五条ノ四の規定は、㈠の場合について準用する。

㈢　商法第二百十条及び第二百十一条にも、所要の手当てをする。

3　株主の純資産額塡補責任

2により会社に自己の株式を売り渡した株主については、法第六十五条第一項の規定は、適用しない。

4　組織変更の公告及び債権者保護手続

㈠　会社は、1㈠の決議の日から二週間内に組織変更の旨を公告し、かつ、株主及び株主名簿に記載がある質権者に対しこれを通知しなければならない。

㈡　商法第百条の規定は、㈠の組織変更により資本を減少する場合について準用する。

5　有限会社から株式会社への組織変更

㈠　有限会社は、法第四十八条に定める決議により、その組織を変更して株式会社とすることができる。

㈡　㈠による組織変更に関する議案の要領は、法第三十六条に定める通知に記載しなければならない。

㈢　㈠による組織変更については、裁判所の認可を受けることは、要しない。

㈣　2から4までは、㈠による組織変更について準用する。

㈤　法第六十七条第二項、第四項及び第五項の規定は、維持する。

四　その他

取締役等の職務代行者選任等の仮処分

第一の四1㈠及び㈡は仮処分によって選任された有限会社の取締役及び清算人の職務代行者について、同㈢は有限会社の取締役、監査役及び清算人について準用する。

第三　社債発行限度暫定措置法の一部改正

社債発行限度

社債は、担保付社債、転換社債、新株引受権付社債及び外国において募集する社債に限り、当分の間、商法第二百九十七条の規定による制限を超えて募集することができる。ただし、社債の総額は、最終の貸借対照表により会社に現存する純資産額の二倍を超えてはならない。

〈参考〉

三　計算公開

一　貸借対照表等の商業登記所における公開等

	資本金５億円以上または負債額200億円以上	資本金３千万円以上５億円未満または負債５億円以上200億円未満	３千万円未満で負債額５億円未満
決算公告	貸借対照表又はその要旨を公告	当分の間 貸借対照表又は その要旨の公告を 省略することができる。	貸借対照表又はその要旨を公告
登記所公開	貸借対照表 損益計算書 監査報告書 提出	当分の間 貸借対照表のみ 提出	当分の間、全部提出不要

歴史考察

ゾルゲスパイ事件（二）

逮捕された時すでにゾルゲは、日本の国内の情報は細大洩らさず知らないものはないというほど、日本の軍隊及び政府のあらゆる機密をスパイしていたといわれている。

麻布にあった彼の自宅から夜中にモスクワに暗号電報を打っていたのだった。警視庁刑事がゾルゲの家に踏み込んだ時には、彼の自宅には日本の歴史の書物が山と積まれていたといわれる。

ゾルゲは、日本をスパイするために、日本の歴史や日本人というものを深く研究していたのだ。歴史書の中には、「日本書紀」「古事記」「万葉集」「源氏物語」等々日本の古文書や文献の数がおびただしく在ったといわれ、いわばゾルゲの場合、単なる情報キャッチにとどまらず、日本人そのものを徹底的に研究していたのであった。

ゾルゲはまた、ドイツ大使のオットーに大変気に入られドイツ大使館にデスクを置いていたほどで、当時日本はドイツと友好関係を結んでいたわけだから、日本の方針というものはドイツに全部通知していたわけであり、したがってゾルゲは、その線からも日本の機密を楽々と入手することができたのだった。

一方、尾崎は内閣嘱託であるから、これまた内閣の機密はすべて知ることができた。実に八年間という長い期間彼らは、何の疑いも持たれずに日本の国家機密を入手し続けていた。昭和十六年の七月、日米開戦の前夜であるが、当時野村駐米大使や来栖特命全権大使がアメリカと戦争回避のためのいろいろな交渉をしていたけれども、それらの中身も全部モスクワに筒抜けになっていた。当時のソ連が一番知りたがったことは何であったか。それは、日本がソ連を攻撃するかしないか、ドイツと挟み撃ちにするかしないかということだった。これこそスターリンの一大関心事だったのである。

昭和十六年七月二日に御前会議が開催され、この御前会議の模様を、ゾルゲスパイ団を通じてスターリンは入手することができた――要するに日本は満州に関東軍がいるけれどもソ連を絶対攻撃しないということ、日本の基本的政策は南進にある、というニュースを、西園寺公一という人物から尾崎が入手し、直ちにクレムリンに打電したのだった。したがってスターリンとしては、日本とドイツの挟み撃ちはないという確証を得たわけで、ソ連としては、満州国境に配備させておいた軍隊をほとんど欧州戦に向けることができ、対ドイツ戦に全力をそそげることができたのである。これはまことに最高の国家機密であり、それがクレムリンに送られたのだった。

また、日本が大陸における拠点としていた満鉄に、調査部があった。満鉄は日本の国策会社であるから、満鉄の調査部は、日本の戦争の遂行に関するありとあらゆるデータを調査していた。これは軍隊だけでなく、軍需物資、油、その他すべての戦争に必要なものを日本がどれだけ保有しているかの重要書類が含まれているが、それらも全部、尾崎を通じてゾルゲに提供されていたわけである。

捕えられたゾルゲは、これらの証拠をすべて突きつけられ、一年以上にわたる警視庁の尋問を受けた。警察においては三十二回、検事が十三回で、予審判事四十五回という調書を取られて、昭和十九年十一月に、尾崎とともに死刑を執行された。

当時の日本には、このようなスパイ団を検挙するためには治安維持法という強力な法律があり、勿論現在は廃止されているが、このほか国防保安法、軍規保護法、軍用資源機密保護法等いずれも死刑を最高刑とする強力な法律があって、これらに全部抵触するということは当時の日本としては当然であった。宮城とクラウゼンは獄死している。

要するに、日本にとってはゾルゲらのスパイ行為は大変な悪であるが、ソ連にとっては数万、数十万の兵力に匹敵する勲功である。日本人は、大体農耕民族なので、情報ということには割合疎い民族である。狩猟民族は大草原を家畜の飼料を求めて動くので、どこそこに食糧がある、草があるという情報を大事にするというわけで、それが長い間に情報を取るということ、情報に対する評価が培われている。日本の歴史上で、この情報を大切にした武将は、最近ブームの信長である。永楽三年に、三千の兵で今川義元三万の兵に挑戦し、桶狭間において勝利したことは有名だ。この時、信長は情報を持って来た者を軍功第一とした。いかにも信長らしく、情報を大事にする武将も日本にいた。

現在の企業経営においても情報を大切にした武将は、最近国家の存立においても、情報というものがいかに大事であるかいうまでもない。そういう情報を八年間も取られていて全然気がつかなかった近衛内閣は、日本の国家機密というものに対して、また国防というものに対して非常に無関心であったということであり批判されて然るべきである。

しかし戦後の日本に平和ぼけのような形はないか。現在の日本においても、防衛庁を中心として、ソ連のスパイ網は人知れず物凄く活躍していると聞く。というのは、日本の防衛庁に米軍の基地の重要機密というものが入っているわけだから、防衛庁を通じてアメリカの軍備、その他の方針なりの情報をキャッチすることが可能なわけである。冷戦緩和がスパイ戦の激しさを和げてくれることを祈りたいと思う。

（税理士　今村秀夫）

銘語録

小説のなかに登場する人物、大身旗本堀内蔵助が養女で姪の真琴に、その生いたちの秘密について黙っていたことを説明するくだりのなかで、内蔵助が言っている言葉である。

日常生活をつづけていても、この人はどうしてこんなに人を信頼できないのかと思うことがよくある。立場が変ると考えも変ってしまう。

税務署の調査をうけているときに税務署の側からみると、すべての行動が税金のがれにみえるらしく、その会社の人間関係や特殊性がどうにも理解できなくて、立会っていて困ることがよくある。

特に身内同士のことになると親の心子知らずで自分が子をもってみないと親の気持ちは分らない。親が一所懸命に子のためにやったことも異なる立場でみるとその場では分らず、親が死んだあとになって分ることがある。人の智恵とはその程度のものである。

「知らしむべからず、依らしむべし」という言葉がある。よく封建制度の代名詞のように使われているが、これは誤解であって、真の意味は、民衆は一般に政治を理解することはできないから、為政者は民衆の信頼をえなくてはならないということである。

真に必要な第一歩は信頼関係といえる。

〈鍾馗〉

物事を見る眼は、人それぞれに異なる。いったん、うたがいの眼をもって見るときは、うたがいを生み、引いては、ぬきさしならぬものとなるものじゃ

池波正太郎
―（小説）まんぞく、まんぞく―

税の歴史から　四條畷にて　<94>

昭和二十年の二月頃、私は、四分六分といって十のうち四を納めさせる法を行軍病院北病棟という旅館を徴用した所にいた。その頃よく軍歌として四條畷という唱歌が歌われていた。どうして軍歌になっているのか良く判らなかったが、この歌は私は好きである。

吉野を出でて、うち向う、飯盛山のまつかぜに、なびくは雲か白旗か。ひびくは敵のときの声。

それにしても飯盛山とはほどんな山であろうか、四條畷神社はどういう神社であろうかと長年思っていたが、今年の建国記念日に雨の中ではあったが行く機会を得た。

飯盛山は思ったより高く人手の加えられていないらしいのが良かった。神社に入ると、楠正行が渡辺の橋で川に落ちた敵兵を救ったことは、ナイチンゲールに先立つこと五百年であると書いてある。たしかに楠一族には暖い思いやりの血が流れていたようである。ある書物に「楠中将は十分にして其二を納め事あり、此時隣國の民子来して山林までも居餘れり」とある。この表現は大げさとしても鎌倉幕府以来武家の取分が三分の一位だったのを、二割にするという税負担の軽減に農民の人気がわき、農民が喜んで集ってくる様が思いうかべられる。

これに対して足利の代には、一段の賦税は変えなかったらしい。

文録四年の法制の中に三分の二は地頭がとる事も決めている。

（公認会計士・税理士　岸本勝次）

IDOハンディフォン

いつでも、どこでも、情報発信基地

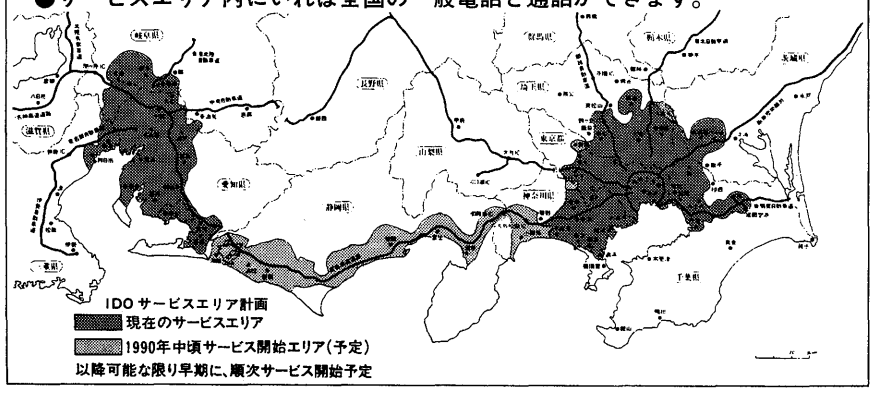
◆ゲーンとお得な料金
基本料金20～24%安
通話料金13%安
絶対おトク
¥NTT

◆移動時間を利用して打合わせ
ウン、ウン…それで…

◆公衆電話を探す必要がありません

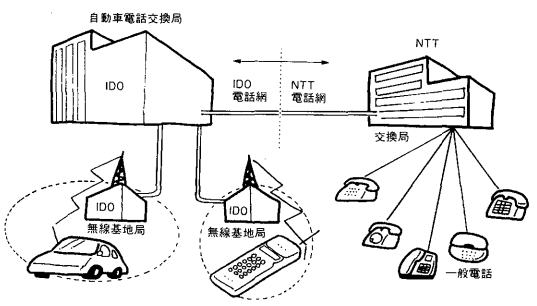
◆渋滞時の連絡

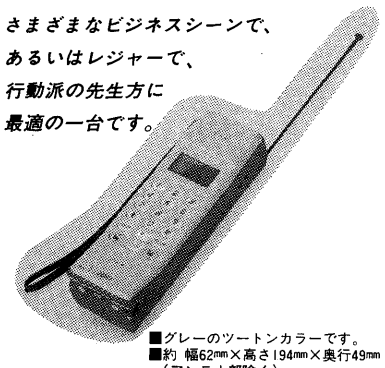
広がるサービスエリア！
首都圏・中部圏から全国に発信・着信可能！
●サービスエリア内にいれば全国の一般電話と通話ができます。



携帯電話のしくみ

携帯電話の電波は、まず無線基地局でキャッチされ、自動車電話交換局へつながり、相手が一般電話の場合はＮＴＴ一般電話交換局を経由して、また、相手が自動車電話・携帯電話のときは、相手の近くにある無線基地局からの電波により通話ができるようになっています。





さまざまなビジネスシーンで、
あるいはレジャーで、
行動派の先生方に
最適の一台です。

■グレーのツートンカラーです。
■約 幅62㎜×高さ194㎜×奥行49㎜（アンテナ部除く）
■約670ｇ

お問い合せ、お申し込みは下記担当者まで

日本移動通信㈱特約店

㈱日本会計士学館

〒113 東京都文京区本郷5-18-3

☎(03)815-3414㈹ 五十嵐 小林